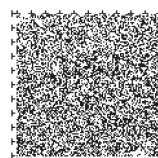


しょうがいじしゃふくし
障害児者福祉のしおり

2025



わかやまけん ふくしほけんぶ
和歌山県 福祉保健部
ふくしほけんせいさくきょく しょうがいふくしか
福祉保健政策局 障害福祉課



もくじ 目次

1 各種相談窓口

【障害福祉に関する行政相談窓口】

- (1) 県振興局健康福祉部 1
- (2) 市福祉事務所 町村福祉係 2
- (3) 和歌山県障害児者サポートセンター 4
- (4) 和歌山県DV相談支援センター 4
- (5) 児童相談所 5

【発達障害に関する相談窓口】

- (6) 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス 6

【こころの健康や医療に関する相談窓口】

- (7) 保健所(こころの健康) 6
- (8) 和歌山県精神保健福祉センター 7
- (9) 精神科救急医療体制整備／和歌山県精神科救急情報センター 8

【難病に関する相談窓口】

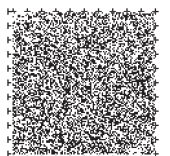
- (10) 和歌山県難病・こども保健相談支援センター 9
- (11) 医療的ケア児等に関する相談窓口 9

【障害者虐待に関する相談窓口】

- (12) 障害者虐待に関する相談 10
- (13) 精神科病院内における障害者虐待に関する相談 11

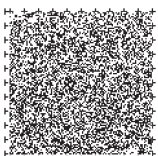
【各種障害福祉に関する相談窓口】

- (14) 在宅リハビリテーションに関する相談窓口 11
- (15) 和歌山県点字図書館 12
- (16) 和歌山県聴覚障害者情報センター 12
- (17) きのくにアイねっと(和歌山県視覚障害者支援ネットワーク) 12
- (18) 障害者就業・生活支援センター 13
- (19) 障害を理由とした差別等に関する相談 14
- (20) 障害福祉に係る相談員等 (障害者相談員、民生委員・児童委員) 15
- (21) 和歌山県社会福祉協議会 16
- (22) 障害者スポーツ・障害者芸術文化活動に関する窓口 17
- (23) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター 18
- (24) 指定相談支援事業所 18

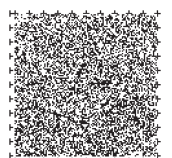


2 障害児者に関する制度やサービス

しょうがいしゃてちょう	
(1) 障害者手帳について	
しんたいしょうがいしゃてちょう	
身体障害者手帳	19
りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう	
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	20
ねんきん てあてどう	
(2) 年金・手当等	
しょうがい き そ ねんきん こくみんねんきんほけん	
障害基礎年金(国民年金保険)	21
しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきんほけん とくべつしょうがいきゅうふきん	
障害厚生年金(厚生年金保険)・特別障害給付金	22
しんしんしょうがいしゃふ ようきようさいせい ど とくべつしょうがいしゃてあて	
心身障害者扶養共済制度・特別障害者手当	23
しょうがいふくしてあて とくべつじどうふようてあて	
障害児福祉手当・特別児童扶養手当	24
じどうふようてあて	
児童扶養手当	25
こそだ しえん	
コラム わかやま子育て支援ポータルサイト	25
いりよう	
(3) 医療	
じりつ しえん いりよう こうせい いりよう いくせい いりよう せいしんつういん いりよう	
自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)	26
じゅうどしんしんしょうがいじ しゃ いりようひじよせい	
重度心身障害児(者)医療費助成	27
なんびょういりようひじよせいせいど	
難病医療費助成制度	27
しょうにまんせいとくていしつべいいりようひじよせい	
小児慢性特定疾病医療費助成	28
こう きこうれいしゃいりようせいど さいいじょう てきよう	
後期高齢者医療制度の65歳以上からの適用	28
しょうがいふくし	
(4) 障害福祉サービス	
かい こきゅうふ	
・介護給付	
きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん	
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	29
た んきにゅうしょ	
短期入所	29
りょうようかいご せいかつかいご しせつにゅうしよしえん	
療養介護・生活介護・施設入所支援	30
くんれんとうきゅうふ	
・訓練等給付	
じりつ せいかつえんじょ きょうどうせいかつえんじょ	
自立生活援助・共同生活援助(グループホーム)	31
じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	31
しゅうろうい こうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた がた しゅうろうていちゃくしえん	
就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援	31
しゅうろうせんたくしえん	
就労選択支援	32
しょうがいじしえん	
(5) 障害児支援	
しょうがいじつうしよしえん	
・障害児通所支援	
じどうはったつしえん ほ う か ごとう	
児童発達支援・放課後等デイサービス	33
きょたくほうもんがたじど うはったつしえん ほいくしよとうほうもんしえん	
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援	33
しょうがいじにゅうしよしえん	
・障害児入所支援	
ふくしがたしょうがいじにゅうしよし せつ いりようがたしょうがいじにゅうしよし せつ	
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	34



・乳幼児きこえとことば相談(巡回相談)	34
・聴覚障害のある児童に対する補聴器の助成	34
(6)福祉資金、補装具、日常生活用具等	
生活福祉資金の貸付(福祉費)	35
補装具費支給制度・日常生活用具の給付・貸与	36
障害者自動車改造費助成・障害者自動車運転免許取得費助成	37
身体障害者補助犬給付	37
コラム ほじょ犬マークをご存じですか？	37
(7)意思疎通支援	
手話通訳者設置・手話通訳者派遣	38
要約筆記者派遣・盲ろう者向け通訳・介助員派遣	38
失語症者向け意思疎通支援者派遣	38
(8)就労支援	
和歌山県による支援(和歌山産業技術専門学院 総合実務科)	39
ハローワークによる支援・和歌山障害者職業センターによる支援	40
(9)税の減免等	
住民税の障害者控除・住民税の非課税	41
自動車税・軽自動車税の減免・ゴルフ場利用税の非課税	42
個人事業税の非課税・所得税の障害者控除	43
所得税の医療費控除・所得税の小規模企業共済掛金控除	44
身体障害者用物品の非課税	44
相続税の障害者控除・少額貯蓄の利子等の非課税	45
県税事務所の名称と管轄区域	46
県内税務署の名称と管轄区域	46
国税に関する質問・ご相談	46
(10)住まいに関する支援	
県営住宅への入居・福祉のまちづくり施設アドバイザー派遣事業	47
わかやま・福祉のまちづくりマップ	47
(11)料金の割引制度・サービス等	
各種運賃割引(鉄道運賃・バス運賃・タクシー運賃・航空運賃)	48
有料道路通行料金割引	49
NHK放送受信料の免除	49
携帯電話基本使用料等の割引・NTTの無料番号案内(ふれあい案内)	50



ゆうびん かん わりびきとう

郵便に関する割引等

てんじゆうびんぶつ とくていろうくおんぶつとうゆうびんぶつ

・点字郵便物・特定録音物等郵便物 50

しんしんしょうがいしゃよう

てい き かんこうぶつ

ていりょうだいさんゆうびんぶつ

・ゆうパック・心身障害者用ゆうメール・定期刊行物の低量第三郵便物 51

こうてききかん かくしゆせいと と く

(12) 公的機関の各種制度・取り組み

ヘルプマーク・ヘルプカード 52

ゆうびんとう

ふざいしゃとうひよう

じどうしゃ

じ こ たいさくきこう

かいごりようしきゆう

郵便等による不在者投票・自動車事故対策機構による介護料支給 53

けんりつし せつしやうりようげんめん せいど

おんせいいい がい

ほうほう

ばん

県立施設使用料減免制度・音声以外の方法による110番 54

ちゆうしゃきんし

じよがい

駐車禁止の除外 55

わ か や ま け ん しょうがいしゃとうようちゆうしゃく か くりようしょう

和歌山県障害者等用駐車区画利用証 56

わ か や ま け ん

うんどう

わ か や ま け ん し ゆ わ げ ん ご じ ょ う れ い

和歌山県あいサポート運動・和歌山県手話言語条例 58

でんわ

電話リレーサービス・ヨメテル 59

さいがい そな

災害に備えて 60

し て い そ う だ ん し え ん じ ゃ う し ょ う し ょ う が い じ し ゃ ふ く し だ ん た い い ち ら ん

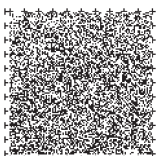
3 指定相談支援事業所・障害児者福祉団体一覧

し て い そ う だ ん し え ん じ ゃ う し ょ う し ょ う が い じ し ゃ ふ く し だ ん た い い ち ら ん

(1) 指定相談支援事業所一覧 61

し ょ う が い じ し ゃ ふ く し だ ん た い い ち ら ん

(2) 障害児者福祉団体一覧 71



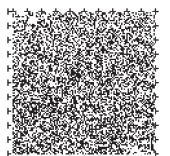
かくしゅそだんまどぐち
1 各種相談窓口

しょうがい ふくし かん ぎょうせいそだんまどぐち
【障害福祉に関する行政相談窓口】

けんしんこうきょくけんこう ふくし ぶ
(1) 県振興局健康福祉部

しちょうそん れんけい ほけんえいせい ふくし いりょうかんけいぎょうむ おこな
市町村と連携し、保健衛生、福祉・医療関係業務を行います。

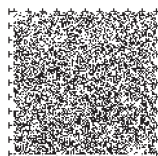
めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX・メール	かんかつち い き 管轄地域
かいそうしんこうきょく 海草振興局 けんこう ふくし ぶ 健康福祉部	〒642-0022 かいなんし おおの なか 海南市大野中939	TEL 073-482-0600 FAX 073-482-3786 メール e1301311@pref.wakayama.lg.jp	かいなんし 海南市 きみのちょう 紀美野町
な が しんこうきょく 那賀振興局 けんこう ふくし ぶ 健康福祉部	〒649-6223 いわでし かつか 岩出市高塚209	TEL 0736-61-0023 FAX 0736-61-0013 メール e1302311@pref.wakayama.lg.jp	き かわし 紀の川市 いわでし 岩出市
い と しんこうきょく 伊都振興局 けんこう ふくし ぶ 健康福祉部	〒649-7203 はしもとし こうやぐちちょう 橋本市高野口町 なごそ 名古屋927	TEL 0736-42-0491 FAX 0736-42-5468 メール e1303311@pref.wakayama.lg.jp	はしもとし ちよう 橋本市、かつらぎ町 くどやまちょう こうやちょう 九度山町、高野町
ありだしんこうきょく 有田振興局 けんこう ふくし ぶ 健康福祉部	〒643-0004 ありだぐん ゆあさちょう ゆあさ 有田郡湯浅町湯浅 2355-1	TEL 0737-64-1016 FAX 0737-64-1261 メール e1304311@pref.wakayama.lg.jp	ありだし ゆあさちょう 有田市、湯浅町 ひろかわちょう ありだかわちょう 広川町、有田川町
ひ だかしんこうきょく 日高振興局 けんこう ふくし ぶ 健康福祉部	〒644-0011 ごほうし ゆかわちょうた から 御坊市湯川町財部 859-2	TEL 0738-22-3481 FAX 0738-22-8751 メール e1305311@pref.wakayama.lg.jp	ごほうし みはまちょう 御坊市、美浜町 ひだかちょう ゆらちょう 日高町、由良町 いなみちょう ひだかがわちょう 印南町、日高川町
にしむろしんこうきょく 西牟婁振興局 けんこう ふくし ぶ 健康福祉部	〒646-8580 たなべし あさひがおか 田辺市朝日ヶ丘 23-1	TEL 0739-26-7932 FAX 0739-26-7935 メール e1306311@pref.wakayama.lg.jp	たなべし ちよう 田辺市、みなべ町 しらはまちょう かみとんだちょう 白浜町、上富田町 すさみちょう すさみ町
ひがしむろしんこうきょく 東牟婁振興局 けんこう ふくし ぶ 健康福祉部	〒647-8551 しんぐうし みどりがおか 新宮市緑ヶ丘2-4-8	TEL 0735-21-9644 FAX 0735-21-9639 メール e1307311@pref.wakayama.lg.jp	しんぐうし なちかつうらちょう 新宮市、那智勝浦町 たいじちょう きたやまむら 太地町、北山村
ひがしむろしんこうきょく 東牟婁振興局 けんこう ふくし ぶくしもとししよ 健康福祉部串本支所	〒649-4122 ひがしむろぐんくしもとちょう 東牟婁郡串本町 にしむかい 西向193	TEL 0735-72-0525 FAX 0735-72-2739 メール e1307412@pref.wakayama.lg.jp	こしがわちょう くしもとちょう 古座川町、串本町



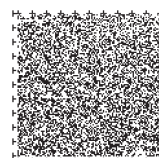
し ふくしじ むしよ ちょうそんふくしがかり
(2) 市福祉事務所 町村福祉係

す かた しょうがい かん そうだん おう し えん おこな しょうがい ふくし しょうがいじ
お住まいの方の障害に関するさまざまな相談に応じ、支援を行います。障害福祉サービス・障害児
し えん そうだん す しちょうそん と あ
支援サービスのご相談は、まずお住まいの市町村にお問い合わせください。

めい しょう 名 称	たんとうか 担当課	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
わか やまし ふくしじ むしよ 和歌山市福祉事務所	しょうがいしやし えん か 障害者支援課	〒640-8511 わか やまし しちばんちょう わか やまし やくしよない 和歌山市七番丁23 和歌山市役所内	TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840
かいなんし ふくしじ むしよ 海南市福祉事務所	しゃかい ふくし か 社会福祉課	〒642-8501 かいなんしみなみあかさか かいなんし やくしよない 海南市南赤坂11 海南市役所内	TEL 073-483-8602 FAX 073-483-8429
はしもとし ふくしじ むしよ 橋本市福祉事務所	ふくし か 福祉課	〒648-0072 はしもとしとうげ はしもとし ほけん ふくし ない 橋本市東家1-3-1 橋本市保健福祉センター内	TEL 0736-33-3708 FAX 0736-32-2515
ありだし ふくしじ むしよ 有田市福祉事務所	ふくし か 福祉課	〒649-0392 ありだしみのしま ありだし やくしよない 有田市箕島50 有田市役所内	TEL 0737-83-1111 FAX 0737-83-6205
ごぼうし ふくしじ むしよ 御坊市福祉事務所	しゃかい ふくし か 社会福祉課	〒644-8686 ごぼうしその ごぼうし やくしよない 御坊市藺350-2 御坊市役所内	TEL 0738-23-5520 FAX 0738-24-2390
たなべし ふくしじ むしよ 田辺市福祉事務所	しょうがい ふくし しつ 障害福祉室	〒646-8545 たなべし ひがしやまいつちようめ たなべし やくしよない 田辺市東山一丁目5-1 田辺市役所内	TEL 0739-26-4902 FAX 0739-25-3994
しんぐうし ふくしじ むしよ 新宮市福祉事務所	ふくし か 福祉課	〒647-8555 しんぐうしかすが しんぐうし やくしよない 新宮市春日1-1 新宮市役所内	TEL 0735-23-3333 FAX 0735-21-5231
き かわし ふくしじ むしよ 紀の川市福祉事務所	しょうがい ふくし か 障害福祉課	〒649-6492 き かわしにしおおい き かわし やくしよない 紀の川市西大井338 紀の川市役所内	TEL 0736-77-2511 FAX 0736-79-3926
いわでし ふくしじ むしよ 岩出市福祉事務所	しゃかい ふくし か 社会福祉課	〒649-6292 いわでしにし の いわでし やくしよない 岩出市西野209 岩出市役所内	TEL 0736-62-2141 FAX 0736-61-1632
きみのちょう 紀美野町	ほけん ふくし か 保健福祉課	〒640-1121 かいそうぐんきみのちょうし もささ 海草郡紀美野町下佐々1408-4	TEL 073-489-9960 FAX 073-489-6655
かつらぎちょう かつらぎ町	ふくし かい ご か 福祉介護課	〒649-7192 いとぐん ちょうちょうのまち 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	TEL 0736-22-0300 FAX 0736-22-6432
くどやまちょう 九度山町	ふくし か 福祉課	〒648-0198 いとぐんくどやまちょうくどやま 伊都郡九度山町九度山1190	TEL 0736-54-2019 FAX 0736-54-2022
こうやちょう 高野町	かいご ふくし か 介護福祉課	〒648-0281 いとぐんこうやちょうこうやさん 伊都郡高野町高野山636	TEL 0736-56-2933 FAX 0736-56-4745
ゆあさちょう 湯浅町	ふくし か 福祉課	〒643-0002 ありだぐんゆあさちょうあおき 有田郡湯浅町青木668-1	TEL 0737-64-1120 FAX 0737-65-3006



めい しょう 名 称	たんとうか 担当課	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
ひろがわちよう 広川町	ほけん ふくし か 保健福祉課	〒643-0071 ありだぐんひろがわちようひろ 有田郡広川町広1500	TEL 0737-23-7724 FAX 0737-64-1565
ありだがわちよう 有田川町	ふくし か やすらぎ福祉課	〒643-0153 ありだぐんありだがわちようおおあざなかいばら 有田郡有田川町大字中井原136-2	TEL 0737-22-4501 FAX 0737-32-3575
みはまちよう 美浜町	こそだ けんこうすいしんか 子育て健康推進課	〒644-0044 ひだかぐんみはまちよう わ だ 日高郡美浜町和田1138-278	TEL 0738-23-4905 FAX 0738-23-3523
ひだかちよう 日高町	こそだ ふくしけんこうか 子育て福祉健康課	〒649-1213 ひだかぐんひだかちようたい え 日高郡日高町高家626	TEL 0738-63-3801 FAX 0738-63-3846
ゆらちよう 由良町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-1111 ひだかぐんゆらちようさと 日高郡由良町里1220-1	TEL 0738-65-0201 FAX 0738-65-3507
いなみちよう 印南町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-1534 ひだかぐんいなみちよういな み 日高郡印南町印南2570	TEL 0738-42-1738 FAX 0738-42-8020
みなべ ちょう 町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒645-0002 ひだかぐん ちょうしば 日高郡みなべ町芝742	TEL 0739-72-2161 FAX 0739-72-2191
ひ だかがわちよう 日高川町	ほけん ふくし か 保健福祉課	〒649-1324 ひだかぐんひだかがわちよう は ぶ 日高郡日高川町土生160	TEL 0738-22-9041 FAX 0738-32-7266
しらはまちよう 白浜町	みんせい か 民生課	〒649-2211 にしむろぐんしらはまちよう 西牟婁郡白浜町1600	TEL 0739-43-5702 FAX 0739-43-5225
かみとんだちよう 上富田町	ふくし か 福祉課	〒649-2192 にしむろぐんかみとんだちようあつそ 西牟婁郡上富田町朝来763	TEL 0739-34-2373 FAX 0739-47-4005
すさみ ちょう 町	じゅうみんせい かつか 住民生活課	〒649-2621 にしむろぐん ちょうす さ み 西牟婁郡すさみ町周参見4089	TEL 0739-55-4804 FAX 0739-55-4008
なちかつうらちよう 那智勝浦町	ふくし か 福祉課	〒649-5392 ひがしむろぐんなちかつうらちようおおあざつきじ 東牟婁郡那智勝浦町大字築地7-1-1	TEL 0735-52-2945 FAX 0735-52-8635
たいじちよう 太地町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-5171 ひがしむろぐんたいじちようたい じ 東牟婁郡太地町太地3767-1	TEL 0735-59-2335 FAX 0735-59-2801
こざがわちよう 古座川町	けんこうふくし か 健康福祉課	〒649-4223 ひがしむろぐんこざがわちようかわぐち 東牟婁郡古座川町川口254-1	TEL 0735-67-7112 FAX 0735-72-0172
きたやまむら 北山村	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒647-1603 ひがしむろぐんきたやまむらおおぬま 東牟婁郡北山村大沼42	TEL 0735-49-2331 FAX 0735-49-2207
くしもとちよう 串本町	ふくし か 福祉課	〒649-3592 ひがしむろぐんくしもとちよう だい 東牟婁郡串本町サンゴ台690-5	TEL 0735-62-0562 FAX 0735-67-7028



わかやまけんしょうがいじしゃ
(3) 和歌山県障害児者サポートセンター

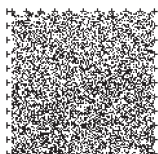
しょうがいち わかやましけみ
【所在地】 〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

たんとうか 担当課	ぎょうむないよう 業務内容	TEL・FAX
しょうがいしやしえんか 障害者支援課	しんたい ちてきのうりよく しょうがいひと かん そうだん しどうとう ・身体、知的能力に障害のある人に関する相談、指導等 りょういくてちょう いがくてき しんりがくてき はんてい そうだんとう ・療育手帳にかかる医学的、心理学的な判定や相談等 しんたいまた ちてきしょうがい かん じゅんかいそうだん じゅうど しょうがいしや ・身体又は知的障害に関する巡回相談や重度の障害者 たい ほうもんしんさ に対する訪問審査	TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036
しゃかいさん かすいしんがかり 社会参加推進係	けんしょうがいしや しんこう かん ・県障害者スポーツの振興に関すること	
しんたいしょうがいしやしえんがかり 身体障害者支援係	しんたいしょうがいしやてちょう しょうがいにていおよ こうふ かん ・身体障害者手帳の障害認定及び交付に関すること しんたいしょうがいしや かか そうだん ほ そうぐ こうせいりりょう せいかつ ・身体障害者に係る相談(補装具、更生医療、生活、その他)	
ちてきしょうがいしやしえんがかり 知的障害者支援係	ちてきしょうがいしや かか そうだん ・知的障害者に係る相談 りょういくてちょう はんていおよ こうふ かん ・療育手帳の判定及び交付に関すること	せんようれんらくさき 専用連絡先 TEL 073-441-7070 FAX 073-446-0036
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害 しえんきよてんきかん 支援拠点機関	こうじのうきのうしょうがいしや かぞくおよ かんけいきかん いりよう ・高次脳機能障害者やその家族及び関係機関からの医療 ふくし しゅうろう しょうがいしやてちょうしゅとく しゃかいほしょう サービス・福祉サービス・就労・障害者手帳取得・社会保障 かん さまざま そうだん に関する様々な相談 かんけいき かんしよくいん けんしゅう けんみん たい ふきゅうけいまつ ・関係機関職員への研修や、県民に対する普及啓発	

わかやまけん そうだんしえん
(4) 和歌山県DV相談支援センター

しょうがいち わかやましけみ
【所在地】 〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

たんとうか 担当課	ぎょうむないよう 業務内容	TEL・FAX
そうだんしえんか 相談支援課	じょせい かか さまざま もんだい なや そうだん ・女性が抱えている様々な問題や悩みについての相談 たいおう 対応 はいぐうしや ぼうりよく りこんもんだい ・配偶者やパートナーからの暴力や離婚問題、ストーカー ひがいてう そうだんたいおう 被害等の相談対応	TEL 073-445-0793 FAX 073-447-1587



（５）児童相談所

めい しょう 名 称	しょう ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
わかやまけんちゅうおうじどうそうだんじよ 和歌山県中央児童相談所	〒641-0014 わかやましけみ 和歌山市毛見1437-218	TEL 073-445-5312 FAX 073-445-3770
わかやまけんきなんじどうそうだんじよ 和歌山県紀南児童相談所	〒646-0011 たなべしんじょうちよう 田辺市新庄町3353-9	TEL 0739-22-1588 FAX 0739-22-1917
わかやまけんきなんじどうそうだんじよ 和歌山県紀南児童相談所 しんぐうぶんしつ 新宮分室	〒647-8551 しんぐうしみどりがおか ひがしむろそうごうちょうしゃない 新宮市緑ヶ丘2-4-8(東牟婁総合庁舎内)	TEL 0735-21-9634 FAX 0735-21-9648
ぎょうむ 業務 ないよう 内容	はったつ しょうがい せんもんてき そうだん しんりがくてきはんていおよ りょういくそうだんとう ・こどもの発達や障害についての専門的な相談や心理学的判定及び療育相談等 さとおや いたく しせつにゆうしよてつづ とう ・里親への委託、施設入所手続き等 ぎやくたい いえで ひこう ふとうこうとう そうだんたいおう ・虐待、しつけ、家出、非行、不登校等の相談対応 さいみまん じどう たい りょういくてちよう はんてい ちゅうおうじどうそうだんじよ のぞ ・18歳未満の児童に対する療育手帳の判定(中央児童相談所を除く)	

児童に関する電話相談は下記ダイヤルもご利用ください

【児童相談所相談専用ダイヤル】 0120-189-783(通話料無料)

【児童相談所虐待対応ダイヤル】 189 (通話料無料) ※お近くの児童相談所につながります。

児童相談所 虐待対応 ダイヤル **189**

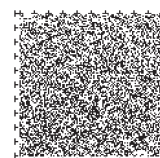
「親子のための相談LINE」

悩みや困りごとを抱えたこどもや子育てに悩む保護者が、スマートフォン等のアプリ「LINE」から、チャット形式で相談ができる窓口です。

1 相談受付時間: 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く) 10:00～20:00

2 利用方法: LINE のアプリに「親子のための相談LINE こども家庭庁」の公式アカウントを友達登録することで利用できます。

おやこ そうだん
「親子のための相談LINE こども家庭庁」
公式アカウント QR コード

はったつしょうがい かん そうだんまどぐち
【発達障害に関する相談窓口】

わ か や ま け ん はったつしょうがいしやし え ん
(6) 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス

しよざいち わ か や ま し あ お い ち ょ う ぼ ん ぐ ー
【所在地】〒640-8273 和歌山市 葵 町 3番25号

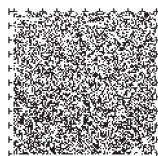
ぎょう む ない よう 業 務 内 容	TEL・FAX・メール	うけつけじかん 受付時間
じへいしょう しょうこうぐん た こうはんせい 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性 はったつしょうがい がくしゅうしょうがい ちゅういけつかん たどうせいしょうがい 発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害 (ADHD)などの発達障害児者に関する相談支援、 りょういくし え ん しゅうろうし え ん おこな 療育支援、就労支援などを行います。	TEL 073-413-3200 FAX 073-413-3020 メール polaris@jtw.zaq.ne.jp	げつ か もく きん 月・火・木・金 10:00～12:00 13:00～16:00 すいようび 水曜日 13:00～16:00 しゅくじつ ぼん (祝日・お盆・ ねんまつねんしのぞ 年末年始除く)

けんこう いりよう かん そうだんまどぐち
【こころの健康や医療に関する相談窓口】

ほけんじょ けんこう
(7) 保健所(こころの健康)

せいしんしつかん さけ いぞんしょうどう なや か き ほけんじょそうだん りよう
精神疾患、ひきこもり、お酒・ギャンブルなどの依存症等の悩みについては、下記の保健所相談をご利用く
ださい。

めい しょう 名 称	しよ ざい ち 所 在 地	TEL	FAX
わ か や ま し ほけんじょ ほけんたいさくか 和歌山市保健所 保健対策課	わ か や ま し ふきあげ 和歌山市吹上5-2-15	073-488-5117	073-431-9980
かいなんほけんじょ 海南保健所	かいなんしおおのなか 海南市大野中939	073-482-0600	073-482-3786
いわでほけんじょ 岩出保健所	い わ で し た かつ か 岩出市高塚209	0736-61-0047	0736-62-8720
はしもとほけんじょ 橋本保健所	は し も と し こ う や ぐ ち ち ょ う な ご そ 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-3210	0736-42-0886
ゆあさほけんじょ 湯浅保健所	ありだぐんゆあさちようゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-63-4111	0737-64-1290
ごぼうほけんじょ 御坊保健所	ご ぼ う し ゆ か わ ち ょ う た か ら 御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481	0738-23-3004
たなべほけんじょ 田辺保健所	た な べ し あ さ ひ が お か 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7952	0739-26-7933
しんぐうほけんじょ 新宮保健所	し ん ぐ う し み どり が お か 新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9629	0735-21-9639
しんぐうほけんじょ くしもとししよ 新宮保健所 串本支所	ひ が し む ろ ぐ ん く し も と ち ょ う に し む か い 東牟婁郡串本町西 向193	0735-72-0525	0735-72-2739



わかやまけんせいしんほけんふくし
(8) 和歌山県精神保健福祉センター

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

県民のこころの健康の保持推進と、精神障害のある人の社会復帰・社会参加促進を図るため、精神保健福祉に関する総合的技術センターとして様々な業務を行っています。			
相談窓口	業務内容	TEL・FAX	受付時間
精神保健福祉センター	・こころの健康についての来所相談 (来所相談は事前予約が必要です。) ・精神障害者保健福祉手帳の判定・交付 ・自立支援医療(精神通院)公費負担の判定・受給者証の交付	TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193	月～金 9:00～17:45 (祝日・年末年始除く)

こころの健康に関する相談は下記ダイヤルや LINE もご利用ください

【こころの電話】 TEL 073-435-5192

(受付時間:月～金 9:30-12:00 13:00-16:00 祝日・年末年始除く)

精神疾患、アルコール問題、依存症、ひきこもり等、こころの健康等に関する相談をお受けします。

【はあとライン】 TEL 0570-064-556 (受付時間:24時間 365日対応)

生きづらさを感じておられる方や、大切な人を自死で亡くされた方の相談をお受けします。

【いのちのセーフティラインわかやま】 県公式LINE

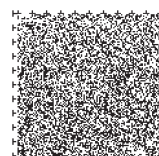
(受付時間:月～金 9:00-17:00 祝日・年末年始除く)

生きづらさを感じておられる方や、大切な人を自死で亡くされた方の相談をお受けします。

下のコードをスマホ等で開くと、LINE友達登録ができます。

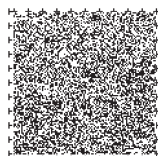


※相談内容の確認は受付時間内となりますので、お返事が後日になることがあります。



せいしん かきゅうきゅういりようたいせいせいび わ か や ま け ん せいしん かきゅうきゅうじょうほう
(9) 精神科救急医療体制整備 / 和歌山県精神科救急情報センター

せいしん かきゅうきゅういりようたいせいせいび 精神科救急医療体制整備				
けん や か ん きゅうじつ きゅうきゅう せいしん か にゅういんとう いりよう ひつよう かた たいしょう せいしん かきゅうきゅういりようたいせい 県では夜間、休日に救急に精神科の入院等の医療を必要とする方を対象に、精神科救急医療体制 せいび じゅしん いりようきかん か き とお じゅしん さい わ か や ま け ん せいしん かきゅうきゅうじょうほう を整備しています。受診できる医療機関は下記の通りです。受診の際には和歌山県精神科救急情報セン か き さい と あ き ぼく りんぱんいりようきかん へんこう ター(下記記載)にお問い合わせください。※紀北の輪番医療機関は変更されることがあります。 じゅしんじかん どうようび にちようび しゅくじつ がつ にち がつ にちようび がつ にち がつ にち しゅうじつ 【受診時間】 土曜日、日曜日、祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの終日 へいじつやかん じ よくじつ じ 平日夜間(おおむね17時～翌日9時)				
けん いき 圏 域	よう び 曜 日	りんぱんいりようきかんめい 輪番医療機関名	しょ ざい ち 所 在 地	れん らく さき 連 絡 先
き ぼくいりようけん 紀北医療圏※ わ か や ま し 和歌山市 き か わ し 紀の川市 い わ で し 岩出市 は し も と し 橋本市 い と ご ん 伊都郡	げつ 月	い き かわびょういん (医)紀の川病院	い わ で し よ し だ 岩出市吉田47-1	0736-62-4325
	か 火	とく い わ か う ら び ょう い ん (特医)和歌浦病院	わ か や ま し わ か う ら ひ が し 和歌山市和歌浦東 3-2-38	073-444-0861
	すい 水	い た む ら び ょう い ん (医)田村病院	わ か や ま し お ご ら 和歌山市小倉645	073-477-1268
	もく 木	い き さ と び ょう い ん (医)紀の郷病院	い と ご ん く ど や ま ち ょ う く ど や ま 伊都郡九度山町九度山 113-6	0736-54-2288
	きん 金	い み や も と び ょう い ん (医)宮本病院	わ か や ま し し お や 和歌山市塩屋3-6-1	073-444-0576
	ど にち 土・日	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	あ り だ ご ん あ り だ が わ ち ょ う し ょ う 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
き ちゅういりようけん 紀中医療圏 か い な ん し あ り だ し 海南市・有田市 ご ぼ う し か い そ う ご ん 御坊市・海草郡 あ り だ ご ん ひ だ か ご ん 有田郡・日高郡	げつ にち 月～日	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	あ り だ ご ん あ り だ が わ ち ょ う し ょ う 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
き な ん い り ょ う けん 紀南医療圏 た な べ し し ん ぐ ろ う し 田辺市・新宮市 に し む る ご ん 西牟婁郡 ひ が し む る ご ん 東牟婁郡	げつ きん 月～金	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	あ り だ ご ん あ り だ が わ ち ょ う し ょ う 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
	ど にち 土・日	き な ん い り ょ う 紀南こころの医療センター	た な べ し ま ち 田辺市たきない町25-1	0739-33-2075
わ か や ま け ん せいしん かきゅうきゅうじょうほう 和歌山県精神科救急情報センター TEL 070-2281-1633 う け つ け じ か ん へいじつ よく ど にち しゅくじつ よく 【受付時間】 平日17:00～翌9:00 土・日・祝日9:00～翌9:00 い きゅうしん じか かんが い こま り ょ う 「かかりつけ医がいない」、「休診」、「時間外」などで困ったときにご利用ください。				



なんびょう かん そうだんまどぐち
【難病に関する相談窓口】

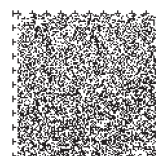
わかやまけんなんびょう ほけんそうだんしえん
(10) 和歌山県難病・こども保健相談支援センター

【所在地】 〒641-8510 和歌山市紀三井寺811-1 和歌山県立医科大学附属病院3階

ぎょうむ 業務内容	TEL・FAX	うけつけじかん 受付時間
なんびょうかんじや ちょうきりょうようじ かぞく かた ちいき ・難病患者や長期療養児、またその家族の方が地域 あんしん せいかつ ほけん ふくし せんもんでき そうだん で安心して生活できるよう保健・福祉の専門的な相談 しえん おこな 支援を行います。 かんじや かぞく かんけいしゃとう りかい ふか せんもん ・患者・家族・関係者等の理解を深めるために、専門 い こうえんかい かんじや かぞく こうりゅうかいとう かいさい 医による講演会や患者・家族との交流会等も開催しま す。	TEL 073-445-0520 FAX 073-445-0603	げつ きん 月～金 9:00～17:45 しゅくじつ ねんまつねんし (祝日・年末年始 のぞ を除く)

いりようてき じとう かん そうだんまどぐち
(11) 医療的ケア児等に関する相談窓口

いりようてき じ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな こうじようてき いりようてき う ふ かけつ 医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠で ある児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するもの)のことをいいます。 す しちょうそん こそだ しえん しょうがいふくし まどぐち じとう びょうき しょうがい そうだん お住まいの市町村の子育て支援や障害福祉の窓口で、児童の病気や障害について相談することができます。 そうだんしえん じぎょうしよ いりようてき じとう はいち りよう ます。相談支援事業所では医療的ケア児等コーディネーターを配置しているところもあり、サービスの利用 ちょうせい かんけいき かん れんらくちようせいう おこな そうだんしえん じぎょうしよ 調整や関係機関との連絡調整等を行っています。相談支援事業所については、61 ページから 70 ペー ジをご確認ください。 けん れいわ ねん がつ わかやまけん いりようてき じとうしえん せっち りよう なお、県では、令和6年2月より和歌山県医療的ケア児等支援センターを設置していますので、ご利用く ださい。			
めいしやう 名称	しよざいち 所在地	TEL・FAX	うけつけじかん 受付時間
わかやまけん いりようてき 和歌山県医療的ケア じとうしえん 児等支援センター	わかやまし こまつばらどおり 和歌山市小松原通1-1 わかやまけんちようしょうがいふくしかない 和歌山県庁障害福祉課内	TEL 073-435-2030 FAX 073-432-5567	9:00～17:00 どにちしゅくじつ ねんまつねんし (土日祝日・年末年始 のぞ 除く)



しょうがいしゃぎやきたい かん そうだん
(12) 障害者虐待に関する相談

しょうがいしゃぎやきたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい し えんとう かん ほうりつ しょうがいしゃぎやきたいぼうしほう しょうがいしゃ
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)では、障害者
たい ぎやくたい ぼうし そうきたいおう ぎやくたい う おも しょうがいしゃ はっけん ひと すみ つうほう
に対する虐待の防止と早期対応のため、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、速やかに通報
ぎむ さだ
することが義務として定められています。

つうほう
届出先

■ すべての障害者虐待の通報・届出、障害者虐待に関する相談

つうほう とどけでさき す しちょうそんしょうがいしゃぎやきたいぼうし さんしょう
【通報・届出先】 お住まいの市町村障害者虐待防止センター（P2からP3を参照）

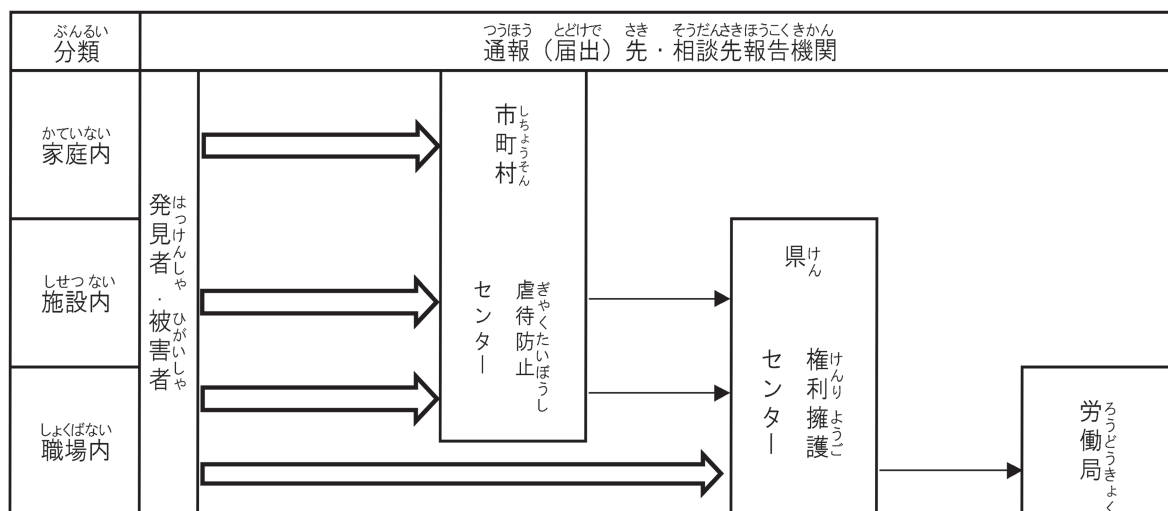
■ 使用者による障害者虐待の通報・届出

つうほう とどけでさき わかやまけんしょうがいしゃけんりようご けんちょうしょうがいふくしかん
【通報・届出先】 和歌山県障害者権利擁護センター（県庁障害福祉課内）

TEL 073-432-5557 FAX 073-432-5567

たいおうじかん へいじつごぜん じ ごごじ ふん
対応時間：平日午前9時から午後5時45分

つうほう
届出先の流れ



ぎやくたい
虐待の分類

■ ①養護者による虐待(家庭内)

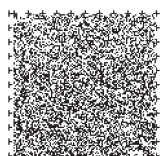
しょうがいしゃ せいかつ せ わ きんせん かんり かぞく しんぞく どうきよ ひと ぎやくたい
障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待

■ ②障害者福祉施設従事者などによる虐待(施設内)

しょうがいしゃふくししせつ しょうがいふくし じぎょうしょ はたら しょういん ぎやくたい
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待

■ ③使用者による虐待

しょうがいしゃ やと じぎょうぬし ぎやくたい
障害者を雇っている事業主などによる虐待



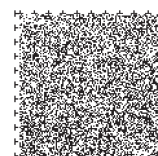
せいしんかびょういんない しょうがいしゃぎやくたい かん そうだん
(13) 精神科病院内における障害者虐待に関する相談

せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ せいしんほけんふくしほう かいせい れいわ ねん がつ にち 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)の改正により、令和6年4月1日から、 せいしんかびょういん ぎょうむじゅうじしゃ しょうがいしゃぎやくたい う おも せいしんしょうがいしゃ はっけん ひと すみ 精神科病院における業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した人は、速や かに通報することが義務として定められました。 ぎやくたい ていぎ しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう さだ ほか せいしんしょうがいしゃ すいじゃく 虐待の定義については、障害者虐待防止法に定められているものの他、精神障害者を衰弱させるような いちじる げんしょく ちょうじかん ほうち たにゅういんしゃ ぼうりよくとうこうい ほうち た ぎょうむじゅうじしゃ ぎょうむ 著しい減食や長時間の放置、他入院者からの暴力等行為の放置その他の業務従事者としての業務を いちじる おこた ぎやくたい ていぎ 著しく怠ることも虐待と定義しています。			
つうほう ・ 届出先	けんちょう けんこうすいしんか 県庁こころの健康推進課		
	TEL 073-441-2641 FAX 073-432-5567 メール e0414001@pref.wakayama.lg.jp たいおうじかん へいじつごぜん じ ご ご じ ぶん 対応時間:平日午前9時から午後5時45分		

かくしゅしょうがいふくし かん そうだんまどぐち
【各種障害福祉に関する相談窓口】

ざいたく かん そうだんまどぐち
(14) 在宅リハビリテーションに関する相談窓口

ぎょうむ 業務 ないよう 内容	ざいたく　じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ　しんたいしょうがいじしゃ　ちてきしょうがいじしゃ　せいしんしょうがいじしゃ　はったつしょうがいじしゃ ・在宅の重症心身障害児者、身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者 かたがた　そうだん　う　つ の方々の相談を受け付けます。 かくしせつ　しょういんとう　へんせい　せんもん　かてい　ちいき　ほうもん　とう　かん ・各施設の職員等で編成された専門チームが、ご家庭や地域を訪問し、リハビリ等に関する そうだん　しえん　おこな 相談・支援を行います。		
	けん　いき 圏　域	めい　しょう 名　称	しょ　ざい　ち 所　在　地
かいそうふくしけんいき 海草福祉圏域	りょういく　あおい 療育センターAOI	かいなんしふのお 海南市船尾438	TEL 073-483-0454 FAX 073-483-0474
ありだふくしけんいき 有田福祉圏域	ありだちいきせいかつしえん 有田地域生活支援センターつくし	ありだぐんありだがわちよう 有田郡有田川町 くまい 熊井759-1	TEL 0737-52-6161 FAX 0737-52-8568
ひだかふくしけんいき 日高福祉圏域	ひだか 日高サポートセンターゆめ	ひだかぐんゆらちよう 日高郡由良町 ふけい 吹井130	TEL 0738-65-3332 FAX 0738-65-3311
にしむろふくしけんいき 西牟婁福祉圏域	たなべ　にしむろしょうがいじしゃしえん 田辺・西牟婁障害児者支援センター り〜ふ	たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘 19-9	TEL 0739-25-5161 FAX 0739-34-2600
ひがしむろふくしけんいき 東牟婁福祉圏域	しょうがいじしゃそうだん 障害児者相談センターゆず	しんぐうし　さ　の 新宮市佐野 ちようめ 3丁目12-26	TEL 0735-31-8370 FAX 0735-31-8371
じょうきいがい　ちいき 上記以外の地域	わかやまけんちようしょうがいふくしか 和歌山県庁障害福祉課	わかやましこまつばら 和歌山市小松原 どおりいつちようめ　ばんち 通一丁目1番地	TEL 073-441-2533 FAX 073-432-5567



わかやまけんてんじとしょかん
(15) 和歌山県点字図書館

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

ぎょう む ない よう 業 務 内 容	TEL・FAX	かいかんじ かん 開館時間
てんじかんこうぶつとう せいさく かしだし ・点字刊行物等の制作・貸出 てんやくほうしいん おんやくほうしいん ようせい ・点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成 し かくしょうがいしやにちじょうせいかつ しやかいせいかつくんれん ・視覚障害者日常生活、社会生活訓練 し かくしょうがいしや こうしゅうかい ・視覚障害者IT講習会 にちじょうせいかつとう そうだんぎょうむ ・日常生活等の相談業務	TEL 073-488-5721 FAX 073-488-5731	げつ か もく きん ど 月、火、木、金、土 9:00～17:45 すい にち しゅくじつ きゅうかん ※水・日・祝日は休館

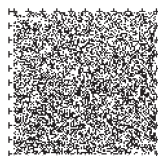
わかやまけんちようかくしょうがいしやじょうほう
(16) 和歌山県聴覚障害者情報センター

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階

ぎょう む ない よう 業 務 内 容	TEL・FAX	かいかんじ かん 開館時間
じまく しゅわ い せいさく かしだし ・字幕や手話入りDVDの制作・貸出 しゅわつうやくしや ようやくひつきしや ようせいおよ はけん ・手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣 ちようかくしょうがいしやむ かくしゅこうざ ・聴覚障害者向けの各種講座 にちじょうせいかつとう そうだんし えん ・日常生活等の相談支援	TEL 073-421-6311 FAX 073-421-6411	げつ か もく きん ど 月、火、木、金、土 9:00～17:45 すい にち しゅくじつ きゅうかん ※水・日・祝日は休館

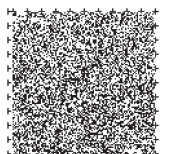
わかやまけんし かくしょうがいしやしえん
(17) きのくにアイねっと(和歌山県視覚障害者支援ネットワーク)

ぎょう む ない よう 業 務 内 容	TEL	うけつけじ かん 受付時間
み み なや かた たい み 「見えにくい」「見えない」ことでお悩みの方に対し、見え なや かた だんたいとう しょうかい にくさで悩んでいる方をサポートする団体等を紹介します。 す。	TEL 073-461-0322 (きのくにアイねっと事務局 わ か や まもうがっこうない 和歌山盲学校内)	へいじつ じ じ 平日9時～17時 しゅくじつ ねんまつねんし (祝日・年末年始 のぞ 除く)



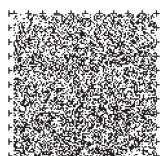
(18) 障害者就業・生活支援センター

ぎょうむ 業務 ないよう 内容	しょうぎょうおよ ともな にちじょうせいかつじょう し えん ひつよう しょうがい かた たい まどぐち ・就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口で そうだん しょくば かていほうもんとく じっし の相談や職場・家庭訪問等を実施します。 いっばんきぎょう はたら しょうがい かた しょうがい かた こよう と く と ・一般企業で働きたい障害のある方や、障害のある方の雇用に取り組んでいる、これから取り く きぎょう そうだん し えん おこな 組みたい企業への相談・支援を行っています。		
けん いき 圏 域	めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
わかやましけんいき 和歌山市圏域	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 障害者就業・生活支援センター つれもて	〒640-8331 わかやましそのちょう 和歌山市美園町5-5-3	TEL 073-427-3221 FAX 073-427-3307
かいそうけんいき 海草圏域	かいそうけんいきしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 海草圏域障害者就業・生活支援 センター るーと	〒642-0032 かいなんし な たか 海南市名高449	TEL 073-483-5152 FAX 073-483-5159
ながけんいき 那賀圏域	いわで き かわしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ 岩出紀の川障害者就業・生活 し えん 支援センター フロンティア	〒649-6211 いわでしひがしきかもと 岩出市東坂本6-1	TEL 0736-61-6300 FAX 0736-61-6301
いとけんいき 伊都圏域	いとしょう しゃしゅうぎょう せいかつし えん 伊都障がい者就業・生活支援 センター	〒648-0072 はしもとしとうげ 橋本市東家1-3-1 はしもとしほけん ふくし 橋本市保健福祉センター	TEL 0736-33-1913 FAX 0736-33-1914
ありだ ひだか 有田・日高 けんいき 圏域	きちゅうしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 紀中障害者就業・生活支援 センター わーくねっと	〒644-0013 ごほうしゆかわちようまるやま 御坊市湯川町丸山 478-1	TEL 0738-23-1955 FAX 0738-32-7052
にしむろけんいき 西牟婁圏域	きなんしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 紀南障害者就業・生活支援 センター アンカー	〒646-0061 たなべしうえ やま 田辺市上の山2-23-52	TEL 0739-26-8830 FAX 0739-26-8840
ひがしむろけんいき 東牟婁圏域	ひがしむろけんいきしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ 東牟婁圏域障害者就業・生活 し えん 支援センター あーち	〒647-0041 しんぐうし の だ 新宮市野田1-8	TEL 0735-21-7113 FAX 0735-21-7107



(19) 障害を理由とした差別等に関する相談

障害があることで障害のない方とは違う扱いを受けたり、自分の障害にあった必要な配慮が受けられず困ったりした場合などは、下記の相談窓口にご相談ください。	
相談窓口	連絡先
各市町村福祉担当課	P2 から P3 を参照
県庁障害福祉課 計画調整班	TEL 073-441-2532 FAX 073-432-5567 メール e0404001@pref.wakayama.lg.jp
海草振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 073-482-5511 FAX 073-482-3786
那賀振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0736-61-0023 FAX 0736-61-0013
伊都振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0736-42-0491 FAX 0736-42-5468
有田振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0737-64-1291 FAX 0737-64-1261
日高振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0738-22-3481 FAX 0738-22-8751
西牟婁振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0739-26-7932 FAX 0739-26-7935
東牟婁振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0735-21-9610 FAX 0735-21-9639
東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所 地域福祉課	TEL 0735-72-0525 FAX 0735-72-2739
和歌山県障害児者サポートセンター	P4 を参照
障害者差別解消法とは	『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』では、行政機関や事業所は、障害のある方への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」を提供することが求められています。 なお、この法律に定める障害者とは、障害者手帳を所持する人だけでなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます。)、その他の心や体のほたらきに障害(難病)に起因する障害も含まれます。)がある人で、障害や社会の中にある障壁(バリア)によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。(障害児も含まれます。)

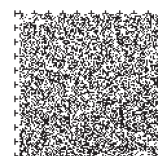


			しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい ※障害者差別解消法の改正に れいわ ねん がつ にち ぶんかん より、令和6年4月1日から民間 じ ぎょうしゃ しょうがい かつ 事業者による障害のある方への ごうりてきはいいよ ていきよう 合理的配慮の提供についても ほうてき ぎ む 法的義務になりました。
	さべつてきとりあつか 差別的取扱い	ごうりてきはいいよ ていきよう 合理的配慮の提供	
ぎょうせい ぶんかん 行政・民間	きんし 禁止	ほうてき ぎ む 法的義務	

ふとう さべつてきとりあつか ◆不当な差別的取扱いとは しょうがい かつ たい せいとう りゆう しょうがい 障害のある方に対して、 ※正当な理由なく 、障害を りゆう として、サービスの提供を拒否することや、サービ ていきよう あ ばしょ じかんたい せいげん スの提供に当たって場所や時間帯などを制限するこ しょうがい かつ つ じょうけん つ と、障害のない方には付けられない条件を付けることなど です。 せいとう りゆう そうとう きやつかんてき み せいとう ※「正当な理由」 に相当するのは、客観的に見て正当 もくてき もと おこな もくてき て な目的の下に行われたものであり、その目的に照らし え い ばあい てやむを得ないと言える場合です。	ごうりてきはいいよ ていきよう ◆合理的配慮の提供とは しょうがい かつ どうとう きかい かくほ 障害のない方と同等の機会を確保するため しょうがい かつ しかいてきしょうへき じょきよ に、障害のある方からの社会的障壁の除去につ いの ※意思の表明 に応じて行うサービス等の へんこう ちようせつ かじゆう ふたん ともな 変更や調節で、過重な負担を伴わないもの。 い し ひようめい ぐたいてきばめん ひと ※「意思の表明」 は具体的場面において、その人 しょうがいとくせい おう しゅだん の障害特性に応じたコミュニケーション手段により 伝えられます。
---	--

（20）障害福祉に関する相談員等

しょうがいしゃそうだんいん ■ 障害者相談員 しょうがい かつ みちか そうだん おう 障害のある方の身近なところで、さまざまな相談に応じています。 しんたいしょうがいしゃそうだんいん しんたいしょうがい かつ ちてきしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがい かつ ほごしや かつ 身体障害者相談員は身体障害のある方に、知的障害者相談員は知的障害のある方の保護者の方に、 かくしちょうそんちょう いしよく そうだんいん みな おな しょうがい かつまた しょうがい かつ かぞく たちば みずか 各市町村長が委嘱します。相談員の皆さんは、同じ障害のある方又は障害のある方の家族の立場で、自 けいけん い しょうがい かつ かぞく そうだん おう らの経験を生かして、障害のある方やその家族の相談に応じています。 そうだんいん せいど しょうがい そうだんいん れんらくさきとう も よ し やくしよ ちょうそんやくば と あ なお、相談員制度の紹介、相談員の連絡先等については、最寄りの市役所・町村役場にお問い合わせ ください。（P2からP3を参照）	
みんせいいいん じどういいん ■ 民生委員・児童委員 こうせいろどうだいじん いしよく みんせいいいん ちいき じゅうみん たちば た しえん ひつよう 厚生労働大臣から委嘱された民生委員は、それぞれの地域において、住民の立場に立ち支援が必要 かつ さまざま そうだん おう じょうげん おこな ふくし じょうほうていきよう おこな じどういいん な方の様々な相談に応じ、助言を行い、福祉・サービスなどの情報提供を行います。また、「児童委員」 か を兼ねています。	



わかやまけんしゃかいふくしきょうぎかい
(21) 和歌山県社会福祉協議会

【所在地】〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

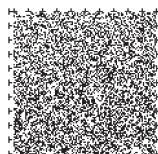
福祉サービスに関する苦情相談(和歌山県福祉サービス運営適正化委員会)		
業務内容	連絡先	受付時間
福祉サービスについての苦情・悩み・意見等を 受け付け、解決に向けた支援を行います。相談 内容に応じて、助言、事情調査、話し合いの場の 設定、あっせん等を行います。虐待や重大な 法律違反行為については県知事に通知します。	TEL 073-435-5527 FAX 073-435-5584 メール kujou@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

福祉サービス利用援助相談(和歌山県地域福祉権利擁護センター)		
業務内容	連絡先	受付時間
高齢者・知的障害者・精神障害者等、判断能 力が不十分のために生活に不安のある方の相談 を受け付け、福祉サービスの利用援助・日常生 活の手続き援助・日常的金銭管理・大切な書類 等の預かりを行うことにより、自立した地域生活 が送れるよう支援します。	TEL 073-435-5248 FAX 073-435-5221 メール kenri@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

成年後見制度にかかる相談(和歌山県成年後見支援センター)		
業務内容	連絡先	受付時間
判断能力が十分でない方が、住み慣れた 地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の お手伝いをします。	TEL 073-435-5248 FAX 073-435-5221 メール kenri@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

※ 来所相談を希望される場合は、事前に連絡をお願いします。

※ 福祉サービス利用援助相談及び成年後見制度にかかる相談については、お住まいの市町村社会福祉協議会においても受け付けています。



(22) 障害者スポーツ・障害者芸術文化活動に関する窓口

■ 障害者スポーツに関する窓口

障害者スポーツとは、障害があってもスポーツ活動ができるよう、障害の種類やその程度に応じてクラス分けやルール・用具を変更するなどの工夫がされたスポーツのことです。

和歌山県障害者スポーツ協会では、障害のある方を対象としたスポーツ・レクリエーション教室の開催や障害者のスポーツ活動に関する普及啓発、指導者の育成等にも取り組んでいます。

【お問合せ】 和歌山県障害者スポーツ協会

TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036

メール wssk@nike.eonet.ne.jp

【所在地】 〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見1437-218

和歌山県障害児者サポートセンター内



■ 障害者芸術活動に関する窓口

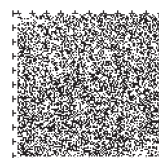
県では、障害者芸術文化の普及啓発を促進しています。障害のある方が芸術文化にふれ、楽しみ、深めることができる社会づくりを推進しています。

【お問合せ】 県庁障害福祉課 計画調整班 TEL 073-441-2532 FAX 073-432-5567

紀ららアート展

和歌山県内在住の障害のある方又は障害のある方を含むグループから作品を募集します。

作品は紀北展と紀南展及びWEB展にて展覧されます。



わかやまけんしょうがいじ しゃ こうれいしゃし か こうくうほけん
(23) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター

しょうざいち わかやましてびら ちょうめ けんみんこうりゆう わかやま あい かい
【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

いっばん し か しんりょうじょ ちりょう こんなん しょうがいじ しゃ こうれいしゃ かた し か しんりょう し か そうだんとう おこな
 一般歯科診療所では治療が困難な障害児(者)・高齢者の方に、歯科診療・歯科相談等を行っていま
 す。(初診時は、診断や相談のみの場合もあります。)

しんりょうび にちようび もくようび
【診療日】 日曜日・木曜日

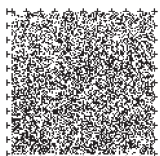
じかん よやくけつけじかん
【時間】 10:00～16:00(予約受付時間 10:00～16:00)

れんらくさき
【連絡先】 TEL 073-435-5190



していそうだんし えんじぎょうしょ じぎょうしよいちらん さんしやう
(24) 指定相談支援事業所 (事業所一覧は P61 から P70 を参照)

しょうがい かた しんしん じょうきやう りやう いこう かぞく じょうきやうとう ふ とうりやうけいかく
 障害のある方の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、サービス等利用計画を
 さくせい しちょうそん いたく そうだんし えんじぎょうしょ しょうがい かた かぞくとう そうだん おう
 作成します。また、市町村が委託する相談支援事業所では、障害のある方やその家族等からの相談に応
 じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。



しょうがいじしゃ かん せいど 2 障害児者に関する制度やサービス

しょうがいしゃてちょう (1) 障害者手帳について

■ 身体障害者手帳

ない うち 内 容	しかく ちょうかくまた へいこうきのう おんせい げんごきのうまた きのう したいふじゆう 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、 しんぞう ぞうまた こきゅうききのう また ちよくちようきのう しょうちようきのう めんえきふぜん 心臓、じん臓又は呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の しょうがい いったいいじよう えいぞく かた こうふ 障害があり、一定以上で永続する方に交付されます。
てちょう どうきゆう 手帳の等級	しんたいしょうがいしゃしょうがいてい どうきゆうひよう しょうがい しゅるいべつ じゅうど がわ きゆう きゆう 身体障害者障害程度等級表により、障害の種類別に重度の側から 1 級から 7 級 までの等級があります。ただし、7 級の障害一つのみでは手帳の交付対象となりま せん。
どうきゆうへんこう 等級変更 しょうがい ついか 障害の追加	しょうがい ていど か ほか ぶ い しょうがい う ばあい さいど てちょう 障害の程度が変わったときや、他の部位に障害を受けた場合は、再度、手帳 しんせい てつづ ひつよう 申請の手続きが必要です。
ふんしつ はそん 紛失・破損	さいこうふ てつづ ひつよう 再交付の手続きが必要です。
きよじゆうち しめいへんこう 居住地・氏名変更	きさいじこう へんこうてつづ ひつよう 記載事項の変更手続きが必要です。
てちょう へんかん 手帳の返還	しんたいしょうがいしゃてちょう も かた な ばあい しょうがい ていど てちょう きじゆん 身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなった場合、障害の程度が手帳の基準に がいたう ばあい また てちょう も ひつよう ばあい てちょう へんかん 該当しなくなった場合、又は手帳を持つ必要がなくなった場合は、手帳の返還 てつづ ひつよう 手続きが必要です。

といあわ しんせいさき 【お問合せ・申請先】

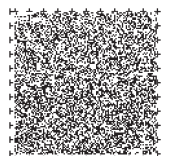
わ か や ま し す かた わ か や ま し しょうがいしゃしえんか
和歌山市にお住まいの方 和歌山市 障害者支援課

TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840

わ か や ま し い が い ち い き す かた かくしちょうそん しょうがいふくしたんどうか さんしょう
和歌山市以外の地域にお住まいの方 各市町村 障害福祉担当課 (P2 から P3 を参照)

といあわ けんしょうがいじしゃ しょうがいしゃしえんか
【お問合せ】 県障害児者サポートセンター 障害者支援課

TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036



りょういくてちょう
療育手帳

ない よう 内 容	ちてきしょうがい はんてい かた こうふ てちょう ちてきしょうがい はったつき 知的障害があると判定された方に交付される手帳です。知的障害は発達期(お おむね 18歳まで)にあらわれるものであり、18歳以降の病気や事故を原因とする しょうがい ちてきしょうがい くべつ 障害は知的障害とは区別されています。
てちょう とうきゅう 手帳の等級	さいじゅうど じゅうど ちゅうど けいど A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)
ふんしつ はそん 紛失・破損	さいこうふ てつづ ひつよう 再交付の手続きが必要です。
きょじゅうち しめいへんこう 居住地・氏名変更	きさいじこう へんこうてつづ ひつよう 記載事項の変更手続きが必要です。
てちょう へんかん 手帳の返還	りょういくてちょう も かた な ばあい しょうがい ていど てちょう きじゅん がいと 療育手帳をお持ちの方が亡くなった場合、障害の程度が手帳の基準に該当しなく なつた場合又は手帳を持つ必要がなくなった場合は、手帳の返還手続きが必要 です。

【お問合せ・申請先】 かくしちょうそん しょうがいふくしたんとうか (P2 から P3 を参照) さんしょう
各市町村 障害福祉担当課

【お問合せ】 けんしょうがいじしや しょうがいしやしえんか
県障害児者サポートセンター 障害者支援課

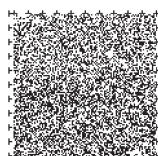
TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036

せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

ない よう 内 容	いってい せいしんしょうがい じょうたい にんてい こうふ せいしんしょうがい かた しゃかい 一定の精神障害の状態にあることを認定して交付され、精神障害のある方の社会 ふつきおよ じりつ しゃかいさんか そくしん はか もくてき せいど 復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。
てちょう とうきゅう 手帳の等級	きゅう きゅう きゅう すうじ ちい しょうがい おも あらわ 1級、2級、3級 数字が小さいほど障害が重いことを表します。
てちょう ゆうこうきかん 手帳の有効期間	てちょう ゆうこうきげん こうふ び ねん けいか ひ ぞく つき まつじつ 手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日です。 ねん こうしん てつづ おこな しょうがいとうきゅう さだ せいしんしょうがい じょうたい 2年ごとに更新の手続きを行い、障害等級に定める精神障害の状態にあることに ついて、認定を受けなければなりません。

【お問合せ・申請先】 かくしちょうそんしょうがいふくしたんとうか さんしょう わかやまし ほけんたいさくか
各市町村障害福祉担当課(P2 から P3 を参照)(和歌山市は保健対策課)

【お問合せ】 けんせいしんほけんふくし さんしょう
県精神保健福祉センター(P7 を参照)



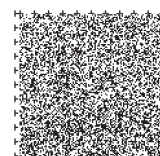
(2) 年金・手当等

■ 障害基礎年金(国民年金保険)

しょうがい げんいん びょうき
*障害の原因となった病気やけがについて、
はじ しんさつ う ひ
初めて診察を受けた日

しきゅうようけん 支給要件 みぎ 右の(1)～(3)を すべ み ひつよう 全て満たす必要 があります。	(1) 国民年金に加入している間に*初診日があること 20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住 んでいる間に初診日があるときも含まれます。 (2) 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること ①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間につい て、保険料が納付又は免除されていること ②初診日において 65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1年間に保 険料の未納がないこと(令和8年3月31日までに初診日がある場合に限る) (3) 障害認定日(初診日から 1年6 か月経過した日)において、国民年金法施行令 別表に定める 1級、2級の障害に該当している者(障害者手帳の障害等級とは異 なります。)	
ねんきんがく 年金額 (令和7年4月現在)	【1級】 1,020,000円(年額) + 子の加算 (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円) 【2級】 816,000円(年額) + 子の加算 (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円) 子の加算 第1子、第2子 各234,800円(年額) 第3子以降 各 78,300円(年額) 子とは…18歳到達年度の末日(3/31)を経過していない子 20歳未満で 1級又は 2級の障害の状態にある子	
ねんきんじむしょめい 年金事務所名	しょうざいち 所在地	TEL
わかやまひがし 和歌山東	わかやましおおだ 和歌山市太田3-3-9	073-474-1841
わかやまにし 和歌山西	わかやましせきど 和歌山市関戸2-1-43	073-447-1660
たなべ 田辺	たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘24-8	0739-24-0432
しんぐうぶんしつ 新宮分室	しんぐうしたにおうじちよう 新宮市谷王子町456-1 かめや かい 亀屋ビル 1階	0735-22-8441
※お住まいの市町村により、管轄する年金事務所が異なります。事前にお問い合わせください。		

じどうおんせいあんないご
自動音声案内後、
お
①→②を押して
ください。



■ 障害厚生年金(厚生年金保険)

しょうがい げんいん びょうき
*障害の原因となった病気やけがについて、
はじ しんさつ う ひ
初めて診察を受けた日

しきゅうようけん 支給要件 みぎ 右の(1)～(3)を すべ み ひつよう 全て満たす必要 があります。	(1) 厚生年金に加入している間に*初診日があること (2) 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること ① 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3以上の期間について、 保険料が納付又は免除されていること ② 初診日において 65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1年間に保険料 の未納がないこと(令和8年3月31日までに初診日がある場合に限り) (3) 障害認定日(初診日から 1年 6 か月経過した日)において、厚生年金法施行令 別表に定める 1級～3級の障害に該当している者(障害者手帳の障害等級とは異 なります。)
ねんきんがく 年金額 (令和7年4月現在)	【1級】報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額(234,800円) 【2級】報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額(234,800円) 【3級】報酬比例の年金額(最低保障額:612,000円) (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 610,300円) ※1級及び 2級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支払われ ます。
といあわ お問合せ	にほんねんきんきこうねんきんじむしょ 日本年金機構年金事務所(P21 を参照)

とくべつしょうがいきゅうふきん

■ 特別障害給付金

たいしょうしゃ 対象者 (令和7年4月現在)	こくみんねんきん にんいかにゆう 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金や障害厚生年金、障 害共済年金などを受給することができない障害のある方 (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生で、当時、任意加入 していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当 の障害の状態にある方 (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であ って、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎 年金の1級、2級相当の障害の状態にある方 ※ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。
しきゅうがく 支給額 (令和7年4月現在)	【障害基礎年金1級相当に該当する方】基本月額55,350円 【障害基礎年金2級相当に該当する方】基本月額44,280円 ※所得による 支給制限あり。
といあわ お問合せ	しふくしじむしょまた ちょうそんやくば 市福祉事務所又は町 役場

ねんきん きゅうふきん てあてとう しょうさい
年金・給付金・手当等の詳細については、
かくせいど と あ さき かくにん
各制度のお問い合わせ先にご確認ください。

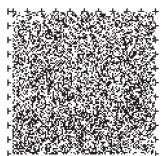


■ 心身障害者扶養共済制度

せいで がいよう 制度の概要	しょうがい かた ふよう ほごしゃ かにゆうしゃ まいつきいってい かけきん おさ 障害のある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めること により、加入者に万一（死亡・重度障害の状態）のことがあったときに、障害のある方 に終身一定額の年金を支給する制度
かにゆう ほごしゃ 加入できる保護者	しんしんしょうがいじしゃ ふよう ほごしゃ つぎ ようけん がいとう かた 心身障害児者を扶養する保護者で次の要件に該当する方 かにゆうしゃ かた じゅうしょ けんない ・加入者の方の住所が県内にあること かにゆうじ ねんど がつ にちじてん ねんれい まん さいみ まん ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること かにゆうじ とくべつ しつぺいまた しょうがい ・加入時に特別な疾病又は障害がないこと かにゆうじ こくち しんさ ばあい かにゆう ことわ ※加入時に告知による審査があり、場合によっては加入をお断りすることがあります。 しょうがい かたひとり たい かにゆう ほごしゃ ひとり ※障害のある方一人に対して、加入できる保護者は一人です。
たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者 ①～③のいずれか に当てはまり、かつ ④に当てはまる方	しんたいしょうがいしゃてちよう しよじ きゆう きゆう がいとう しょうがい ①身体障害者手帳を所持し、1級から3級までに該当する障害 ちてきしょうがいじしゃ ②知的障害児（者） せいしん しんたい えいぞくてき しょうがい もの じょうき どうていど しょうがい みと ③精神または身体に永続的な障害のある者で、上記1・2と同程度の障害があると認められる者 しょうらいどくりつじか こんなん みと かた たいしょう しょうがいじしゃ ④将来独立自活することが困難であると認められる方（対象となる障害児（者）の ねんれいと 年齢は問いません）
かけきん 掛金 （令和7年4月現在）	かにゆうしゃ かにゆうじ ねんれい かにゆうじ き おう かけきん えん えん 加入者の加入時の年齢・加入時期に応じた掛金（9,300円～23,300円）となっており、2口まで加入できます。
しきゆうねんきんがく 支給年金額	かにゆうしゃ しぼうまた じゅうどうしょうがい しょうがい かた まいつき まんえん くちかにゆう 加入者が死亡又は重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円（2口加入の ばあい まんえん ねんきん しょうがい しきゆう 場合は4万円）の年金が生涯にわたり支給されます。
びこう 備考	かにゆうしゃ しはら かけきん しょうとくこうじょ たいしょう 加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。
といあわ お問合せ	しんせいさき しふくしじむしよまた ちょうそんやくば 【申請先】市福祉事務所又は町村役場 といあわ けんちよう けんこうすいしんか 【お問合せ】県庁こころの健康推進課

■ 特別障害者手当

せいで がいよう 制度の概要	せいしんまた しんたい いちじる じゅうど しょうがい にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつ 精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必 要とする特別障害者に対して手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上 をはか ることを目的とした制度
たいしょうしゃ 対象者	せいしん また しんたい いちじる じゅうど しょうがい にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご 精神、又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を ひつよう じょうたい さいたく さいいじよう かた しせつにゆうしよちゆう ちょうきにゆういん かた 必要とする状態にある在宅の20歳以上の方（※施設入所中・長期入院の方は ひがいてう 非該当）
しきゆうがく 支給額 （令和7年4月現在）	げつがく しんせうき えん てあて がく まいとし がつ かいてい しょうとく しきゆうせいげん 月額29,590円（手当の額は毎年4月に改定されます）（※所得による支給制限あり） げんそく まいとし がつ がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゆう 原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
といあわ お問合せ	しんせいさき しふくしじむしよまた ちょうそんやくば 【申請先】市福祉事務所又は町村役場 といあわ しふくしじむしよまた ちょうそんやくば けんしんこうきよくけんこうふくしぶ 【お問合せ】市福祉事務所又は町村役場、県振興局健康福祉部

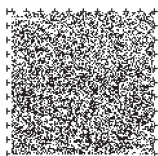


■ 障害児福祉手当

せ い ど が い よ う 制度の概要	じゅうどしょうがいじ た い て あ て し き ゅ う ふ く し こ うじょう は か もく て き 重度障害児に対して手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とした せ い ど 制度
たいしやうしや 対象者	せいしんまた しんたい じゅうど しょうがい ゆう にちじょうせいかつ じょうじ か い ご ひつよう 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要と する状態にある在宅の 20歳未満の方(※施設入所中の方は非該当)
しきゆうがく 支給額 (令和7年4月現在)	げつがく えん て あ て がく まいとし がつ かいてい 月額16,100円(手当の額は毎年4月に改定されます。) (※所得による支給制限あり) げんそく まいとし がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゆう 原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
といあわ お問合せ	しんせいさき し ふくしじ む しょまた ちょうそんやくば 【申請先】市福祉事務所又は町村役場 といあわ し ふくしじ む しょまた ちょうそんやくば けんしんこうきょけんこうふくし ぶ 【お問合せ】市福祉事務所又は町村役場、県振興局健康福祉部

■ 特別児童扶養手当

せ い ど が い よ う 制度の概要	ちゅうてい どいじょう しょうがいじ か ん ご ふ ぼ ふ ぼ か よういく かた た い 中程度以上の障害児を監護する父母、もしくは父母に代わり養育する方に対して、 て あ て し き ゅ う じ ど う ふ く し ぞうしん は か もく て き せ い ど 手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度
たいしやうしや 対象者	せいしんまた しんたい ちゅうてい どいじょう しょうがい ゆう い か じょうたい ざいたく さい 精神又は身体に中程度以上の障害を有するため、以下の状態にある在宅の 20歳 み ま ん かた し せ つにゆうしやちゅう かた ひ が い と う 未満の方(※施設入所中の方は非該当) 【1級の障害程度】 にちじょうせいかつ つね たにん かいじょ ほ ご う じ こ よう べん 日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければ、ほとんど自己の用を弁ず ることができない程度(重度の障害) 【2級の障害程度】 たにん たす ひつよう にちじょうせいかつ きわ こんなん ていど ちゅうど しょう 他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度(中度の障 害)
しきゆうがく 支給額 (令和7年4月現在)	きゆう げつがく えん 【1級】月額56,800円 きゆう げつがく えん 【2級】月額37,830円 (※所得による支給制限あり。) て あ て がく まいとし がつ かいてい (手当の額は毎年4月に改定されます。) げんそく まいとし がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゆう 原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。 ※12月分は 11月に受け取ることができます。
といあわ お問合せ	しんせいさき し ふくしじ む しょまた ちょうそんやくば 【申請先】市福祉事務所又は町村役場 といあわ し ふくしじ む しょまた ちょうそんやくば けんちやうしょうがいふくし か ざいたくふくしはん 【お問合せ】市福祉事務所又は町村役場、県庁障害福祉課 在宅福祉班



せいで がいよう 制度の概要	ひひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するための手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度
たいしょうしゃ 対象者	以下に定める*児童を養育している父又は母等に支給 ・父母が離婚や死亡等により、ひとり親となった家庭の親 ・父母に代わって、ひとり親となった家庭の児童を養育している方 ・父又は母の身体又は精神に一定の障害の状態にある家庭の親 (*児童＝18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。) (*児童に重い障害がある場合は、支給期間が20歳まで延長される場合があります。)
しきゅうがく 支給額 (令和7年4月現在)	【児童一人の場合】月額46,690円～11,010円 【以下、一人増す毎に】月額11,030円～5,520円 加算 原則として毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までが支給されます。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	市福祉事務所又は町村役場(P2 から P3 を参照)



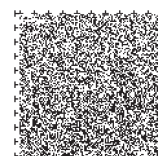
コラム

わかやま子育て支援ポータルサイト

わかやま子育て支援ポータルサイトでは、子育てに関する相談窓口、わかやま子育て支援パスポート事業等、子育ての参考となる情報が掲載されています。

「わかやま子育て支援パスポート事業」では、子育て中の方及び妊娠中の方が、県が配布する「わかやま子育て支援パスポート事業」パスポートを、協賛してくれているお店や施設などで提示すると、料金の割引やプレゼントなどの優待サービスをうけることができます。

詳細は [わかやま子育ての広場](#) [検索](#) をご覧ください。



(3) 医療

■ 自立支援医療（更生医療）

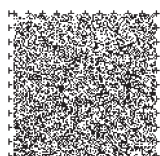
せ い ど が い よ う 制度の概要	しょうがい じょきよ けいげん しゅじゅつとう ちりょう かくじつ こうか きたい たい 障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して ていきょう せいかつ のうりよく え ひつよう いりょうひ いちぶじよせい せ い ど 提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちょうしよじしや 18歳以上の身体障害者手帳所持者
じ こ ふ た ん が く 自己負担額	げんそく いりょうひ わりふたん 原則として、医療費の1割負担 しよとく おう つき じ こ ふ た ん じょうげんがく き ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	し ふくしじ む し ょ ま た ちょうそんやくば さんしろう 市福祉事務所又は町村役場(P2 から P3 を参照) ちりょうかいしまえ きょじゅうち しちょうそん てつづ おこな (※治療開始前に居住地の市町村にて手続きを行ってください。)

■ 自立支援医療（育成医療）

せ い ど が い よ う 制度の概要	しょうがい じょきよ けいげん しゅじゅつとう ちりょう かくじつ こうか きたい もの たい 障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して ていきょう せいかつ のうりよく え ひつよう いりょうひ いちぶじよせい せ い ど 提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	まん さいみ まん しんたいじょう しょうがい ゆう じ どう ま た げんそん しっかん ほうち しょうらいしょう 満18歳未満で身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると将来障 がい のこ みと かくじつ ちりょうこうか きたい じ どう 害を残すと認められ確実な治療効果が期待できる児童
じ こ ふ た ん が く 自己負担額	げんそく いりょうひ わりふたん 原則として、医療費の1割負担 しよとく おう つき じ こ ふ た ん じょうげんがく き ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	し ふくしじ む し ょ ま た ちょうそんやくば さんしろう 市福祉事務所又は町村役場(P2 から P3 を参照) ちりょうかいしまえ きょじゅうち しちょうそん てつづ おこな (※治療開始前に居住地の市町村にて手続きを行ってください。)

■ 自立支援医療（精神通院医療）

せ い ど が い よ う 制度の概要	せいしんしっかん ふく ゆう かた つういん せいしんいりょう けいぞくてき ひつよう 精神疾患(てんかんを含む)を有する方で、通院による精神医療を継続的に必要と しょうじょう かた たい つういんいりょう かか いりょうひ いちぶじよせい せ い ど する症状にある方に対し、その通院医療に係る医療費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	とうごうしつしょうしょう せいしん き ょ う ぶつしつ きゅうせいちゅうどくまた いぞんしょう ちて きしょうがい せいしんびょうしつ 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質 た せいしんしっかん ゆう つういん せいしんいりょう けいぞくてき よう ていど しょうじょう かた その他の精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状の方
じ こ ふ た ん が く 自己負担額	げんそく いりょうひ わりふたん 原則として、医療費の1割負担 しよとく おう つき じ こ ふ た ん じょうげんがく き ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	といあわ しんせいさき し ふくしじ む し ょ わ か や ま し ほけんたいさくか また ちょうそんやくば 【お問合せ・申請先】 市福祉事務所(和歌山市は保健対策課)又は町村役場 といあわ けんせいしんほけん ふくし さんしろう 【お問合せ】 県精神保健福祉センター (P2 から P3、P7 を参照)



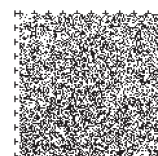
■ 重度心身障害児(者)医療費助成

せ い ど がいよう 制度の概要	じゅうど しょうがい かた びょういんとう しんりよう う さい しはら じ こ ふた ん きん じよせい 重度の障害のある方が、病院等で診療を受けた際に支払う自己負担金を助成する せ い ど 制度
たいしょうしゃ 対象者	①身体障害者手帳1・2・3級所持者(※身体障害者手帳3級所持者の方は、市町村 そんみんぜいしよとくわりひ か ぜ い せたい かぎ 村民税所得割非課税世帯に限られます。) ②療育手帳A1・A2所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ④特別児童扶養手当1級該当者 ※65歳以上で新たに上記障害者となられた方は除きます。
しきゅうがくとう 支給額等	対象となる方が病院等で診療を受けた時に支払う自己負担金が助成されます。 (本人の自己負担はなしとなります。) ※身体障害者手帳3級所持者は、入院医療費のみの助成。 ※所得による助成制限があります。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	市福祉事務所(※)又は町村役場 ※和歌山市在住の方で、対象者①②④に該当する方は和歌山市障害者支援課 へ、対象者③に該当する方は和歌山市保健所保健対策課へお問い合わせくださ い。

なんびょういりようひじよせいせ い ど

■ 難病医療費助成制度

せ い ど がいよう 制度の概要	たいしょう かた たいしょうしっかん かん う いりようひとう いちぶ こうひ ふた ん 対象となる方が、対象疾患に関して受けられた医療費等の一部を公費で負担し、 じ こ ふた ん けいげん はか 自己負担の軽減を図ります。
たいしょうしゃ 対象者	県内に居住し、原則として「指定難病」と診断され、病状の程度が一定程度以上の かた して いなんびょうかんじや かた さいみまん ばあい ほごしや わかやまけんない きよじゅう 方(指定難病患者の方が 18歳未満の場合、保護者が和歌山県内に居住している ばあい たいしょう 場合も対象となります。) 【対象疾患】 指定難病の 348疾病が対象 厚生労働省 難病対策 けんさく 検索 ※指定難病一覧は、厚生労働省のホームページをご確認ください。
しきゅうがくとう 支給額等	難病法に基づく指定難病の患者であって、その病状が厚生労働大臣の定める程度 であると認められた場合は、「特定医療費」の支給が認められます。 支給額等の制度の詳細については、下記窓口までお問い合わせください。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	【お問合せ・申請先】 県立保健所・支所 ※和歌山市在住の方は和歌山市保健対策課へお問い合わせください。 【お問合せ】 けんちょうけんこうすいしんか しつぺいたいさくはん 県庁健康推進課 がん・疾病対策班(TEL 073-441-2640 FAX 073-428-2325)

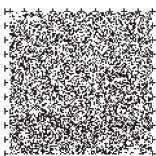


■ 小児慢性特定疾病医療費助成

せ い ど がいよう 制度の概要	じ どう ふくしほう もと しょうにまんせいとくていしつべい じ どうとう けんぜん 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全 いくせい かんてん かんじかてい いりょうひ ふたんけいげん はか いりょうひ じ こ ふ 育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負 たんぶん いちぶ じよせい せ い ど 担分の一部を助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	さいみ まん じ どう しょうにまんせいとくていしつべい たいしょうしつべい こうせいろうどうだいじん 18歳未満の児童で、小児慢性特定疾病の対象疾病にかかっており、厚生労働大臣 さだ しつべい ていど じ どうとう が定める疾病の程度である児童等 さいとうたつじてん ほんじぎょう たいしょう さいとうたつご ひ つづ (18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き ちりょう ひつよう みと ばあい さいみ まん もの たいしょう 治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も対象とします。) くに さだ しつべい しょうにまんせいとくていしつべいじょうほう かくにん ※国が定める疾病は、小児慢性特定疾病情報センターをご確認ください。 しょうにまんせいとくていしつべいじょうほう けんさく 小児慢性特定疾病情報センター 検索
しきゅうがくとう 支給額等	にんてい う たいしょう いりょう かんじゃ じ こ ふたんわりあい わり わり 認定を受けると、対象の医療の患者自己負担割合は 3割から 2割になります。 ぎ む きょういくしゅうがくまえ もともと わりふたん ばあい か ※義務教育就学前で元々2割負担の場合は変わりません。 しょうとく おう じ こ ふたんじょうげんげつがく さだ はっこう じゆきゅうしゃしょう ※所得に応じて自己負担上限月額が定められますので、発行される受給者証を いりょうきかん ていじ きんがくじょう まどぐち ふたん ひつよう 医療機関で提示すれば、その金額以上を窓口で負担する必要はありません。
といあわ お問合せ	といあわ しんせいさき けんりつほけんじょ ししよ 【お問合せ・申請先】 県立保健所・支所 わ か や ましざいじゅう かた わ か や ましほけんたいさくか と あ ※和歌山市在住の方は和歌山市保健対策課へお問い合わせください。 といあわ 【お問合せ】 けんちょうけんこうすいしんか ほ し ほけんはん 県庁健康推進課 母子保健班 (TEL 073-441-2642 FAX 073-428-2325)

■ 後期高齢者医療制度の 65歳以上からの適用

せ い ど がいよう 制度の概要	いりょうほけん こうきこうれいしやいりょうせいど げんそく さいいじょう かた てきよう 医療保険である後期高齢者医療制度は、原則として 75歳以上の方に適用されます いってい しょうがい かた こうきこうれいしやいりょうこういきれんごう にんてい う が、一定の障害がある方については、後期高齢者医療広域連合の認定を受けること さい てきよう か の う により、65歳からの適用が可能となります。 いち どう にんてい しんせい しょうらい む てつかい なお、一度受けられた認定は、申請によりいつでも将来に向かって撤回することがで てつかい あと さいどしんせい か の う き、撤回した後で再度申請することも可能です。 さいいじょう かた しょうがい う む かか こうきこうれいしやいりょうせいど ひほけんしや ※75歳以上の方は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者と なります。
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしやてちょう きゅうしょじしや きゅう いちぶしょじしや ・身体障害者手帳1・2・3級所持者、4級の一部所持者 りょういくてちょう しょじしや せいしんしょうがいしやほけん ふくしてちょう きゅうしょじしや ・療育手帳A1・A2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 こくみんねんきんほう しょうがいねんきん きゅうじゆきゅうしや ・国民年金法における障害年金1・2級受給者
じ こ ふたんがく 自己負担額	しょうとく おう いりょうひ わり ふたん くわ たんとうまどぐち と あ 所得に応じて、医療費の1～3割の負担となります。詳しくは、担当窓口までお問い合 わせください。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	かくしちょうそん こうきこうれいしやいりょうせいどたんとうまどぐち 各市町村後期高齢者医療制度担当窓口

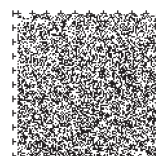


(4) 障害福祉サービス

障害福祉サービス等には下記のような種類があります。

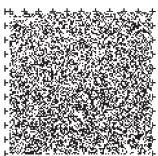
■ 介護給付

区分	サービスの種類	対象者	サービスの内容
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者支援区分1以上(障害児については区分1に相当する心身の状態)である者	入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とする者	入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者	外出時に必要な視覚情報の提供を行うとともに、その外出時に必要な介護を行う。
	行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする者	ヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を行う。
	重度障害者等 包括支援	障害者支援区分6(障害児については区分6に相当する心身の状態)で、意思の疎通に著しい困難を伴う者	重度の障害児者に居宅介護などの障害福祉サービスの提供を包括的に行う。
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する者が病気その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害児者	短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。



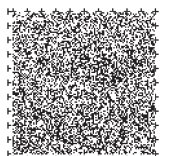
くぶん 区分	サービスの種類 しゅるい	たい しょう しゃ 対 象 者	サービスの内容 ないよう
日 中 活 動 系	療養介護 りょうようか いご	びょういんとう ちようき にゆういん い 病院等への長期の入院による医 りようてき くわ じょうじ かいご ひつ 療的ケアに加え、常時介護が必 よう しょうがいしゃ しょうがいしゃ 要な障害者であって、①障害者 しえんくぶん きかんせつかい とみな 支援区分6であり、気管切開を伴 じんこうこきゅうき こきゅうかんり う人工呼吸器による呼吸管理を おこな もの しょうがいしゃしえんく 行っている者、②障害者支援区 ぶん いじょう きん かん 分5以上である筋ジストロフィー患 じやまた じゅうしょうしんしんしょうがいしゃとう 者又は重症心身障害者等	いりようき かん きの うくんれん りょうようじょう かんり 医療機関で機能訓練、療養上の管理、 かんご かいごおよ にちじょうせいかつ せ わ おこな 看護、介護及び日常生活の世話を 行う。
	生活介護 せいかつ かいご	じょうじ かいご ひつよう しょうがいしゃ しょう 常時介護が必要な障害者で、障 がいしゃしえんくぶん いじょう もの また 害者支援区分3以上の者、又は ねんれい さいいじょう しょうがいしゃしえんく 年齢が 50 歳以上で障害者支援 くぶん いじょう もの 区分2以上である者	ひるま にゆうよく はい しょくじ かいごとう おこな 昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行 うとともに、創作的活動又は生産活動の き かい ていきよう 機会を提供する。
施 設 系	施設入所支援 し せつ にゆうしよしえん	じりつくんれんまた しゅうろうい こうしえんとう 自立訓練又は就労移行支援等の たいししょうしゃ せいかつのうりよく たん 対象者のうち、生活能力により単 しん せいかつ こんなん もの ちい き 身での生活が困難な者、地域の しゃかいしげんとう じょうきよう つうしよ 社会資源等の状況により通所す こんなん もの また せいかつ かいご ることが困難な者、又は生活介護 たいししょうしゃ しょうがいしゃしえんく の対象者であって障害者支援区 ぶん いじょう さいいじょう くぶん 分4以上（50 歳以上は 区分3 いじょう もの 以上）の者	しゆ やかん にゆうよく はい およ 主として夜間において、入浴、排せつ及 び食事等の介護、生活等に関する相談 およ じよげん た ひつよう にちじょうせいかつじょう 及び助言その他の必要な日常生活上の しえん おこな 支援を行う。
といあわ しんせいさき 【お問合せ・申請先】 す し ふくしじ むしよまた ちようそんたんとうまどぐち さんしょう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)			

か き しょうがいじ りよう 下記については、障害児も利用することができます。
ほうもんけいしょうがいふくし きょたくかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうどうしょうがいしゃとうほうかつしえん ＊訪問系障害福祉サービス：居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
にっちゅうかつどうけいしょうがいふくし たんきにゆうしよ ＊日中活動系障害福祉サービス：短期入所（ショートステイ）
そうだんしえん けいかくそうだんしえん じょうき りよう ばあい ＊相談支援：計画相談支援（上記のサービスを利用する場合）

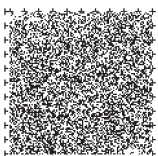


■ 訓練等給付

くぶん 区分	サービスの種類	たいしょうしゃ 対 象 者	サービスの内容
居 住 支 援 系	自立生活援助	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域の一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安があるもの者	ていきてきりようしゃきょたくほうもんせいかつ 定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談・要請への随時の対応を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	ちいきじりつにちじょうせいかつ 地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、相談等の日常生活上の援助が必要なもの者	やかんきゆうじつきょうどうせいかつおこなじゆうきょそう 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
訓 練 系 ・ 就 労 系	自立訓練 (機能訓練)	ちいきせいかついとなうえしんたいき 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要なもの者	じりつにちじょうせいかつまたしゃかいせいかつ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練 (生活訓練)	ちいきせいかついとなうえせいかつのうりよくいじこうじょうとう 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要なもの者	じりつにちじょうせいかつまたしゃかいせいかつ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	いっばんしゅうろうきぼうちしきのうりよく 一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満のもの者	いっていきかんしゅうろうひつようちしきおよのうりよく 一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 A型	しゅうろうひつようちしきのうりよくこうじょう 就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれるもの者	こようけいやくていけつはたらばていきよう 雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 B型	しゅうろういこうしえんじぎょうしやうとうりよう 就労移行支援事業所等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等で、就労の機会等を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待されるもの者	つうしよしゅうろうせいさんきかいていきようこ 通所により、就労や生産機会を提供(雇用契約を結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行う。
	就労定着支援	しゅうろういこうしえんとうりようへ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じているもの者	きぎょうじたくとうほうもんしょうがいしゃらいしよ 企業・自宅等への訪問や、障害者の来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。



くぶん 区分	サービスの種類 しゅるい	たいしょうしゃ 対 象 者	サービスの内容 ないよう
	しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援 れいわねんがつ (令和7年10月) かいしよてい 開始予定	しゅうろういこうしえんまたしゅうろうけいぞくしえん 就労移行支援又は就労継続支援 りよういこうゆうものおよ を利用する意向を有する者及び げんしゅうろういこうしえんまたしゅうろうけいぞく 現に就労移行支援又は就労継続 しえんりようもの 支援を利用している者	しょうがいしやほんにんしゅうろうさきはたらかた 障害者本人が就労先・働き方について せんたく よりよい選択ができるよう、就労アセスメ しゅほうかつようほんにんきぼうしゅうろう ントの手法を活用して、本人の希望、就労 のうりよくできせいとうあせんたくしえんおこな 能力や適性等に合った選択の支援を行 う。

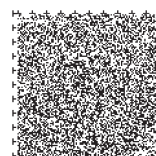


(5) しょうがいじえん 障害児支援

■ しょうがいじつうしよしえん 障害児通所支援

しょうがいじつうしよしえん 障害児通所支援サービスには下記のような種類があります。

くぶん 区分	サービスの種類	たいしょうしゃ 対象者	サービスの内容
障害児通所系	じどうはったつしえん 児童発達支援	りょういく かんてん しゅうだんりょういくおよこ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児	にちじょうせいかつ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	ほうかごとう 放課後等 デイスサービス	がっこうきょういくほうだい 学校教育法第1条に規定しているがっこう ようちえんおよ だいがく のぞ 学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休校日に支援が必要と認められた障害児	じゅぎょう しゅうりょうごまた がっこう きゅうこうび 授業の終了後又は学校の休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
障害児訪問系	きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはったつしえん 児童発達支援	じゅうしやしんしんしょうがいじとう じゅうど しょうがい 重症心身障害児等の重度の障害児等で、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイスサービスを受けるために外出することが著しく困難である障害児	きょたく ほうもん にちじょうせいかつ 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
	ほいくしょうほうもん 保育所等訪問 しえん 支援	ほいくしよ ようちえん しょうがっこう とくべつ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児	ほいくしよとう ほうもん しょうがいじ たい 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
【お問い合わせ・申請先】 す し ふくしじむしよまた ちょうそんたんとうまどぐち さんしょう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)			



障害児入所支援

障害児入所支援サービスには下記のような種類があります。

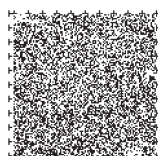
くぶん 区分	サービスの種類	たいしや 対象者	ないよう サービスの内容
しょうがい 障害児 入所系	ふくしがた 福祉型 しょうがいじにゆうしょし せつ 障害児入所施設	しんたい しょうがい じどう ちてきしょう 身体に障害のある児童、知的障 がい じどう せいしん しょうがい 害のある児童、精神に障害のある じどう はったつしょうがい ふく また なんびょう 児童(発達障害を含む)又は難病 とう じどう 等の児童	し せつ にゆうしょ しょうがいじ たい ほ 施設に入所している障害児に対して、保 ご にちじょうせいかつ しどうおよ ちしきぎのう ふ 護、日常生活の指導及び知識技能の付 よ おこな 与を行う。
	いりやうがた 医療型 しょうがいじにゆうしょし せつ 障害児入所施設	しんたい しょうがい じどう ちてきしょう 身体に障害のある児童、知的障 がい じどう せいしん しょうがい 害のある児童、精神に障害のある じどう はったつしょうがい ふく また なんびょう 児童(発達障害を含む)又は難病 とう じどう 等の児童	し せつ にゆうしょまた していりやうき かん にゆういん 施設に入所又は指定医療機関に入院し しょうがいじ たい ほ ご にちじょうせいかつ ている障害児に対して、保護、日常生活 しどうおよ ちしきぎのう ふ よなら ちりょう の指導及び知識技能の付与並びに治療 おこな を行う。
【お問合せ・申請先】 お住まいの地域を管轄する児童相談所(P5 を参照)			

乳幼児きこえとことば相談(巡回相談)

せい いど がいよう 制度の概要	にゆうようじき かん ふあん なや かん せんもんそうだんいん そうだんし えん 乳幼児期のきこえやことばに関する不安や悩みに関して、専門相談員が相談支援を おこな 行う。
たいしょうしや 対象者	にゆうようじ さい さい よういく かた 乳幼児(0歳～2歳)を養育する方
ひよう 費用	むりよう 無料
たいあわ もうしこみさき お問合せ・申込先	もうしこみさき す しちようそん たんとうほ けん し 【申込先】 お住まいの市町村の担当保健師 たいあわ わ か や ま けんちやうかくしょうがいしやじようほう ない そうだんまどぐち 【お問合せ】 和歌山県聴覚障害者情報センター内の相談窓口 TEL 080-4882-8177 FAX 073-421-6411

聴覚障害のある児童に対する補聴器の助成

せい いど がいよう 制度の概要	しんたいしょうがいしやてちやう こうふ たいしょう けい いど ちゅうとうど なんちやうじ さいみまん 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)の けんせん げんご せいしん はったつ し えん ほ ちやうき こうにゆうひ いちぶじよせい せい いど 健全な言語や精神の発達を支援するため、補聴器の購入費を一部助成する制度
たいしょうしや 対象者	しちようそんない じゆうしょ ゆう さいみまん じどう ・市町村内に住所を有する18歳未満の児童 りやうみみ ちやうりよく げんそく いじよう みまん しんたいしょうがいしやてちやう ・両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳 こうふ たいしょう かた の交付の対象とならない方 していじりつし えんいりやうき かん い し ほ ちやうき そうよう げんご しゅうとくとういつてい こうか ・指定自立支援医療機関の医師が、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果 きたい はんだん かた が期待できると判断する方 (※所得制限については、お住まいの市町村へ確認してください。)
たいあわ お問合せ	す し ふくしじ むしよまた ちやうそんたんとうまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)

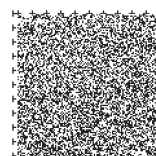


(6) 福祉資金、補装具、日常生活用具等

■ 生活福祉資金の貸付(福祉費)

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として資金を貸し出します。

しきんしと 資金使途	日常生活を送る上で、又は自立生活のために一時的に必要な費用 ・生業を営む為に必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車購入に必要な経費(障害者世帯のみ) ・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
すえおききかん 据置期間	最終貸付日から6か月以内
しょうかんきかん 償還期間	据置期間後20年以内 ※資金使途により目安あり
かしつけりし 貸付利子	・連帯保証人あり → 無利子 ・連帯保証人なし → 年1.5%
といあわしんせいさき お問合せ・申請先	お住まいの市町村社会福祉協議会



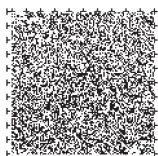
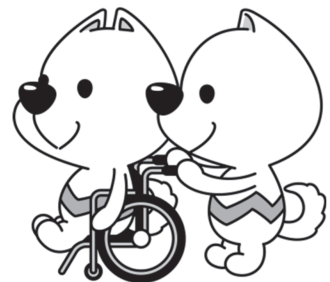
■ 補装具費支給制度

せいどがいよう 制度の概要	しんたいじょうしょうがいおぎなにちじょうせいかつしゃかいせいかつ 身体上の障害を補って日常生活や社会生活をしやすいための義肢、義眼、視 かくしょうがいしゃあんぜんつえくるまいすでんどうくるまいすふくほこうきじゅうどしょうがいしゃよういしでんたつ 覚障害者安全杖、車椅子(電動車椅子を含む)、歩行器、重度障害者用意思伝達 そうちほちょうきとうこうにゆうかうまたしゅうりようひようしきゅう 装置、補聴器等の購入、借り受け又は修理に要した費用を支給する。									
たいしょうしゃ 対象者	ほそうぐひつようみとしんたいしょうがいじしゃなんびょうかんじやとう 補装具が必要と認められる身体障害児者、難病患者等 なんびょうかんじやとうしょうがいしゃそうごうしえんほうしこうれいさだしつぺいかぎ ※難病患者等については、障害者総合支援法施行令に定める疾病に限る									
りょうしゃふたんと 利用者負担等	げんそくこうにゆうしゅうりひいちわりふたん 原則として購入(修理)費の一割負担 しよとくくぶんおよふたんじょうげんげつがくいかにひょうさんしやう 所得区分及び負担上限月額以下の表参照 <table><tr><td>せいかつほご 生活保護</td><td>せいかつほごせたいぞくもの 生活保護世帯に属する者</td><td>えん 0円</td></tr><tr><td>ていしよとく 低所得</td><td>しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯</td><td>えん 0円</td></tr><tr><td>いっばん 一般</td><td>しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯</td><td>えん 37,200円</td></tr></table> ※ただし、しょうがいしゃほんにんまたはいぐうしゃいっていしよとくいじやうばあいほそうぐひ 支給対象外となります。(障害児については所得制限はありません。)	せいかつほご 生活保護	せいかつほごせたいぞくもの 生活保護世帯に属する者	えん 0円	ていしよとく 低所得	しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯	えん 0円	いっばん 一般	しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯	えん 37,200円
せいかつほご 生活保護	せいかつほごせたいぞくもの 生活保護世帯に属する者	えん 0円								
ていしよとく 低所得	しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯	えん 0円								
いっばん 一般	しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯	えん 37,200円								
といあわ お問合せ	すしふくしじむしよまたちやうそんたんとうまどぐちさんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)									

に ち じ ょ う せ い か つ よ う ぐ き ゅ う ふ た い よ

■ 日常生活用具の給付・貸与

せ い ど が い ょ う 制度の概要	し ょ う が い し ゃ と う に ち じ ょ う せ い か つ え ん か つ お こ な よ う ぐ き ゅ う ふ た た い よ と う 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等 ふ く し ぞ う し ん し も く て き じ ぎ ょ う により、福祉の増進に資することを目的とした事業
たい し ょ う し ゃ 対象者	に ち じ ょ う せ い か つ よ う ぐ ひ つ ょ う し ょ う が い し ゃ し ょ う が い じ な ん び ょ う か ん じ ゃ と う 日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等 な ん び ょ う か ん じ ゃ と う し ょ う が い し ゃ そ う ご う し え ん ほ う し こ う れ い さ だ し つ ぺ い か ぎ ※難病患者等については、障害者総合支援法施行令に定める疾病に限る
り ょ う し ゃ ふ た ん と う 利用者負担等	き ゅ う ふ た い よ た い し ょ う に ち じ ょ う せ い か つ よ う ぐ し ち ょ う そ ん こ と 給付・貸与の対象となる日常生活用具は、市町村により異なります。 り ょ う し ゃ ふ た ん じ つ し し ゅ た い し ち ょ う そ ん は ん だ ん こ と また、利用者負担についても実施主体となる市町村の判断により異なりますので、 せ い ど す し ち ょ う そ ん と あ 制度についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。
と い あ わ お問合せ	す し ふ く し じ む し ょ ま た ち ょ う そ ん た ん と う ま ど ぐ ち さ ん し ょ う お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)



■ 障害者自動車改造費助成

せいど がいよう 制度の概要	じどうしゃ かいぞう よう ひよう じよせい 自動車の改造に要する費用を助成する。 ※市町村によっては実施していない場合があります。
たいしやうしゃ 対象者	しちやうそん こと 市町村により異なります。
りやうしゃふたんと 利用者負担等	しちやうそん こと 市町村により異なります。
といあわ お問合せ	す し ふくしじ む しよまた ちやうそんたんとまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)

■ 障害者自動車運転免許取得費助成

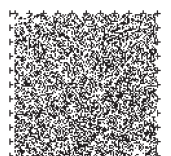
せいど がいよう 制度の概要	うんでんめんきよ しゆとく よう ひよう いちぶ じよせい 運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。 ※市町村によっては実施していない場合があります。
たいしやうしゃ 対象者	しちやうそん こと 市町村により異なります。
りやうしゃふたんと 利用者負担等	しちやうそん こと 市町村により異なります。
といあわ お問合せ	す し ふくしじ む しよまた ちやうそんたんとまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)

■ 身体障害者補助犬給付

せいど がいよう 制度の概要	しんたいしやうがいしゃ しやかいさん か そくしん しんたいしやうがいしゃ ほ じょけん きゆうふ 身体障害者の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付する。 (おおむね 10～40日間補助犬とともに 行う訓練あり。)
たいしやうしゃ 対象者	もうどうけん しんたいしやうがいしゃてちやう し かくしやうがい きゆうしよじしや 盲導犬 身体障害者手帳 視覚障害1級所持者 かいじよけん しんたいしやうがいしゃてちやう した い ふ じ ゆ う きゆうしよじしや 介助犬 身体障害者手帳 肢体不自由1級所持者 ちやうどうけん しんたいしやうがいしゃてちやう ちやうかくしやうがい きゆういじやうしよじしや 聴導犬 身体障害者手帳 聴覚障害2級以上所持者 ※身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれるなど、所定の要件 をすべて満たす方(選考あり)
きゆうふないよう 給付内容	もうどうけん かいじよけん ちやうどうけん と 盲導犬、介助犬、聴導犬 いずれか 1頭
といあわ お問合せ	しんせいさき す し ふくしじ む しよまた ちやうそんたんとまどぐち さんしやう 【申請先】 お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照) 【お問合せ】 市福祉事務所・町村窓口、県振興局健康福祉部

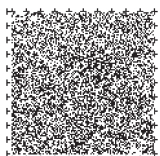
コラム ほじょ犬マークをご存じですか？

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、法律に基づき、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。補助犬を同伴していても利用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声をかけ又は筆談でコミュニケーションを取るようお願いします。



(7) 意思疎通支援

い し そつう し えん 意思疎通支援とは、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通支援者の派遣等を行うことで、 しゅわつうやく ようやくひつき ほうほう えんかつ はか しょうがい かた ふくし ぞうしん 手話通訳や要約筆記などの方法により、円滑なコミュニケーションを図り、障害のある方の福祉の増進と しゃかいさん か そくしん し もくてき 社会参加の促進に資することを目的としています。			
せ い ど しゅるい 制度の種類	たいしやうしや 対象者	せ い ど がいよう 制度の概要	といあわ お問合せ
しゅわつうやくしやせっち 手話通訳者設置  しゅわ 手話きいちゃん	けん し と う ようむ 県や市等での用務にお てきとう い し そつう いて、適当な意思疎通 ちゆうかいしや え の仲介者が得られない ちようかくしょうがいしやとう 聴覚障害者等	ちようかくしょうがいしや しゃかいさん か そくしん 聴覚障害者の社会参加を促進する けんちやうとう しゅわつうやくしや せっち ため、県庁等に手話通訳者を設置す る。 せっちばしょ (設置場所) けんちやう かくしんこうきょけんこうふくし ぶ 県庁、各振興局健康福祉部 し やくしよ まちやくば わ か や ま し か いなんし 市役所・町役場(和歌山市・海南市・ き か わ し い わ で し は し も と し た な べ し 紀の川市・岩出市・橋本市・田辺市・ ちやう かつらぎ町)	し ふくしじむしよ 市福祉事務所 ちやうそん や く ば 町村役場 けんちやうしょうがいふくし か 県庁障害福祉課 けんしんこうきょけんこう 県振興局健康 ふくし ぶ 福祉部
しゅわつうやくしやはけん 手話通訳者派遣	い し そつう し えん ひつよう 意思疎通の支援が必要 ちようかくしょうがいしやとう な聴覚障害者等	ちようかくしょうがいしや こうてきき かん いりようき かん 聴覚障害者が公的機関や医療機関 おもむ ば あ い えんかつ い し そつう はか へ 赴く場合、円滑な意思疎通を図る しゅわつうやくしや はけん ために、手話通訳者を派遣する。	し ふくしじむしよ 市福祉事務所 ちやうそん や く ば 町村役場
ようやくひつきしや はけん 要約筆記者派遣	い し そつう し えん ひつよう 意思疎通の支援が必要 ちようかくしょうがいしやとう な聴覚障害者等	ちようかくしょうがいしや こうてきき かん いりようき かん 聴覚障害者が公的機関や医療機関 おもむ ば あ い えんかつ い し そつう はか へ 赴く場合、円滑な意思疎通を図る ようやくひつきしや はけん ために、要約筆記者を派遣する。	し ふくしじむしよ 市福祉事務所 ちやうそん や く ば 町村役場
もう しやむ 盲ろう者向け つうやく かいじょいんはけん 通訳・介助員派遣	い し そつう し えん ひつよう 意思疎通の支援が必要 もう しや し か くきのう な盲ろう者(視覚機能と ちようかくきのう りやうほう しょうがい 聴覚機能の両方に障害 もの のある者)	もう しや しやかいさん か そくしん 盲ろう者の社会参加を促進するた め、コミュニケーション及び移動等の し えん おこな もう しやむ つうやく かいじょ 支援を行う盲ろう者向け通訳・介助 いん はけん 員を派遣する。	わ か や ま し 和歌山市 けんちやうしょうがいふくし か 県庁障害福祉課 いつしや わ か やまけん (一社)和歌山県 ちようかくしょうがいしやきようかい 聴覚障害者協会
しつごしょうしやむ 失語症者向け いしそつうしえんしや 意思疎通支援者 はけん 派遣	い し そつう し えん ひつよう 意思疎通の支援が必要 しつごしょうしや のうけつかんしつ な失語症者(脳血管疾 かんとう だいのう げんご 患等により大脳の言語 ちゆうさう そんしやう よ 中枢が損傷され、読む・ か き はな 書く・聞く・話すといった げんごきのう しょうがい 言語機能に障害のある もの 者)	しつごしょうしや しやかいさん か そくしん 失語症者の社会参加を促進するた め、コミュニケーションの支援を行う しつごしょうしやむ い し そつうしえんしや は 失語症者向け意思疎通支援者を派 けん 遣する。	けんちやうしょうがいふくし か 県庁障害福祉課 いつしや わ か やまけん (一社)和歌山県 げんごちやうかくしかい 言語聴覚士会
ひようふたん じようきせいど むりよう りよう ※費用負担 上記制度については、無料でご利用いただけます。			

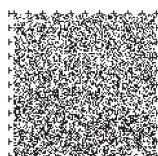


■ ハローワークによる支援(お問合せ:お住まいの地域のハローワーク)

し え ん たいせいとう めいしやう 支援体制等の名称	たいしやう し え ん ないやう 対象・支援内容
しよくぎやうそうだん しよくぎやうしやうかい 職業相談・職業紹介	しゆうしよく き ぼ う しやうがいしや かた きゆうしよくとうろく おこな せんもんしよくいん しよくぎやうそうだんいん 就職を希望する障害者の方の求職登録を行い、専門職員や職業相談員によ り、障害の態様や適性・希望職種に応じて、職業相談・求人開拓・職業紹介・職 場適応指導等を行います。
きゆうしよくしやしよくばてきおうくんれん 求職者職場適応訓練	【対象となる方】 しやうがいしやとう さいしゆうしよく ようい しよくばてきおうくんれん う てきとう 障害者等であって、再就職を容易とするため職場適応訓練を受けることが適当で あると公共職業安定所長が認め、受講指示を受けた方 【支援内容】 じっさい しよくば さぎやう くんれん おこな さぎやうかんきやう てきおう ようい 実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境への適応を容易に する目的で実施するもの(知事が民間事業所に委託して訓練を実施) くんれんき かん げんそく げつい ない じゅうどしやうがいしや ねんい ない 訓練期間は、原則として6か月以内(重度障害者は1年以内)

■ 和歌山障害者職業センターによる支援

し え ん たいせいとう めいしやう 支援体制等の名称	たいしやう し え ん ないやう 対象・支援内容
しよくぎやうそうだん 職業相談	えんかつ しゆうしよくかつどう てきせつ しよくぎやうせんたく あんてい しよくぎやうせいかつ けいぞく そうだん 円滑な就職活動、適切な職業選択、安定した職業生活の継続のための相談と じやげん おこな 助言を行います。
しよくぎやうひやうか 職業評価	しゆうしよく しよくば てきおう ひつやう し え ん ないやう ほうほうとう ふく こ こ じ ん じようきやう 就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む個々人の状況 おう しよくぎやう けいかく さくてい に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。
しよくぎやうじゆんびし え ん 職業準備支援	しゆうしよく しよくばていちゃく む ひ とり もくひやう おう じゆこう つう 就職や職場定着に向けて、一人ひとりの目標に応じたカリキュラムの受講を通じ、 しやうがいとくせい しよくぎやうじやう か だ い は あ く かいぜん しよくぎやう かん ち し き しゆうとく しやかいせいかつ 障害特性や職業上の課題の把握と改善、職業に関する知識の習得、社会生活 ぎ の う とう こうじやう し え ん おこな 技能等の向上にかかる支援を行います。
しよくばてきおうえんじよしや 職場適応援助者 (ジョブコーチ)支援	しゆうしよくまた しよくばてきおう か だ い しやうがいしや こやう そくしんおよ しよくぎやう あんてい はか 就職又は職場適応に課題のある障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るた め、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を じぎやうしよ は け ん しやうがいしやおよ じぎやうぬし たい こやう ぜんご 通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。
し え ん リワーク支援	びやうとう きゆうしよくちゆう かた しよくば ふつき えんかつ すず し ゆ じ い れんけい うつ病等で休職中の方の職場復帰が円滑に進むよう、主治医との連携のもと、 きゆうしよくちゆう かた じぎやうぬし かた し え ん おこな 休職中の方、事業主の方へ支援を行います。
じぎやうぬし し え ん 事業主支援	しやうがいしや こやう また こやう じぎやうぬし たい こやうそくしん こやうけい 障害者を雇用しようとする又は雇用している事業主に対して、雇用促進・雇用継 続・職場復帰の各段階に応じた支援を行います。
【お問合せ】 どくりつぎやうせいほうじん こうれい しやうがい きゆうしよくしやこやう し え ん きこう わ か や ま し ぶ わ か や ましやうがいしやしよくぎやう 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部 和歌山障害者職業センター TEL 073-472-3233 FAX 073-474-3069 メール wakayama-ctr@jeed.go.jp じゆうしよ わ か や ま し おおだ ばんち 住所 〒640-8323 和歌山市太田130番地の3	



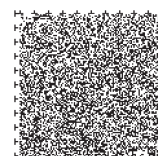
(9) 税の減免等

■ 住民税の障害者控除

せいど がいよう 制度の概要	のうぜいしやほんにんまた どういつせいけいはいぐうしや ふ ようしんぞく しよとくぜいほうじよう しやうがいしや がいとう 納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当する ば あい いっていきんがく しよとくこうじょ う 場合は、一定金額の所得控除を受けることができます。
たいしやうしや およ こうじょ がく 対象者及び控除額	しやうがいしや つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしやうがいしやてちやう きゆうしよじしや ・身体障害者手帳3～6級所持者 りやういくてちやう しよじしや ・療育手帳B1・B2所持者 せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう きゆうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 → しやうがいしや ひ とり まんえん こうじょ 障害者一人につき 26万円が控除されます。 とくべつしやうがいしや つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしやうがいしやてちやう きゆうしよじしや ・身体障害者手帳1・2級所持者 りやういくてちやう しよじしや ・療育手帳A1・A2所持者 せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう きゆうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 → とくべつしやうがいしや ひ とり まんえん こうじょ 特別障害者一人につき 30万円が控除されます。 どうきよとくべつしやうがいしや 【同居特別障害者】 どういつせいけいはいぐうしやまた ふ ようしんぞく とくべつしやうがいしや のうぜいしやまた はいぐうしや 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者又はその配偶者や のうぜいしや せいけい どういつ しんぞく つね どうきよ 納税者と生計が同一である親族のいずれかと常に同居しているとき → どうきよとくべつしやうがいしや ひ とり まんえん こうじょ 同居特別障害者一人につき 53万円が控除されます。
といあわ お問合せ	す しちやうそんぜいむたんとうか お住まいの市町村税務担当課

■ 住民税の非課税

せいど がいよう 制度の概要	ぜんねん ごうけいしよとくきんがく まんえん い か かた じゆうみんぜい ひ か ぜい 前年の合計所得金額が 135万円以下の方は、住民税が非課税となります。
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちやうしよじしや ・身体障害者手帳所持者 りやういくてちやうしよじしや ・療育手帳所持者 せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳所持者
といあわ お問合せ	す しちやうそんぜいむたんとうか お住まいの市町村税務担当課

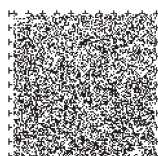


自動車税・軽自動車税の減免

せ い ど がいよう 制度の概要	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合は、自動車税環境性能割、自動車税種別割及び軽自動車税環境性能割が減免となります。
たいしょうしや 対象者	身体障害者手帳所持者(障害の程度には制限があります。) 療育手帳A1・A2所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者(障害の程度には制限があります。)
せ い ど しょうさい 制度の詳細	1 自動車の名義人が対象者の要件に該当する身体障害者等であり本人が運転するとき。 2 自動車の名義人が対象者の要件に該当する身体障害者等で同一生計者(同居の親族。以下同じ)が運転するとき。 3 対象者が身体障害者(18歳未満)、知的障害者又は精神障害者のときは、同一生計者が自動車の名義人となり同一生計者が運転するとき。 4 自動車の名義人及び世帯員が対象者の要件に該当する身体障害者のみで構成された世帯の場合は、常時介護者が運転するとき。 2～4 で、もつぱら身体障害者等の通院等に利用する自動車税等の減免が受けられます。 ※軽自動車税の種別割については、市町村税務担当課にお問い合わせください。
といあわ お問合せ	自動車税(環境性能割含む)及び軽自動車税環境性能割は県税事務所(P46 を参照) 軽自動車税の種別割は市町村税務担当課 車両名義や障害の程度など一定の減免要件に適合する必要があります。詳細はお問い合わせください。

ゴルフ場利用税の非課税

せ い ど がいよう 制度の概要	障害者がゴルフ場受付窓口で身体障害者手帳等を提示すればゴルフ場利用税が非課税になります。
たいしょうしや 対象者	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者
といあわ お問合せ	和歌山県税事務所(P46 を参照)

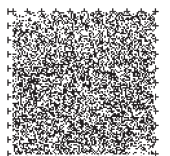


■ 個人事業税の非課税

せ い ど がいよう 制度の概要	じゅうど しりよくしょうがいしゃ ま また し あ つ じゅうどうせいふく た 重度の視力障害者があん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の いぎょう るい じぎょう おこな ば あ い こ じんじぎょうぜい ひ か ぜ い 医業に類する事業を行う場合、個人事業税が非課税になります。
たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者	りやうがん しりよく きやうせい ば あ い しりよく い か かた 両眼の視力(矯正した場合の視力)が0.06以下である方
といあわ お問合せ	けんぜいじ む し ょ さんしやう 県税事務所(P46 を参照)

■ 所得税の障害者控除

せ い ど がいよう 制度の概要	のうぜいしゃほんにんまた どういつせいけいはいぐうしゃ ふようしんぞく しよとくぜいほうじやう しょうがいしゃ がいとう 納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当する ば あ い いっていきんがく しよとくこうじよ う 場合は、一定金額の所得控除を受けることができます。
たいしやうしやおよ こうじよがく 対象者及び控除額	しょうがいしゃ つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき ・身体障害者手帳3～6級所持者 しんたいしょうがいしゃてちょう きやうしよじしや ・療育手帳B1・B2所持者 りやういくてちょう しよじしや ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きやうしよじしや ➡ 障害者一人につき 27万円が控除されます。 とくべつしょうがいしゃ つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき ・身体障害者手帳1・2級所持者 しんたいしょうがいしゃてちょう きやうしよじしや ・療育手帳A1・A2所持者 りやういくてちょう しよじしや ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きやうしよじしや ➡ 特別障害者一人につき 40万円が控除されます。 どうきよとくべつしょうがいしゃ 【同居特別障害者】 どういつせいけいはいぐうしゃまた ふようしんぞく とくべつしょうがいしゃ のうぜいしゃまた はいぐうしゃ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者又はその配偶者や のうぜいしゃ せいけい どういつ しんぞく つね どうきよ 納税者と生計が同一である親族のいずれかと常に同居しているとき ➡ 同居特別障害者一人につき 75万円が控除されます。



■ 所得税の医療費控除

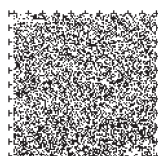
せ い ど がいよう 制度の概要	その年の 1月1日から 12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その超える金額の所得控除を受けることができます。医療費控除を受けるためには、お住まいの税務署に確定申告書を提出する必要があります。
医 療 費 控 除 の 例	【例：おむつ代に係る費用】 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつに係る費用（医師が発行した「おむつ使用証明書」又は「市町村要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」又は「主治医意見書の写し（※4年以内に発行されたもの）」が必要です。） 【例：ストマ用装具に係る費用】 治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認め、「ストマ用装具使用証明書」の発行を受けた方のストマ用装具に係る費用

■ 所得税の小規模企業共済掛金控除

せ い ど がいよう 制度の概要	納税者が小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。
たいしよう 対象となる きようさいけいやく 共済契約	地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(P23を参照)の掛金を支払った場合、その年に支払った掛金の全額について所得控除を受けることができます。

■ 身体障害者用物品の非課税

せ い ど がいよう 制度の概要	身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品であって、一定のものに係る譲渡、貸し付け等には消費税は課税されません。
ひ か ぜ い たいしよう しんたい 非課税対象の身体 しょうがいしやようぶつびん 障害者用物品	対象となる物品は厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定する。 例) 義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、人工喉頭、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保護帽、装着式尿管、ストマ用装具 等 ※詳細については厚生労働省ホームページ「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」をご確認ください。

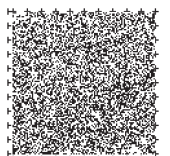


■ 相続税の障害者控除

せいど がいよう 制度の概要	そうぞく い ぞう ざいさん しゅとく もの そうぞくぜいほうじょう しょうがいしゃ がいと う そうぞくにん 相続や遺贈により財産を取得した者が相続税法上の障害者に該当し、かつ、相続人 である場合は、その者の相続税額から一定金額を控除します。
たいしょうしゃおよ こうじょがく 対象者及び控除額	しょうがいしゃ つぎ がいと う 【障害者】 次のいずれかに該当するとき したいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしゃ ・身体障害者手帳3～6級所持者 りょういくてちょう しょじしゃ ・療育手帳B1・B2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうしょじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 ➡ 85歳に達するまでの年数1年につき 10万円を控除 けいさんほうほう こうじょがく さい そうぞくかいし じ ねんれい まんえん 計算方法： 控除額 ＝（85歳－相続開始時の年齢）× 10万円 とくべつしょうがいしゃ つぎ がいと う 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき したいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしゃ ・身体障害者手帳1・2級所持者 りょういくてちょう しょじしゃ ・療育手帳A1・A2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうしょじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ➡ 85歳に達するまでの年数1年につき 20万円を控除 けいさんほうほう こうじょがく さい そうぞくかいし じ ねんれい まんえん 計算方法： 控除額 ＝（85歳－相続開始時の年齢）× 20万円

■ 少額貯蓄の利子等の非課税

せいど がいよう 制度の概要	しょうかい かた う と いって い り し ひ か ぜ い 障害のある方などが受け取る一定の利子が非課税となります。
たいしょうしゃ 対象者	こくない じゅうしょ ゆう こじん しょうがいしゃとう がいと う ひと 国内に住所を有する個人で「障害者等」に該当する人。 しょうがいしゃとう したいしょうがいしゃてちょう こうふ う ひと しょうがいねんきん う 「障害者等」とは、身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている ひと いって い ようけん み しょうがいしゃ いぞくねんきん か ふねんきん う つま 人など一定の要件を満たす「障害者」と、遺族年金や寡婦年金を受けている妻など いって い ようけん み た ひと つま 一定の要件を満たす「その他の人(妻)」をいいます。
たいしょう よちよきんとう 対象となる預貯金等	しょうがいしゃとう しょうがくよきん り し しょうとくとう ひ か ぜ い せいど つうしょう しょうがいしゃとう ゆう 【障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル優)】 よちよきん ごうどううんようしんたく とくていこう ぽうしやさいとううんようとう ししんたくおよ いって い ゆう かしょうけん ・預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券 じょうき しゅるい ちよちく がんぽん ごうけいがく まんえん り し ひ か ぜ い ➡ 上記4種類の貯蓄の元本の合計額が 350万円までの利子が非課税 しょうがいしゃとう しょうがくこうさい り し ひ か ぜ い せいど つうしょう しょうがいしゃとう とくべつ ゆう 【障害者等の少額公債の利子の非課税制度(通称、障害者等の特別マル優)】 こくさいおよ ちほうさい がくめん ごうけいがく まんえん り し ひ か ぜ い ➡ 国債及び地方債の額面の合計額が 350万円までの利子が非課税
といあわ お問合せ	かくきんゆうき かん ぜいむしょ 各金融機関、税務署



けんないぜいむしょ めいしょう かんかつくい き 県内税務署の名称と管轄区域

こくぜい かん しつもん そうだん
■ 国税に関する質問・ご相談



(10) 住まいに関する支援

■ 県営住宅への入居

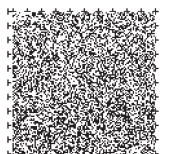
せ い ど が い よ う 制度の概要	しょうがいしゃ せ たい じゅうたく こま かた とく て い も く て き じゅうたく しょうがいしゃ む じゅうたく 障害者世帯で住宅に困っている方に、特定目的住宅として障害者向け住宅があります。 い っ ぱ ん む じゅうたく い っ ぱ ん も う こ い が い ゆうせんにゆうきよ もう こ 一般向け住宅においては一般申し込み以外に優先入居としての申し込みができる場合があります。
たいしやう せ たい 対象となる世帯	しんたいしょうがいしゃ てちやう きゅういじやう しょ じ かた せ たい ・身体障害者手帳4級以上を所持している方がいる世帯 せいしんしょうがいしゃ ほ け ん ふく て ちやう きゅうまた きゅう しょ じ かた せ たい ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方がいる世帯 りやういくてちやう しょ じ かた せ たい ・療育手帳(A1・A2・B1)を所持している方がいる世帯 もうしこみしやほんにんまた どうきょしんぞく なんびやうかんじや せ たい ・申込者本人又は同居親族に難病患者がいる世帯
といあわ お問合せ	けんえいじゅうたく けんちやうけんちくじゅうたくか 【県営住宅】 県庁建築住宅課 (TEL:073-441-3210 FAX:073-428-2038) かくしんこうきょけんせつぶ かいそう な が い と およ あり だ しんこうきょけんせつぶ のぞ 各振興局建設部 (海草・那賀・伊都及び有田振興局建設部は除く) じゅうたくききやうこうしや 住宅供給公社 (TEL:073-425-6885 FAX:073-422-0733) た こうえいじゅうたく す し やくしよ ちやうそんやくば 【その他の公営住宅】 お住まいの市役所・町村役場

■ 福祉のまちづくり施設アドバイザー派遣事業

せ い ど が い よ う 制度の概要	しょうがい かた こうれいしゃ り よう じゅうたくとう かいしゅう さい ぎじゆつてきじよげんとう おこな 障害のある方や高齢者が利用しやすく住宅等を改修する際の技術的助言等を行う ために、福祉のまちづくり施設アドバイザーを派遣する。派遣料は無料。
たいしやうしや 対象者	ふとく て いた すう ひと り よう みんかんし せ っ しやうしや 不特定多数の人が利用する民間施設の所有者
といあわ お問合せ	い っ ぱ ん しや だ ん ほう じ ん わ か や ま け ん ち け ん ち く し か い 一般社団法人和歌山県建築士会 (TEL 073-423-2562 FAX 073-433-2772) けんちやうけんちくじゅうたくか 県庁建築住宅課 (TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038)

■ わかやま・福祉のまちづくりマップ

せ い ど が い よ う 制度の概要	けんない しょうがいしゃ こうれいしゃとう あんぜん えんかつ り よう はいりよ し せ っ かんこう 県内の障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された施設(官公 ちやうしや ぶ ん か し せ っ いりやうし せ っ だ い き ぼ こうりて ん ぼ きんゆうき かん ゆうびんきょく しゅくはくし せ っ 庁舎、文化施設、医療施設、大規模小売店舗、金融機関、郵便局、宿泊施設、 てつどうえき が い よ う せ い び じょうきやう くるまいすたいおうせつび せ っ び う む い ち 鉄道駅)の概要、整備状況(車椅子対応設備やオストメイト設備の有無)、位置など、 しんたい ふ じ ゆ う かたがた まち で さい さんこう じやうほう けいさい 身体の不自由な方々が街に出かける際に参考になる情報を掲載しています。
ホームページ	わかやま 福祉のまちづくりマップ けんさく 検索
といあわ お問合せ	けんちやうけんちくじゅうたくか 県庁建築住宅課 (TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038)



(11) 料金の割引制度、サービス等

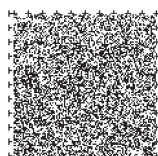
■ 各種運賃割引

てつどううんちんわりびき 鉄道運賃割引 【お問合せ】 鉄道会社、各駅の窓口 かくてつどう りょう ばあい か き たいしょうしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう 各鉄道を利用する場合、下記対象者は身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳 ていじ うんちん わりびき を提示することにより運賃が割引されます。	
たいしょうしゃ わりびきないよう 対象者・割引内容 とう 等	じぎょうしゃ たいしょうしゃ わりびきないよう てつづ とう と あつか こと りょうまえ 事業者により、対象者、割引内容、手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に じぎょうしゃ かくにん 事業者へご確認ください。

うんちんわりびき バス運賃割引 【お問合せ】 バス会社 りょう ばあい しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしよじしゃ たんどくまた バスを利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が単独又は かいごしゃ りょう ばあい てちょう ていじ うんちん わりびき 介護者とともに、バスを利用する場合、手帳を提示することにより運賃が割引されます。	
たいしょうしゃ わりびきないよう 対象者・割引内容 とう 等	じぎょうしゃ たいしょうしゃ わりびきないよう てつづ とう と あつか こと りょうまえ 事業者により、対象者、割引内容、手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に じぎょうしゃ かくにん 事業者へご確認ください。

うんちんわりびき タクシー運賃割引 【お問合せ】 タクシー会社 りょう ばあい か き たいしょうしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう タクシーを利用する場合、下記対象者は身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を ていじ うんちん わりびき 提示することにより運賃が割引されます。	
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう しよじしゃ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳 所持者 じぎょうしゃ たいしょうしゃ こと ばあい (事業者により対象者が異なる場合があります)
わりびきないようとう 割引内容等	うんちん わりびき えんみ まん はすう き あ 運賃の 10%割引(10円未満の端数は切り上げ)

こうくううんちんわりびき 航空運賃割引 【お問合せ】 航空会社、旅行会社 こうくう りょう ばあい とうじょう ねんれい まん さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん 航空を利用する場合、搭乗時の年齢が満3歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 ふくしてちょうおよ せんしょうぶしょうてちょう も かた およ どういつぶん とうじょう まん さいいじょう かいごしゃ かた ひ とり 福祉手帳及び戦傷病者手帳をお持ちの方、及び同一便に搭乗される満12歳以上の介護者の方(一人ま りょう で)が利用できます。	
たいしょうしゃ わりびきないよう 対象者・割引内容 とう 等	じぎょうしゃ たいしょうしゃ わりびきないよう てつづ とう と あつか こと りょうまえ 事業者により、対象者、割引内容、手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に じぎょうしゃ かくにん 事業者へご確認ください。

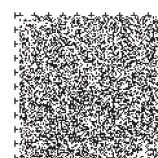


■ 有料道路通行料金割引

せいど がいよう 制度の概要	せいど りょう しちょうそん しょうがいふくしたんとうかまた じぜんとうろく ひつよう 制度の利用には、市町村の障害福祉担当課又はオンラインにて事前登録が必要です。 りょう どうろ じぜん とうろくてつづ おこな ETC が利用できる道路においては、事前に登録手続きを行うことにより、ETC ノンストップ つうこう どうよう わりびき てきよう 通行においても同様の割引が適用されます。 れいわ ねん がつ にち ほうりつ いちぶかいせい ふくしゅうしょうしやりよう ちじん 令和5年3月27日より法律が一部改正され、タクシー、福祉有償車両、レンタカー、知人 くるま しゃけんじ だいしゃとう じぜん とうろく しやりようい がい りょうきんじょ しょうがいしゃわりびき の車や車検時の代車等、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者割引 とうろくずみ しめ てんぶ しょうがいしゃてちやうとう ていじ わりびき てきよう 登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示することで割引が適用 されます。
たいしょう 対象	しんたいしょうがいしゃ かた みずか うんてん ばあい また じゅうど しんたいしょうがいしゃ かた じゅうど 「身体障害者の方が自ら運転する場合」又は「重度の身体障害者の方もしくは重度の ちてきしょうがいしゃ かた どうじよう しょうがいしゃ ほんにんい がい かた うんてん ばあい つうきん つうがく 知的障害者の方が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に通勤、通学、 つういんとう りょう 通院等を利用する場合 ふくしゅうしょうしやりよう てちやう どうろかいご いんじ てんぶ ば ※タクシー、福祉有償車両は、手帳に「道路介護」と印字したシールが貼付されている場 あい たいしょう 合のみ対象です。
といあわ お問合せ	しちょうそん しょうがいふくしたんとうか さんしょう 市町村の障害福祉担当課(P2 から P3 を参照)

■ NHK放送受信料の免除

げんめん 減免	たいしょう せたい 対象となる世帯	び こう 備 考
ぜんがくめんじょ 全額免除	しんたいしょうがいしゃ ち て きしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ かた 身体障害者、知的障害者、精神障害者の方がいる せたい せたいこうせいいんぜんいん しちょうそんみんぜいひ か ぜい 世帯 で、世帯構成員全員 が 市町村民税非課税 の せたい 世帯	す しちょうそん しょうがいふくし お住まいの市町村の障害福祉 たんとうか しんせいしよ ていしゅつ 担当課に 申請書を 提出し、 めんじょじ ゆ う しょうめい う ひつよう 免除事由の証明を受ける必要
はんがくめんじょ 半額免除	し か く ちょうかくしょうがいしゃ じゅうど しんたいしょうがいしゃ きゅう きゅう 視覚・聴覚障害者、重度の身体障害者(1級・2級)、 りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう 療育手帳(A1・A2)、精神障害者保健福祉手帳1級 しよじし や かた せたいぬし じゅしんけいやくし や ばあい 所持者の方が世帯主で受信契約者の場合	しょうめい う しんせいしよ 証明を受けた申請書を NHK に ていしゅつ じゅしんりょう 提出することにより、受信料が げんめん 減免されます。
といあわ お問合せ	しちょうそん しょうがいふくしたん とうか さんしょう ほうそうきよく 市町村の障害福祉担当課(P2 から P3 を参照)、NHK放送局	



■ 携帯電話基本使用料等の割引

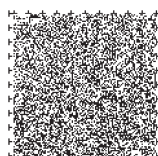
せ い ど がいよう 制度の概要	けいたいで ん わ りようきん わりびき NTTドコモ、au、ソフトバンクにおいて、携帯電話の料金の割引があります。
たいしりょうしゃ 対象者	しんたいしりょうがいしやてちよう りよういくてちよう せいしんしりょうがいしやほ けん ふくしてちよう とくていしつかんいりようじゆきゆうしやしりょう 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、 とくていしつかんとうろくしやしりょうまた とくていりりようひ して いなんびよう じゆきゆうしやしりょう しよじしや 特定疾患登録者証又は特定医療費(指定難病)受給者証 所持者
わりびきないよう 割引内容	わりびきがく かくかいしや こと 割引額は各会社により異なります。
といあわ お問合せ	かかけたいで ん わ じぎょうしや 各携帯電話事業者

■ NTT の無料番号案内(ふれあい案内)

せ い ど がいよう 制度の概要	でんわちよう り ょう こんなん しりょうがい かた たいしりょう むりよう でんわばんごう あんない 電話帳の利用が困難な障害のある方を対象に、無料で電話番号を案内します。 り ょう じ ぜん とうろく ひつよう ※利用には事前に登録が必要です。 とうろくほうほう でんわばんごう ※登録方法は NTT 電話番号へ
たいしりょうしゃ 対象者	しんたいしりょうがいしやてちようしよじしや つぎ かた 身体障害者手帳所持者のうち次の方 し か くしりょうがい きゆう ・視覚障害1～6級 したい ふ じ ゆ う じようし たいかん にゆうようじきい ぜん ひしんこうせい のうびようへん うんどうき の う ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能 しりょうがい きゆう 障害) 1・2級 ちようかくしりょうがい きゆう きゆう きゆう きゆう きゆう きゆう ・聴覚障害2級・3級・4級・6級(1級・5級はなし) おんせいきの う げんごきの うまた きの う しりょうがい きゆう きゆう きゆう きゆう ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級・4級(1級・2級はなし) せんしりょうびようしやてちようしよじしや りよういくてちようしよじしや せいしんしりょうがいしやほ けん ふくしてちようしよじしや 戦傷病者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
り ょうりようきん 利用料金	むりよう つうしんりよう べつと 無料(通信料は別途かかります)
といあわ お問合せ	あんないじむきよく NTT ふれあい案内事務局 TEL 0120-104174(全国共通) ぜんこくきようつう FAX 0120-104134(全国共通) ぜんこくきようつう

■ 郵便に関する割引等

て ん じ ゆうびんぶつ とくていりくおんぶつとうゆうびんぶつ だいよんしゆゆうびんぶつ 点字郵便物・特定録音物等郵便物 (第四種郵便物)		
たいしりょう ゆうびんぶつ しゆるい 対象となる郵便物の種類	りよう きん 料 金	び こう 備 考
て ん じ ゆうびんぶつ <u>点字郵便物</u> て ん じ かか ないよう ゆうびんぶつ 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物。 ゆうびんぶつ な めんじようぶ て ん じ ゆうびんぶつ めいじ 郵便物の名あて面上部に「点字郵便物」であることを明示。	3kg い ない 以 内 む りよう 無 料	ゆうびんぶつ いち ぶかいふう 郵便物は一部開封
とくていりくおんとうゆうびんぶつ <u>特定録音等郵便物</u> し か くしりょうがいしやよう ろくおんぶつまた て ん じ ょう し ないよう ゆうびんぶつ 視覚障害者用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物 に ほ ん ゆうびん かぶ して い う しせつ はつじゆ かぎ で、日本郵便(株)から指定を受けた施設から発受するものに限ります。	3kg い ない 以 内 む りよう 無 料	ゆうびんぶつ いち ぶかいふう 郵便物は一部開封

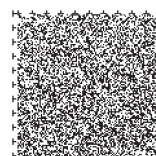


ゆうパック		
たいしやう ゆうびんぶつ しゆるい 対象となる郵便物の種類	りやう きん 料 金	び こう 備 考
ちやうかくしやうがいしややう 聴覚障害者用ゆうパック に ほ ん ゆうびん かぶ して い ちやうかくしやうがいしや ふくし ぞうしん 日本郵便(株)が指定する聴覚障害者の福祉を増進するた め の 施設 と 聴覚障害者 と の 間 で、聴覚障害者用のビデオテ ー プ そ の 他 の 録画物(DVD など)の貸し出し又は返却のために は つ じ ゆ 発受されるゆうパック。 に も つ ちやうかくしやうがいしややう めいじ 荷物には「聴覚障害者用ゆうパック」と明示すること。	サイズに より異なる	ゆうびんぶつ いち ぶかいふう ほう 郵便物は一部開封とし、包 装するものについては、内用 品が容易に透視できるよう 包装すること。
てんじ 点字ゆうパック おおがた てんじとしょう ないやう 大型の点字図書等を内容とするゆうパック。 に も つ てんじ めいじ 荷物には「点字ゆうパック」と明示すること。	サイズに より異なる	ゆうびんぶつ いち ぶかいふう ほう 郵便物は一部開封とし、包 装するものについては、内用 品が容易に透視できるよう 包装すること。

しんしんしやうがいしややう 心身障害者用ゆうメール		
たいしやう ゆうびんぶつ しゆるい 対象となる郵便物の種類	りやう きん 料 金	び こう 備 考
に ほ ん ゆうびん かぶ とど で としよかん じゆうど しんたいしやうがいしやまた 日本郵便(株)に届け出た図書館と重度の身体障害者又 は じゆうど ちてきしやうがいしや あいだ としよ えつらん はつじゆ は重度の知的障害者との間で、図書の閲覧のために発受 されるゆうメール。	サイズに より異なる	としよかんやう めい 「図書館用ゆうメール」と明 示すること。

てい き かんこうぶつ ていりやうだいさんしゆゆうびんぶつ 定期刊行物の低料第三種郵便物		
たいしやう ゆうびんぶつ しゆるい 対象となる郵便物の種類	りやう きん 料 金	び こう 備 考
しんしんしやうがいしやだんたい しんしんしやうがいしや ふくし はか もくてき 心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的と して発行する定期刊行物	はっこうかいすう 発行回数 とう こと 等により異 なる	だいさんしゆゆうびんぶつ しょうにん う 第三種郵便物の承認を受け ることに加えて、定められた 公共機関が発行した証明書 などの資料が必要

じやうきゆうびん かん ゆうびんきよく と あ
上記郵便に関するサービスについては、郵便局にお問い合わせください。



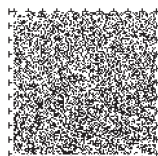
(12) 公的機関の各種制度・取り組み

■ ヘルプマーク・ヘルプカード

	ヘルプマーク 内部障害や難病の方、義足や人工関節を使用している方、妊娠初期の方など、 外見では障害等があることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としてい ることを知らせるためのマークです。 証明書類等の提示は不要ですが「ヘルプマーク申込書」の記入が必要です。 配付は一人につき1個のみの配付となります。
はいふ ばしよ 配付場所	・県庁障害福祉課 ・各振興局健康福祉部(串本支所) ・県障害児者サポートセンター ・県難病・こども保健相談支援センター ・一部の市町村障害福祉窓口(令和7年4月1日現在) 和歌山市(障害者支援課・保健対策課)、海南市、有田市、御坊市、田辺市、 紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、 有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、 白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、 串本町

	ヘルプカード 援助や配慮を必要としている 具体的な情報を伝えることがで きるカードです。ヘルプマークと 併用していただくと、周囲の方に 必要な情報が伝わりやすくなり ます。災害や事故などの緊急時 に、ヘルプカードがあれば周囲 の人が必要な情報を知ることが できます。 県のホームページからダウンロ ードができます。左記の QR コー ドからホームページにアクセスで きます。 ヘルプカード あなたの助けが必要。カードを開いてください。 和歌山県 ☐ ()が不自由です ☐ 内部障害 () ☐ 人工透析 有 ☐ ペースメーカー 有 ☐ ()発作があります ☐ こんなときにパニックになることがあります () ☐ アレルギーがあります 内容 () ☐ コミュニケーションが苦手です ☐ 簡単な言葉で説明してください ☐ 筆談を希望します ☐ 手話通訳が必要です ☐ 文章を読んでください ☐ 移動の際、介助してください 内容 () その他伝えたいこと   ふりがな 名前 住所 生年月日 緊急連絡先1 電話番号 緊急連絡先2 電話番号 障害や病気の名前 障害や病気の症状 飲み薬 アレルギー 通称 電話番号
---	--

カードは名刺サイズに折りたためます

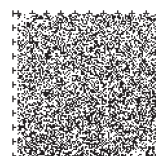


郵便等による不在者投票

せ い ど がいよう 制度の概要	ゆうびんとう ふざいしやとうひよう しんたいしやうがいしやてちよう も かたまた かいごほけん ひほけん 郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳をお持ちの方又は介護保険の被保険 しゃしやう ようかいごじようたいくぶん ようかいご かた みと 者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。 とうひよう おこな ゆうびんとうとうひようしやうめいしよ じ ぜん こうふしんせい ひつよう 投票を行うには、「郵便等投票証明書」の事前の交付申請が必要です。 しんたいしやうがいしやてちようしよじしや ゆうびんとう ふざいしやとうひよう たいしやうしや い か なお、身体障害者手帳所持者で、郵便等による不在者投票の対象者は以下のとおり りです。
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちようしよじしや い か くぶん かた ・身体障害者手帳所持者(以下の区分の方) りようかし たいかん いどうきのう しょうがい きゆう きゆう かた 両下肢、体幹、移動機能の障害 1級・2級の方 しんぞう ぞう こきゆうき また ちよくちよう しょうちよう しょうがい きゆう きゆう かた 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の障害 1級・3級の方 めんえき かんぞう しょうがい きゆう きゆう かた 免疫、肝臓の障害 1級～3級の方 かいごほけん ようかいごくぶんじようたい ようかいご かた ・介護保険の要介護区分状態が「要介護5」の方 ゆうびんとう ふざいしやとうひよう たいしやうしや じようし し かく しょうがい しんたい ※なお、郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、上肢、視覚の障害により身体 しょうがいしやてちよう きゆう も かた だいいきさい ほうほう とうひよう みと 障害者手帳(1級)をお持ちの方は、代理記載の方法による投票が認められていま す。
といあわ お問合せ	しちようそんせんきよか んりいいんかい 市町村選挙管理委員会

自動車事故対策機構による介護料支給

せ い ど がいよう 制度の概要	じどうしや じ こ げんいん のう せきずい また きようふくぶ ぞうき じゆうど こういしょうがい 自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害があ り、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要と なった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)」から介護料が支給さ れます。
しきゆうないようとう 支給内容等	かいごりようしきゆうがく げつがく えん えん ・介護料支給額 月額42,700円～226,330円 かいごりよう しきゆうたいしやう ひよう かいごようひん こうにゆうとう ・介護料の支給対象となる費用 ➡ 介護用品の購入等 しきゆう せいげん ・支給の制限 (1) 次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。 ① NASVA療護施設等に入院している方 ② 他法令に基づく施設に入所している方 ③ 他法令による介護料相当の給付を受けている方 (2) 主たる生計維持者の年間の合計所得金額が 1,000万円を超えると認められ るとき
といあわ お問合せ	しきゆうたいしやう かたおよ くわ しきゆうようけんとう か き と あ 支給対象となる方及び詳しい支給要件等は、下記までお問い合わせください。 どくりつぎやうせいほうじんじどうしや じ こ たいさくきこう わ か や ま し し ょ 独立行政法人自動車事故対策機構 和歌山支所 (TEL:073-431-7337)

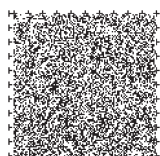


県立施設使用料減免制度

せい ど がいよう 制度の概要	しょうがい かた しゃかいさん か そくしん もくてき けん し せつ りょう ばあい か き 障害のある方の社会参加を促進することを目的に、県の施設を利用する場合、下記 たいしょうしゃ し せ つし しょうりょう げんめん う 対象者は施設使用料の減免を受けることができます。 せい ど りょう しょうがいしゃてちょうまた しょうがいしゃてちょう ていじ ひつよう せい ど 制度の利用には、障害者手帳又は障害者手帳アプリの提示が必要です。また、制度 たいしょうし せつ じ ぜん かくにん の対象施設かどうか、事前に確認してください。
たいしょうしゃおよ げんめんりょう 対象者及び減免料	しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうまた せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしょじしゃ ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 しょうがいしゃ はったつしょうがいしゃまた かいごにん おも こうせいじん だんたい けん じ ぜんとうろく ・障害者、発達障害者又はその介護人を主な構成員とする団体（県に事前登録が ひつよう わりび わりび 必要です）⇒ 5割引き～10割引き しんたいしょうがいしゃてちょう しゅ りょういくてちょうまた せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう しょじしゃ 身体障害者手帳（1種）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者の かくかいごにん しょうがいしゃひと いちめい しょうりょうむりょう 各介護人⇒ 障害者一人につき一名 使用料無料
といあわ お問合せ	たいしょうし せ つ けんちょうしょうがい ふくし か けいかくちやうせいはん 対象施設、県庁障害福祉課 計画調整班

音声以外の方法による 110番

けいさつ ちやうかく げん ごき の う しょうがい かた おんせい ばんつうほう こんなん かたせんよう ばん うんよう 警察では、聴覚や言語機能に障害のある方や音声による 110番通報が困難な方専用の 110番を運用し ています。 ※「聴覚や言語機能に障害のある方や音声による 110番通報が困難な方」以外の使用はご えんりょ 遠慮ください。	
ばん 110番アプリシステム 	ほうほう とうろくとう アプリのダウンロード方法や登録等については、ホームページをご覧ください。 わかやまけんけいさつ ばん けんさく 和歌山県警察 110番アプリシステム 検索
ばん メール 110番	せんよう 【専用メールアドレス】 police@110wakayama.jp じけん じ こ ないよう ほんぶん きさい そうしん 事件・事故の内容を本文に記載し、送信してください。 せんよう じゅしん せつてい 専用メールアドレスからのメールを受信できるよう設定してください。
ばん FAX110番	せんよう ばんごう 【専用FAX番号】 073-428-0110
つうほうないよう 【通報内容】 ① 何がありましたか？（事件なのか、事故なのか。何があったのか） ② どこでありましたか？（その場所はどこか、目印になる建物や住所） ③ いつのころですか？（今なのか少し前なのか、発生時間） ④ 犯人はどうしましたか？（性別は？服装は？何歳ぐらい？人相は？どちらへ逃げたかなど） ⑤ 今、どうなっていますか？（ケガの程度や被害の様子） ⑥ あなたのお名前・ご住所（あなたの名前・住所）	
といあわ お問合せ	けいさつほんぶちいきしどうかつうしんしれいしつ 警察本部地域指導課通信指令室



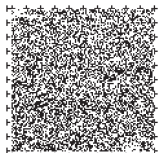
せいど　がいよう 制度の概要	げん　たいしょうしゃ　しょう　　しゃりよう　ふきん　てきとう　ちゅうしゃじよう　え 現に対象者が使用している車両で、付近に適当な駐車場がないなどやむを得ない ばあい　こうあんいんかい　はっこう　ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひようしょう　けいしゆつ 場合は、公安委員会が発行した「駐車禁止除外指定車標章」を掲出していれば、 ちゅうしゃ　ほんせいど　ゆうこう　こうあんいんかい　どうるひようしき 駐車することができます。なお、本制度が有効となるのは、公安委員会が道路標識 とう　ちゅうしゃきんし　してい　ばしよ 等で駐車禁止を指定した場所となります。 たいしょうしゃがい　え　じじよう　ちゅうしゃ　え　ばあい　ばしよ 対象者以外でも、やむを得ない事情により駐車せざるを得ない場合は、その場所を かんかつ　けいさつしちよう　ちゅうしゃきよか　せいど 管轄する警察署長の駐車許可制度があります。
たいしょうしゃ 対象者	ほ　こうこんなん　かたとう　しんたいしょうがいしゃてちよう　こうふ　う　ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃ ・歩行困難な方等で身体障害者手帳の交付を受け、かつ、駐車禁止除外指定車 ひようしょうこうふきじゆん　か　き　さんしょう　がいとう　かた 標章交付基準(下記参照)に該当する方 りよういくてちよう　しよじしや ・療育手帳A1、A2所持者 せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちよう　きゆうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 しょうにまんせいとくていしつぺいりりようじゆきゆうしゃしやう　こうふ　う　しきそせいかんびしやう　かた ・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けており、色素性乾皮症である方
といあわ お問合せ	けいさつしよ 警察署

ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひようしょうしんたいしょうがいしゃきじゆんひよう

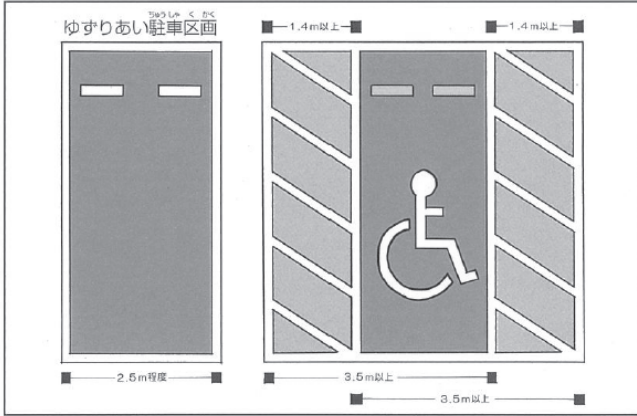
● 駐車禁止除外指定車標章身体障害者基準表

しょうがい　しゅべつ 障 害 の 種 別		しょうがい　ていど 障 害 の 程 度
		しんたいしょうがいしゃてちよう　とうきゆう 身体障害者手帳の等級
しかくしょうがい 視覚障 害		きゆう　きゆう　かくきゆうおよ　きゆう 1 級 から3 級 までの各級及び4 級の1
ちようかくしょうがい 聴覚障 害		きゆうおよ　きゆう 2 級 及び3 級
へいこうきのうしょうがい 平衡機能障 害		きゆう 3 級
したいふじゆう 肢体不自由	じょうししょうがい 上肢障 害	きゆう　きゆう　およ　きゆう 1 級、2 級の1及び2 級の2
	か　し　しょうがい 下肢障 害	きゆう　きゆう　かくきゆう 1 級から4 級までの各級
	たいかんしょうがい 体幹障 害	きゆう　きゆう　かくきゆう 1 級から3 級までの各級
	にゅうようじきいぜん　ひしんこうせい　のうびようへん 乳幼児期以前の非進行性の脳病 変に うんどうきのうしょうがい よる運動機能障 害	じょうしきのう 上肢機能 きゆうおよ　きゆう　いちじょうし　うんどうきのうしょうがい 1 級及び2 級（一上肢のみに運動機能障 害 がある場合を除く） ばあいのぞ
きのうしょうがい 機能障 害	しんぞうきのうしょうがい 心臓機能障 害	きゆうおよ　きゆう 1 級 及び3 級
	ぞうきのうしょうがい じん臓機能障 害	
	こきゆうききのうしょうがい 呼吸器機能障 害	
	しょうちようきのうしょうがい 小 腸 機能障 害	
	また　ちよくちよう　きのうしょうがい ぼうこう又は直 腸の機能障 害	きゆう　きゆう　かくきゆう 1 級 から3 級 までの各級
	めんえきふぜん　めんえききのうしょうがい ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障 害	
	かんぞうきのうしょうがい 肝臓機能障 害	

ただし、身体障害者手帳に同一区分の障害(肢体不自由、機能障害については同一部位の障害を指す。)が2つ以上記載されている方は、上表の基準を満たしてなくても、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができる場合があります。

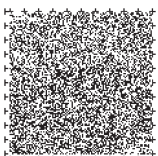


和歌山県障害者等用駐車区画利用証

せいど がいよう 制度の概要	  長期用(5年) 短期用(1年以内) 利用証の色・青 利用証の色・緑	しょうがい 障害のある方や難病患者、高齢者、妊娠 婦、けが人など移動に配慮を要する方々 が使いやすい駐車場の仕組みとして、公共 的施設(公共施設や商業施設など)におけ る障害者等用駐車区画(車椅子使用者用 駐車区画、ゆずりあい駐車区画)をご利用 いただくための利用証を交付しています。 利用者を明らかにすることで、当該駐車区 画の適正な利用を図る制度です。パーキ ング・パーミット制度と呼ばれています。
たいしょう ちゅうしゃくかく 対象となる駐車区画	ゆずりあい駐車区画 くるまいすししょうしゃようちゅうしゃくかく 車椅子使用者用駐車区画 	しょうぎょうし せつ とう 商業施設やホテル等、 県に登録したゆずりあい 駐車区画 や 車椅子使 用者用駐車区画でお使 いいただけます。
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちようしよじしゃ こうふようけん じ さんしょう ・身体障害者手帳所持者(交付要件は次ページ参照) りよういくてちよう しよじしゃ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちよう きゅうしよじしゃ ・療育手帳(A1・A2)所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 なんびょうかんじや ようかいごこうれいしゃ ようかいご いじょう ・難病患者 ・要介護高齢者(要介護1以上) にんさんぶ たんたいじ にんしん げつ さんご げつ ・妊産婦(単体児:妊娠7か月～産後3か月) (多胎児:妊娠6か月～産後18か月) たたいじ にんしん げつ さんご げつ ・けが等により一時的に移動の配慮が必要な者 他 とう いちじてき いどう はいりよ ひつよう もの ほか	
といあわ お問合せ	けんちようしょうがい ふくし か けんしんこうきよくけんこう ふくし ぶ 県庁障害福祉課、県振興局健康福祉部	

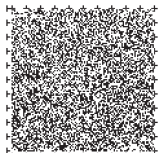


くるまいすししょうしゃようちゅうしゃくかく ちゅうしゃくかく ひつよう
 車椅子使用者用駐車区画やゆずりあい駐車区画を必要としている
 方がいます。適正利用について、ご理解とご協力をお願いします。



●和歌山県障害者等用駐車区画利用証交付対象者基準表

くぶん 区分				こうふようけん 交付要件		ひつようしよるいとう 必要書類等		ゆうこうきかん 有効期間	
しんたいふじゆう 身体障害者	しかくしやうがい 視覚障害			きゆういじよう 4級以上		しんたいしやうがいしやてちやう 身体障害者手帳		ねん 5年	
	ちやうかくしやうがい 聴覚障害			きゆういじよう 3級以上					
	へいこうきのうしやうがい 平衡機能障害			きゆういじよう 5級以上					
	しんたいふじゆう 肢体不自由	じようし 上肢		きゆういじよう 2級以上					
		かし 下肢		きゆういじよう 6級以上					
		たいかん 体幹		きゆういじよう 5級以上					
		にゅうようじきいぜん 乳幼児期以前の ひしんこうせい 非進行性の のうびやうへん 脳病変による うんどうきのうしやうがい 運動機能障害	じようし 上肢 きのう 機能	きゆういじよう 2級以上					
	いどう 移動 きのう 機能		きゆういじよう 6級以上						
	しんぞう 心臓、じん臓、呼吸器、 またちよくちやうしやうちやう ぼうこう又は直腸、小腸 きのうしやうがい 機能障害			きゆういじよう 4級以上					
	めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 しやうがい 障害			きゆういじよう 4級以上					
かんぞうきのうしやうがい 肝臓機能障害			きゆういじよう 4級以上						
ちてきしやうがいしや 知的障害者				りやういくてちやう 療育手帳A1、A2又はA		りやういくてちやう 療育手帳			
せいしんしやうがいしや 精神障害者				せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう 精神障害者保健福祉手帳1級		せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう 精神障害者保健福祉手帳			
なんびやうかんじや 難病患者				とくていしつかんいりやうじゆきゆうしや 特定疾患医療受給者 とくていりやうひしていなんびやう 特定医療費(指定難病) じゆきゆうしや 受給者 しやうにまんせいとくていしつべいりやう 小児慢性特定疾病医療 じゆきゆうしや 受給者		とくていしつかんいりやうじゆきゆうしやしやう 特定疾患医療受給者証 とくていりやうひしていなんびやう 特定医療費(指定難病) じゆきゆうしやしやう 受給者証 しやうにまんせいとくていしつべいりやう 小児慢性特定疾病医療 じゆきゆうしやしやう 受給者証			
ようかいてこうれいしや 要介護高齢者				ようかいてこうれいたいくぶん ようかいていじよう 要介護状態区分が要介護1以上		かいごほけんひほけんしやしやう 介護保険被保険者証			
にんさんぶ 妊産婦				たんたいじ ・単胎児 にんしんげつさんごげつ (妊娠7か月～産後3か月) たんたいじ ・多胎児 にんしんげつさんごげつ (妊娠6か月～産後18か月)		ほしけんこうてちやうおよほんにんかくにん 母子健康手帳及び本人確認 しよるいじどうしやうてんめんきしやう 書類(自動車運転免許証、 ほけんしやうとう 保険証等)		こうふようけんおな 交付要件と同じ	
にん けが人				とういちじてきいどうはいりよ けが等により一時的に移動の配慮 ひつようもの が必要な者		いししんだんしよいけんしよとう 医師の診断書・意見書等 およほんにんかくにんしよるいじどうしや 及び本人確認書類(自動車 うんてんめんきしやうほけんしやうとう 運転免許証、保険証等)		くるまいすつえとう 車椅子、杖等の しやうきかんねん 使用期間(1年 いらない 以内)	
た その他				じやうきいがいほこうこんなんしやいし 上記以外の歩行困難者で、医師の しんだんしやうちゆうしやじやうりようはいりよ 診断書等で駐車場の利用に配慮 ひつようみともの が必要と認められる者				ひつようきかん 必要な期間 ねんい (1年以内)	

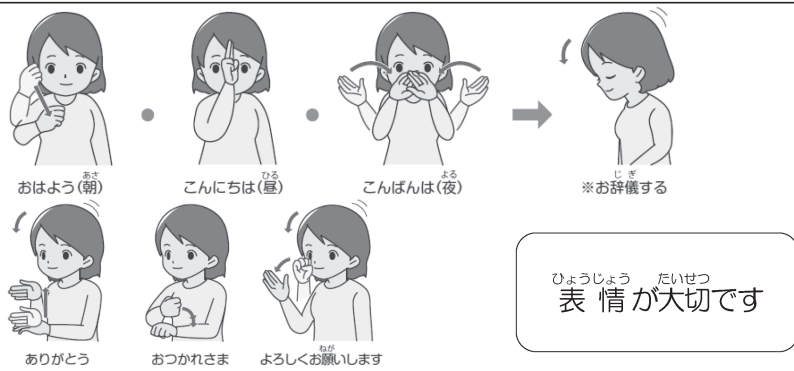


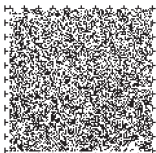
和歌山県あいサポート運動

うんどう がいよう 運動の概要	さまざまな障害の特性、障害のある方が困っていることや必要としている配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することによって、障害のある方が暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。和歌山県では、平成28年8月に鳥取県と協定を結び、あいサポート運動に取り組んでいます。
とりぐみ ないよう 取組の内容  あいサポーターのバッジ	○あいサポーターの養成 さまざまな障害の特性を理解し、障害のある方が困っているときに必要な配慮ができる人、また、あいサポート運動を周囲に周知していく人が「あいサポーター」です。 あいサポーター養成のための「あいサポーター研修」を、地域や職場等で実施した場合は、県庁障害福祉課へお気軽にお申し込みください。県庁職員が講師として出向き、研修を実施します。 ○あいサポート企業・団体の募集 あいサポート運動の趣旨を理解し、運動の推進に取り組んでいただける「あいサポート企業・団体」を募集しています。
といあわ お問合せ	けんちようしょうがい ふくし か けいかくちようせいはん けんしんこうきやく ししよ けんこうふくし ぶ 県庁障害福祉課 計画調整班、県振興局(支所)健康福祉部 わかやまけん うんどう けんさく 和歌山県 あいサポート運動 検索 

わかやまけんしゅわげんごじょうれい

和歌山県手話言語条例

じょうれい がいよう 条例の概要	和歌山県では、ろう者(注)の言語である「手話」の普及のため、「和歌山県手話言語条例」を制定しています。(平成29年12月26日施行)誰もが「手話」に親しみ、ろう者と聞こえる人がお互いを理解し合う共生社会の実現をめざします。 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び習得の機会の確保に関する必要事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的としています。 (注:ろう者とは、聴覚障害のある人で、手話を言語として生活をしている人のこと)
かんたんな手話表現	
といあわ お問合せ	けんちようしょうがい ふくし か けいかくちようせいはん 県庁障害福祉課 計画調整班

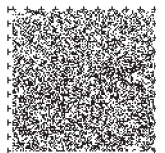


■ 電話ルーサービス

せ い ど が い よ う 制度の概要	でんわ 電話ルーサービスとは、 ちょうかく はつわ こんなん 聴覚や発話に困難のある人と、 ひと きこえる人（ ひと ちょうかくしょうがいしゃとう 聴覚障害者等 い が い ひと か い わ つうやく 以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳するこ とにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、 そ う ほう こ う り よ う きんきゆうつうほうき かん れんらく か の う 双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。
たいしょうしゃとう 対象者等	ちょうかく はつわ こんなん 聴覚や発話に困難があり、手話または文字で電話を利用したい方 と う る く ほう ほう り よ う きん たい い け い つ う わ り よ う と う ※登録方法や料金体系（通話料）等については、ホームページをご覧ください。 でんわ けんさく 電話ルーサービス 検索
といあわ お問合せ	い っ ぽ ん ざ い だ ん ほう じ ん に つ ぽ ん ざ い だ ん で ん わ 一般財団法人日本財団電話ルーサービス で ん わ 電話ルーサービス・カスタマーセンター（ たいおうじ かん 対応時間：9:30～17:00） TEL：03-6275-0912 FAX:03-6275-0913 https://www.nftrs.or.jp/contact

■ ヨメテル

せ い ど が い よ う 制度の概要	で ん わ あ い て さ き こ え き ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、 ひと 通 わ あ い て こ え も じ で ん わ じ かん に ち そ う ほう こ う り よ う 話相手の声を文字にする電話アプリです。24時間・365日、双方向での利用ができ ます。通話相手の声を文字にすることで、電話でのコミュニケーションをスムーズに つ う わ あ い て こ え も じ で ん わ する、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。
たいしょうしゃとう 対象者等	で ん わ あ い て さ き こ え き 電話で相手先の声が聞こえにくいことがあり、電話でのスムーズなコミュニケーション の ぞ か た を望むすべての方 と う る く ほう ほう り よ う きん たい い け い つ う わ り よ う と う ※登録方法や料金体系（通話料）等については、ホームページをご覧ください。 ヨメテル けんさく ヨメテル 検索
といあわ お問合せ	い っ ぽ ん ざ い だ ん ほう じ ん に つ ぽ ん ざ い だ ん で ん わ 一般財団法人日本財団電話ルーサービス ヨメテル ヨメテル・カスタマーセンター（ たいおうじ かん 対応時間：9:30～17:00） TEL:0120-328-123 https://www.yometel.jp/contact



■ 災害に備えて

さいがい そな い か かんが
災害への備えとして、以下のようなものが考えられます。

◇ ヘルプカードやお薬手帳等、自分の情報を記載したものをいつも持ち歩く。

しょうがい じょうたい ふくやくじょうきょう いりようき かんとう
(障害の状態や服薬状況、かかりつけ医療機関等)

◇ 家族とお互いに連絡方法や避難時の移動方法について決めておく。避難場所までの避難経路を日頃から確認しておく。

◇ 家の倒壊に備えて、家具を固定する、高い場所に重いものや割れものを置かない等の、自宅の安全対策を行う。

◇ 最低3日、できれば1週間分の食料品や生活必需品を備蓄しておく。

◇ 服用している薬や補装具等医療的ケアに必要な物品を可能な範囲で備えておく。

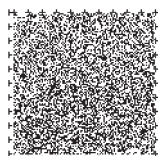
◇ 市町村の避難行動要支援者名簿へ登録し、個別避難行動計画を作成する。

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ さいがい はっせい さい じりき ひなん こんなん しょうがい かた
(避難行動要支援者名簿…災害が発生した際に、自力で避難することが困難な障害のある方などの
めいぼ こべつひなんけいかく ひなんこうどうようしえんしゃ じぜん ひなんけいろ ひなんじょ しえんしゃ き
名簿。個別避難計画…避難行動要支援者ごとに事前に、避難経路や避難所、支援者を決めておく
けいかく しょうさい かくしちょうそん と あ
計画。詳細は各市町村にお問い合わせください。)

◇ 地域の避難訓練に参加する。

◇ 「和歌山県防災ナビ」アプリ、防災わかやまメール配信サービス、防災わかやま X(旧 twitter)等、防災
じょうほう にゅうしゅ かくしゅ かつよう
情報を入手する各種ツールの活用。

(上記ツールについては、ホームページ [防災わかやま](#) [災害に備えて](#) [検索](#) を参照ください。)



3 指定相談支援事業所・障害児者福祉団体一覧

★相談支援（障害者総合支援法第5条第18項）、障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7号）

障害者や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、情報提供や助言その他の支援を行う事業所です。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害のある方が地域での生活に移行する場合に、住居の確保や外出の際の同行、体験的な宿泊支援などを行います。

地域定着支援は、居家で単身等で生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に一時的な滞在による支援などを行います。

計画相談支援及び障害児相談支援は、障害のある方の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

（令和7年4月1日時点 サービス提供中事業所 ※休止中の事業所を除く）

（1）指定相談支援事業所一覧

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
和歌山市	あしすと	〒640-8423 和歌山市松江中3-7-10	073-454-7111 FAX073-488-5317	（一社）sun・rise	○			
	アンジュール相談支援事業所	〒641-0022 和歌山市和歌浦南3丁目1番17号	073-499-8450 FAX073-499-8451	（株）アンジュール	○			
	医療法人宮本病院 地域活動支援センター 櫻	〒641-0054 和歌山市塩屋三丁目6-2	073-444-2468 FAX073-446-6607	（医）宮本病院	○	○	○	○
	ウィッシュ居宅介護支援事業所	〒640-8284 和歌山市出口端ノ丁20番地1	073-421-3321 FAX073-421-3320	（有）ウィッシュ	○	○		
	うるる談和室	〒640-8323 和歌山市太田1丁目14-11 オトビロ5階	080-4367-4286	（特非）peer心理教育 サポートネットワーク	○	○		
	株式会社 彩園	〒640-8303 和歌山市鳴神870-1	073-475-8088 FAX073-475-8089	（株）彩園	○	○		
	きのくにチャレンジサポート	〒641-0021 和歌山市和歌浦東一丁目4番10号	073-463-8856 FAX073-463-8856	（一社）きのくに チャレンジステーション	○	○		
	居宅介護支援 プレスト	〒640-8393 和歌山市畑屋敷端ノ丁34番地1	073-488-6907 FAX073-488-6918	（株）サンプレスト	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
和歌山市	ケアサポートえいと	〒640-8323 わかやましおおだ ちょうめ 和歌山市太田4丁目5-13	073-400-2581 FAX073-473-0256	(同) サンオリエント	○	○		
	ケアセンター まんぼう	〒640-8391 わかやましかのう ばん 和歌山市加納145番3	073-497-8275 FAX073-497-8285	(株) 南斗	○	○		
	こじか園	〒649-6306 わかやましあみくろだに 和歌山市上黒谷460-2	073-462-2895 FAX073-462-0097	(福) 一麦会	○	○		
	じりつ 自立プラン カーム	〒640-8255 わかやましふなづちよう ちょうめ 和歌山市舟津町3丁目32-3 パレロワイヤル舟津1階	073-402-6853 FAX073-402-1960	(特非) わかやま ケアマネージャーの会	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 おれんじ orange	〒640-0341 わかやましそうざか 和歌山市相坂534-22	073-479-1222 FAX073-479-1232	(有) ユースフル	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 i d e L & c o . (あいでるとこ)	〒649-6335 わかやましにしだ 和歌山市西田井318-5	073-463-7482	(一社) i d e L & c o .	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 アイリス	〒640-8331 わかやましみそのちょう ちょうめ 和歌山市美園町2丁目109 みその グランメール美園Ⅱ601	073-418-4045 FAX073-414-9270	(同) ウィンクルム	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 くろすぶらん	〒640-8286 わかやましみなとごてん ちょうめ 和歌山市湊御殿1丁目4	073-425-8838 FAX073-424-1138	(特非) 紀ノ国就労支援 センター	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 さくら	〒640-8461 わかやましなごころ 和歌山市船所191-1	073-454-0028 FAX073-499-1008	(有) わかやま 和歌山サンクリーン	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 シャローム	〒641-0044 わかやましいまふく ちょうめ ばん ぎょう 和歌山市今福3丁目5番41号	073-425-2391 FAX073-426-1044	(福) あいとくえん 愛徳園	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 すまーと	〒640-8301 わかやましいわせ 和歌山市岩橋1087-12	090-7885-2810 FAX073-499-7301	(同) サピユイエ	○	○	○	○
	そうだんしえん 相談支援センター ソーラーナ	〒641-0002 わかやまししんなかじま 和歌山市新中島132-6	073-498-5883 FAX073-498-8493	(特非) エルシティオ	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所高積	〒649-6264 わかやまししんじょう 和歌山市新庄501-10	073-477-3831 FAX073-477-3831	(同) そうごうふくしたかつみ 総合福祉高積	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ドマーニ	〒641-0004 わかやましわだ ばん 和歌山市和田80番5	073-475-3335 FAX073-475-3334	(福) ほうしゅんかい 芳春会	○	○		
	そうだんし えんじぎょうしよ 相談支援事業所パル	〒640-8124 わかやましおまつちよう ちょうめ ばんち 和歌山市雄松町4丁目3番地-1	073-460-9005 FAX073-460-9005	フラタニテ (非営一社)	○	○	○	○

圏 域	じぎょうしよめい 事業所名	しよざいち 所在地	TEL FAX	ぜつちしゆたい 設置主体	計 画 相 談 支 援	障 害 児 相 談 支 援	地 域 移 行	地 域 定 着
和 歌 山 市	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 フレンズ	〒649-6264 わかやまししんじょう 和歌山市新庄166-23	073-477-3282 FAX073-494-3270	(とくひ) おもちやばこ	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 マウンテンラブ	〒640-0331 わかやましよしはら 和歌山市吉原270	073-479-1133 FAX073-479-9911	(ふく) やまのこども	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ヤマックス	〒640-8422 わかやましまつえひがし ちょうめ 和歌山市松江東1丁目7-36	073-451-5471 FAX073-414-2943	(ゆう) ヤマックス	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ゆめいろ	〒640-8323 わかやましおおだ 和歌山市太田683-12	080-2489-9752	(かぶ) あいむ 愛夢	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター リソ	〒640-8461 わかやましふなところ 和歌山市船所25-6 2F	073-499-1363 FAX073-499-1362	(かぶ) ノエル	○	○		
	そうだんしえん な はな 相談支援菜の華	〒640-8471 わかやましぜんみょうじ 和歌山市善明寺595-1	073-451-6700 FAX073-451-6868	(ゆう) プランニング守山 もりやま	○	○		
	そうだんしえん 相談支援リーフ	〒641-0005 わかやましただじり 和歌山市田尻41-5 わだがわ ごうしつ ハイツ和田川203号室	073-499-6302 FAX073-499-6303	(かぶ) リーフ	○	○		
	だいに 第二こじか園	〒641-0005 わかやましただじり 和歌山市田尻155-1	073-476-4410 FAX073-476-4415	(ふく) いちばくかい 一麦会	○	○		
	つわぶき つわぶき相談支援 事業所	〒640-8324 わかやましふきやちよう 和歌山市吹屋町5-49-3 4F	073-435-0294 FAX073-424-0294	(ふく) つわぶき かい つわぶき会	○	○		
	とくてい しやうがいじ 特定・障害児相談 支援事業所 あんしあなとう	〒640-8422 わかやましまつえひがし ちょうめ 和歌山市松江東1丁目7-25	073-454-8900 FAX073-454-1811	(ふく) かせいふくしかい 河西福祉会	○	○		
	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 じりつせいかつおうえん 自立生活応援 センターわかやま	〒640-8323 わかやましおおだ 和歌山市太田47-7	073-472-6731 FAX073-472-3177	(とくひ) じりつせいかつおうえん 自立生活応援 センターわかやま	○	○		
	なないろ	〒640-8483 わかやましそのべ ばんち 和歌山市園部416番地11 こばやし 小林ビル	073-455-0716 FAX073-455-0716	(とくひ) シュアスタート わかやま 和歌山		○		
	ヘルパーステーショ ンあんあん	〒640-8390 わかやまし ありもと ばんち 和歌山市有本555番地8 ブランドールビル202号	073-422-0005 FAX073-422-0004	(ゆう) あんあん	○	○		
	ヘルパーステーショ ンクローバー	〒641-0001 わかやましきいのせ 和歌山市杭瀬449-2	073-474-0098 FAX073-474-0099	(ゆう) ヘルパー ステーションクローバー	○	○		
	ほすび 小倉	〒649-6271 わかやまし みつや 和歌山市満屋127	073-477-7877 FAX073-477-7900	(ゆう) バイオメディカル アキヅキ	○			

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
和歌山市	ほっとケアマネ ステーション	〒641-0012 わかやましきみいでら 和歌山市紀三井寺655-1 コンフォート紀三井寺107	0737-65-0033 050-3588-3948	(有) LOHAS	○	○		
	むぎさとわかやませいかつ 麦の郷和歌山生活 支援センター	〒640-8123 わかやましみさわちよう ちょうめ 和歌山市三沢町2丁目23-3	073-423-2267 FAX073-488-6311	(福) いちばくかい 一麦会	○	○	○	○
	わかやま 和歌山サポート センターりん	〒640-8312 わかやましもりおてぽ 和歌山市森小手穂2-1	073-479-3128 FAX073-479-3130	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	ほほえみ	〒640-8451 わかやましなか 和歌山市中439-1	073-451-3363 FAX073-451-3511	(有) ほほえみ	○	○	○	○
	そうだんしえん 相談支援センター プレス	〒641-0015 わかやましぬのひき 和歌山市布引935-1	073-494-8111 FAX073-499-1088	(株) エム・オー・エヌ	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター さんたやま 三田山	〒641-0003 わかやましきた 和歌山市坂田348	073-471-3308	(福) ももきかい 桃の木会	○	○		
海草圏域	かいそう 海草サポート センターらん	〒642-0022 かいなんしおおのなか ばんち 海南市大野中732番地1	073-488-6314 FAX073-488-6306	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	ケアサポートつむぎ	〒642-0015 かいなんしあつそ 海南市且来233-8	073-499-5856 FAX073-499-5857	(株) つむぎ 細	○	○		
	さくらんぼ	〒642-0033 かいなんしとりい 海南市鳥居3-1	073-484-5105 FAX073-484-5015	(医) さくらかい 会	○	○		
	しょう 障がい者生活サポ ーターセンターにじ	〒642-0024 かいなんしきかい 海南市阪井488-1	073-499-8081 FAX073-499-6397	(福) いちみねかい 一峰会	○		○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 来未	〒642-0015 かいなんしあつそ 海南市且来46-3	073-499-7073	(一社) くるみ	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 hana	〒642-0001 かいなんしふのお 海南市船尾186-17	073-488-1722 FAX073-488-1721	(同) hana	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 やまかず	〒640-0441 かいなんしなやま ばんち 海南市七山772番地43	073-407-1342	(株) やまかずふくしかい 福祉会	○	○		
	ハニーホーム重根	〒642-0023 かいなんししこね 海南市重根348-2	073-487-3447 FAX073-487-3440	(有) ライフパートナー	○	○	○	○
	りさべと Risapetto	〒642-0001 かいなんしふのお 海南市船尾111-2	070-8987-2526	(一社) しゅうぎかい 集義会	○			
	りょういく 療育センターA01	〒642-0001 かいなんしふのお ばんち 海南市船尾438番地	073-483-0454 FAX073-483-0474	(福) あおいかい 会	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 れお Leoサポート	〒642-0003 かいなんしやまさきちようさんちようめ ばん 海南市山崎町三丁目2番4	073-403-6611 FAX073-488-6604	ブルーレオ(同)	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 こんふいあんす Confiance	〒640-1174 かいなんしきづ ばんち 海南市木津274番地1	073-488-5937 FAX073-488-5937	(株) キシウラ	○	○		
	こくほのかみこうせいそうごう 国保野上厚生総合 病院指定相談支援 じぎょうしよ 事業所	〒640-1141 かいそうぐんきみのちようしやうばた ばんち 海草郡紀美野町小畑198番地	073-489-2178 FAX073-489-5639	こくみんけんこうほけん 国民健康保険 のかみこうせい びやういん ぐみあい 野上厚生病院組合	○	○	○	○

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
那賀 圏域	いわでしょうがいじしや 岩出障害児者 相談・支援センター	〒649-6211 いわでしながふさかもと 岩出市東坂本6-1	0736-63-1622 FAX0736-63-1644	(ふく) きのかわ福祉会	○	○		
	しやかいふくしほうじんわかやま 社会福祉法人和歌山 つくし会 相談支援 事業所つくしの里	〒649-6215 いわでしながふさ 岩出市中迫665	0736-67-7036 FAX0736-69-5060	(ふく) わかやまつくし会	○	○		
	しょうがいじしやそうだんしえん 障害(児)者相談支援 事業所ライフ ステージサポート センターdoor	〒649-6219 いわでしながふさ 岩出市北大池92-1	0736-79-3188 FAX0736-79-3189	(かぶ) サンプリッジ	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよことぶき 相談支援事業所寿	〒649-6215 いわでしながふさ ぼんち 岩出市中迫188番地の6	0736-67-8888 FAX0736-67-8888	(どう) いりようふくしかい 医療福祉会	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター NeuvolaLots	〒649-6256 いわでしながふさ 岩出市金池115-1	0736-60-3184 FAX0736-60-3185	(とくひ) ロッツ	○	○		
	ももさと しょうがいじしや そうだん 桃郷障害児者相談 支援センター	〒649-6222 いわでしながふさ 岩出市岡田649-2	0736-67-8891 FAX0736-67-8892	(ふく) ももさと 桃郷	○	○		
	とくていそうだんしえんじぎょうしよ 特定相談支援事業所 みのん 末夢	〒649-6222 いわでしながふさ 岩出市岡田61 まつみ 松見ビューハイツ101	0736-79-6066 FAX0736-67-7223	(どう) まある	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター ミスタ	〒649-6222 いわでしながふさ 岩出市岡田2-1 1階東	0736-67-8356 FAX0736-67-8356	(かぶ) ぶらつく PLUCK	○	○		
	しょうがいじしやそうだん 障害(児)者相談 支援事業所じんべえ	〒649-6414 きかわしうちた ぼんち 紀の川市打田1342番地1 クルーセ102	0736-88-9186 FAX0736-88-9186	(どう) ライフサポート じんべえ	○	○		
	すみれ相談支援 事業所	〒649-6122 きかわしきたおい 紀の川市北大井509-1	0736-67-7570 FAX0736-67-7571	(かぶ) ケアパートナーズ	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ いつき 相談支援事業所 樹	〒649-6415 きかわしきほ 紀の川市窪149-4	0736-67-7753 FAX0736-67-7753	(かぶ) きくらもも 桜桃	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 PURE皆楽	〒649-6413 きかわしたけふさ 紀の川市竹房314	0736-77-0080 FAX0736-77-0086	(ふく) かいらくえん 皆楽園	○			
	ホームケアサービス ほのか	〒640-0403 きかわしきしがわちようあまでら 紀の川市貴志川町尼寺186	0736-65-1117 FAX0736-65-1127	(ゆう) ニューステージ	○	○		
	むぎ さと き かわせいかつ 麦の郷紀の川生活 支援センター	〒649-6423 きかわしおざき 紀の川市尾崎79-1	0736-78-2808 FAX0736-78-2807	(ふく) いちばくかい 一麦会	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 オーダーメイド Order Aid	〒649-6112 きかわしきしがわちようながはら 紀の川市貴志川町長原 458番地14	090-6387-0554	(どう) らいふ けあ Life Care	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
伊都 都 圏域	相談支援センター さくら	〒648-0072 はしもとしとうげ ちょうめ ほん 橋本市東家6丁目1番5-202	080-3445-0961 FAX0736-32-5015	それいゆ（同）	○	○		
	つくしんぼ相談 支援室	〒649-7207 はしもとしこうやぐちようおの ほんち 橋本市高野口町大野74番地の1	0736-42-0100 FAX0736-43-0200	（福） 桃郷	○	○		
	ふれあい工房相談 支援センター	〒648-0071 はしもとしお ほん 橋本市小原田127番	0736-32-7002 FAX0736-32-7002	（福） 博芳福祉会	○	○		
	伊都・那賀サポート センターれん	〒649-7205 はしもとしこうやぐちようなぐら 橋本市高野口町名倉1017-1	0736-25-6580 FAX0736-44-3861	（福） わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	はしもとしりつ 橋本市立たんぼぼ園	〒648-0091 はしもとしはしらもと ほん 橋本市柱本66-1	0736-20-6515 FAX0736-20-6515	はしもとし 橋本市	○	○		
	相談支援センター サニー	〒649-7202 はしもとしこうやぐちようふしはら 橋本市高野口町伏原243-1	0736-43-1546 FAX0736-43-1541	（株） Sunny	○	○		
	しょう しゃちいきせいかつ 障がい者地域生活 相談センター	〒648-0074 はしもとしの 橋本市野560-6-2-9202	0736-32-3813 FAX0736-26-7713	（福） 筍憩会	○	○	○	○
	しょうがいしゃちいきせいかつ 障害者地域生活相談 支援センター	〒648-0091 はしもとしはしらもと ほんち 橋本市柱本22番地	0736-37-5800 FAX0736-37-5801	（福） ゆたか会	○	○		
	相談支援センター テラスワン	〒648-0043 はしもとしか ほん 橋本市学文路136-1	0736-39-0777 FAX0736-39-0771	テラスワン（株）	○			
	相談支援センター むくのき	〒649-7203 はしもとしこうやぐちよう な ほん 橋本市高野口町名古曾724	0736-26-7741 FAX0736-43-2415	（福） むく きふくしかい 棕の樹福祉会	○	○		
	相談支援センター ゆうゆう	〒648-0072 はしもとしとうげ 橋本市東家790-5	0736-20-1554	（特非） めぐみ福祉会	○	○		
	相談支援センター 莉 ～まつり～	〒649-7206 はしもとしこうやぐちようむこうしま 橋本市高野口町向島98-27	0736-20-4325 FAX0736-20-4878	（株） コネクトケア	○	○		
	していしょう ふくし 指定障がい福祉 サービス事業 ・ASHITA製作所	〒648-0065 はしもとし こ だ ちょうめ 橋本市古佐田1丁目8-8	0736-25-8508 FAX0736-25-5868	（株） ASHITA製作所	○		○	○
	しょうがいじ しゃそうだんしえん 障害児・者相談支援 事業所さんじ	〒649-7133 いとぐん ちょうみたに 伊都郡かつらぎ町三谷1620-4	0736-20-2609 FAX0736-20-6677	（同） つかまる	○	○		
	く 暮らし応援センター シアフル	〒649-7174 いとぐん ちょうさや 伊都郡かつらぎ町佐野847-4	0736-22-3281 FAX0736-23-3811	（特非） よつ葉福祉会	○	○	○	○
有田 圏域	さくらんぼ相談 支援室	〒649-0315 ありだしやまち 有田市山地18	0737-23-8251 FAX0737-23-8252	（福） 桜樹	○	○		
	相談支援センター ひまわり	〒649-0306 ありだしはつしまはまあざすなはま 有田市初島町浜字砂浜1756-1	0737-83-2298 FAX0737-82-1998	（福） ありだ ひまわり福祉会	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児相 談支 援	地域 移行	地域 定着
有田 圏域	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 きぼう はし 希望の橋	〒643-0071 ありだぐんひろがわちようひろ ばんち 有田郡広川町広323番地1	0737-62-5119 FAX0737-62-5119	(いつしゃ) ビリーフ	○	○		
	ありだぐわちよう 有田川町 しゃかいふくしきぎょうかい 社会福祉協議会 そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	〒643-0853 ありだぐんありだぐわちようすみ ばんち 有田郡有田川町角75番地 1	0737-52-8886 FAX0737-52-4222	(ふく) ありだぐわちよう 有田川町 しゃかいふくしきぎょうかい 社会福祉協議会	○			
	ありた 有田サポート センターゆい	〒643-0853 ありだぐんありだぐわちようすみ 有田郡有田川町角75-1	0737-52-7702 FAX0737-52-7719	(ふく) わかやまけんふくしきぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	ありだちいきせいかつしえん 有田地域生活支援 センターつくし	〒643-0023 ありだぐんありだぐわちようくまい 有田郡有田川町熊井759-1	0737-63-3803 FAX0737-64-1867	(ふく) ありだ 有田つくし福祉会	○	○	○	○
	そうだんしえんしつ おひさま相談支援室	〒643-0022 ありだぐんありだぐわちようおあざおく 有田郡有田川町大字奥 あざめぐ た ばんち 字巡り田104番地1	0737-23-7739 FAX0737-23-7673	(ふく) ひまわり福祉会	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 あゆむ	〒643-0032 ありだぐんありだぐわちようてんま ばんち 有田郡有田川町天満306番地 ルーチェ・ソラーレⅢ101号	0737-23-7228 FAX0737-23-7238	(かぶ) にっしんげつぽ 日進月歩	○			
	そうだんしえん 相談支援センター まごころランド	〒643-0855 ありだぐんありだぐわちようかみなかしま 有田郡有田川町上中島 ばんち 859番地1	0737-52-6789 FAX0737-53-3008	(ふく) せんしゅうかい 千翔会	○	○	○	○
日高 圏域	かいごそうだんしつきらめき 介護相談室煌	〒644-0011 ごぼうしゆかわちようたから 御坊市湯川町財部947-2	0738-22-8322 FAX0738-52-7975	(かぶ) なつめ	○			
	ごぼう ひだかちいきかつどう 御坊・日高地域活動 しえん 支援センター	〒644-0003 ごぼうししま ばんち 御坊市島369番地	0738-32-7788 FAX0738-23-3303	(ふく) たいようふくしかい 太陽福祉会	○	○	○	○
	ごぼう ひだかちいき 御坊・日高地域 しょうがいしゃ せいかつしえん 障害者生活支援 センターあおぞら	〒644-0003 ごぼうししま ばんち 御坊市島369番地	0738-32-7051 FAX0738-23-2201	(ふく) たいようふくしかい 太陽福祉会	○	○	○	○
	ネオグループ御坊	〒644-0012 ごぼうしゆかわちようこまつばら ばん ごと 御坊市湯川町小松原380番10号	06-6532-6667 FAX06-5632-6668	ネオグループ (かぶ) (株)	○		○	○
	ひだか 日高サポート センターゆめ	〒644-0003 ごぼうししま ばんち 御坊市島369番地	0738-32-7051 FAX0738-23-2201	(ふく) わかやまけんふくしきぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 グリーン	〒644-0001 ごぼうしごぼう 御坊市御坊64-2	0738-52-5266 FAX0738-52-5267	じえいえいちふーどらぼ (かぶ) JHFoodLab (株)	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 ラフター	〒649-1221 ひだかぐんひだかちようしが 日高郡日高町志賀513	090-5336-6313 FAX0738-52-5083	(どう) ラフターエンター テインメント	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしょ びーす 相談支援事業所PIECE	〒649-1132 ひだかぐんゆらちようえな ばんち 日高郡由良町衣奈685番地	0738-70-0114 FAX0738-70-0178	(かぶ) ケアサービス笑	○	○		
	ケアサポートかえる	〒649-1528 ひだかぐんいなみちようにしのだ 日高郡印南町西ノ地20-4	080-3389-4204	(どう) タノクラ	○	○		
	しゃかいふくしほうじんいなみちよう 社会福祉法人印南町 しゃかいふくしきぎょうかい 社会福祉協議会	〒649-1533 ひだかぐんいなみちようやまぐち ばんち 日高郡印南町山口145番地の1	0738-42-1433 FAX0738-42-7294	(ふく) いなみちよう 印南町 しゃかいふくしきぎょうかい 社会福祉協議会	○	○	○	○

圏 域	じぎょうしょめい 事業所名	しょざいち 所在地	TEL FAX	せつちしゅたい 設置主体	計画 相談 支援	障害 児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
西 牟 婁 圏	していしょうがいふくし 指定障害福祉サービ ス事業所すまいる	〒645-0002 ひだかくん ちょうしほ 日高郡みなべ町芝569-1	0739-72-5643 FAX0739-72-5666	(ふく) やおき福祉会	○			
	きなんしょうがいしやちいきせいかつ 紀南障害者地域生活 支援センター	〒646-0046 たなべしほんまち 田辺市本町68-15 3F	0739-23-5945 FAX0739-34-5858	(ふく) やおき福祉会	○	○	○	○
	ケアサポートカタチ	〒646-0058 たなべしめら 田辺市目良37-28 2F	0739-33-7967 FAX0739-33-7968	(かぶ) ゼンシン	○	○		
	ケアプランセンター つむぐ	〒646-0012 たなべしかしまだい 田辺市神島台12-13 スペースルーム205号	0739-34-6558 FAX0734-34-6603	(どう) こねくと connect	○	○		
	ケアプランピクシス	〒646-0033 たなべししんやしきまち ほんち 田辺市新屋敷町56番地の13	0739-22-1888	(かぶ) ヨキダス	○			
	していとくていそうだんじぎょうしよ 指定特定相談事業所 りんく	〒646-0015 たなべし ちょう 田辺市たきない町7-12	0739-33-7466 FAX0739-33-7713	(ふく) なんき 南紀のぞみ会	○			
	しょうがいじ しゃそうだんしえん 障害児・者相談支援 センターさくら ホームヘルプ サービス	〒646-0216 たなべししもみず 田辺市下三栖1471-10	0739-26-3473 FAX0739-34-4300	(ゆう) エス・オー・イー	○	○		
	そうだんしつ 相談室ふらっと	〒646-0027 たなべしあさひがおか ほん ぎょう 田辺市朝日ヶ丘22番55号	0739-26-8777 FAX0739-34-5523	(どう) トライアングル	○	○		
	たなべ にしむろしょうがい 田辺・西牟婁障害児 者支援センター り〜ふ	〒646-0027 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘19-9	0739-25-5161 FAX0739-34-2600	(ふく) ふたば福祉会	○	○		
	たなべし 田辺市 しゃかいふくしきぎょうかい 社会福祉協議会 たなべじぎょうしよ 田辺事業所	〒646-0028 たなべしたかお ちょうめ ほん ぎょう 田辺市高雄一丁目23番1号	0739-24-8319 FAX0739-26-2928	(ふく) たなべし 田辺市 しゃかいふくしきぎょうかい 社会福祉協議会	○	○	○	○
	ゆ あ せ る ふ yourself	〒646-0217 たなべししろやまだい 田辺市城山台35-4	090-5240-9066 FAX0739-34-2365	(とくひ) ゆうあい	○		○	○
	そうだんしえん 相談支援センター ひかる	〒646-0063 たなべし は やまつばら 田辺市芳養松原1-10-16	0739-30-0110 FAX0739-30-0110	(どう) ジャム	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 くるむ	〒646-0215 たなべしなみ ず 田辺市中三栖111-14	080-2105-9030 FAX0739-33-0408	(どう) しせい 志成	○	○		
	あんじゅ	〒649-2521 にしむろぐんしらほまちようおふる 西牟婁郡白浜町大古759-1	0739-52-3678 FAX0739-52-3671	(ふく) きい きよ 紀伊の郷	○			
	な はな 菜の花	〒649-2201 にしむろぐんしらはまちようかたた ほんち 西牟婁郡白浜町堅田1026番地1	0739-34-5231 FAX0739-45-8055	(とくひ) ころん	○	○		
	もりおん もりおん 森音-MORION- そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所	〒649-2201 にしむろぐんしらはまちようかたた 西牟婁郡白浜町堅田2578-305	0739-20-1952 FAX0739-20-1956	(どう) きぼう 希望のかけはし	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
西牟婁圏域	そうだんしつ 相談室ラポール	〒649-2211 にしむろぐんしらほまちょう 西牟婁郡白浜町3331	0739-33-7857 FAX0739-33-7858	(株) きらり福祉会	○			
	しらほま 白浜コスモスの郷	〒649-2211 にしむろぐんしらほまちょう 西牟婁郡白浜町2927-219	0739-43-2359 FAX0739-33-7734	(福) 白浜コスモス福祉会	○			
	サポートセンター りんくる	〒649-2106 にしむろぐんかみとんだちょうなんき だい 西牟婁郡上富田町南紀の台 74-27	0739-34-2824 FAX0739-34-2817	(特非) ほかぜ	○	○		
	じどうはつたつしえん 児童発達支援センターふうか	〒649-2102 にしむろぐんかみとんだちょういわだ 西牟婁郡上富田町岩田1776-1	0739-47-3866 FAX0739-47-2176	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ピースフル	〒649-2107 にしむろぐんかみとんだちょういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 2407-4	0739-48-0297 FAX0739-48-0295	(株) みらい	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター奏	〒649-2107 にしむろぐんかみとんだちょういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 949-4	080-2402-3554 FAX0739-33-9113	てい-えぬ ぐう TN (同)	○	○		
	かえで	〒649-2107 にしむろぐんかみとんだちょういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 ばんち 1251番地	0739-48-0400 FAX0739-48-0400	(特非) どんぐりはうす	○	○		
	にしむろ 西牟婁サポート センターゆう	〒649-2105 にしむろぐんかみとんだちょうあつそ 西牟婁郡上富田町朝来2302	0739-47-5552 FAX0739-34-3260	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	はなみずき 花水木	〒649-2105 にしむろぐんかみとんだちょうあつそ 西牟婁郡上富田町朝来3777-1	0739-34-3384 FAX0739-34-3374	(福) おおとう 大塔あすなろ会	○			
	いなづみ作業所	〒649-2621 にしむろぐん ちようすさみ 西牟婁郡すさみ町周参見 ばん 2338番1	0739-55-2842 FAX0739-33-7169	(福) やおき福祉会	○			
	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 すさみ町 すさみ町 社会福祉協議会	〒649-2621 にしむろぐん ちようすさみ 西牟婁郡すさみ町周参見4133	0739-55-2431 FAX0739-55-2466	(福) すさみ町 社会福祉協議会	○	○		

圏域 けんいき	事業所名 じぎょうしょめい	所在地 しよざいち	TEL FAX	設置主体 せつちしゆたい	計画相談支援 けいかくさうだんしえん	障害児相談支援 しょうがいじさうだんしえん	地域移行 ちいきいこう	地域定着 ちいきていちゃく
東牟婁圏域 ひがしむろけんいき	していそうだんしえんじぎょうしよ 指定相談支援事業所 ぶらす	〒647-0081 しんぐうししんぐう 新宮市新宮3415-1	0735-22-5374 FAX0735-22-5375	(ふく) くまのみどりかい 熊野緑会	○	○		
	しょうがいじしやそうだん 障害児者相談 センターゆず	〒647-0071 しんぐうしきの ちようめ ほん ごう 新宮市佐野3丁目12番26号	0735-31-8370 FAX0735-31-8371	(ふく) みくまのふくしかい 美熊野福祉会	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ドレッセ	〒647-0043 しんぐうしみどりがおか ちようめ ほんち ごう 新宮市緑ヶ丘1丁目2番地4号 メゾンドイ1階	0735-29-2345 FAX0735-29-2346	(どう) ドレッセ	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ツリー	〒647-0020 しんぐうしじよふく 新宮市徐福1-1-10 2F	0735-29-3723 FAX0735-29-3724	(どう) にこ	○	○		
	じどうはつたつしえん 児童発達支援 センター通園くじら	〒649-5334 ひがしむろぐんなちかつうらちようかつうら 東牟婁郡那智勝浦町勝浦 342番地	0735-29-7502 FAX0735-29-7503	(ふく) いなほ福祉会 いなほ福祉会	○	○		
	そうだんしつ 相談室ラルゴ	〒649-5332 ひがしむろぐんなちかつうらちようあさひ 東牟婁郡那智勝浦町朝日 に ちようめ ほんち 二丁目249番地	0735-29-7845 FAX0735-29-7224	(とくひ) ネオ	○		○	○
	ヴィータ	〒649-3513 ひがしむろぐんくしもとちようたかとみ 東牟婁郡串本町高富584	0735-67-7373 FAX0735-67-7370	(どう) アドバンス	○	○		
	ひがしむろ 東牟婁サポート センターとも	〒649-4112 ひがしむろぐんくしもとちようたはら 東牟婁郡串本町田原700	0735-74-0231 FAX0735-74-0992	(ふく) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○

(2) 障害児者福祉団体一覧(令和7年4月1日現在)

だんたいめい 団体名	じむしょしょざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 FAXばんごう FAX番号
【当事者団体】		
しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 わかやまけんしんたいしょうがいしゃれんめい 和歌山県身体障害者連盟 ※県内15郡市に加盟団体があります	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 https://washinren.jp/	TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515
わかやまけんしかくしょうがいしゃふくしきょうかい 和歌山県視覚障害者福祉協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 http://wakayamashikaku.sakura.ne.jp/	TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515
わかやまけんしたいしょうがいしゃきょうかい 和歌山県肢体障害者協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 http://shitai-wakayama.sakura.ne.jp/	TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけんちょうかくしょうがいしゃきょうかい 和歌山県聴覚障害者協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://www.watayosyokyo.or.jp/	TEL 073-488-5243 FAX 073-488-5233
こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん きょうかいわかやまけんしぶ 日本オストミー協会和歌山県支部	〒640-8318 わかやましみなみでじま 和歌山市南出島39-8	TEL 073-474-2082 FAX 073-474-2082
NPO法人 わかやまけんこうてきしゃだんたい わ こうかい 和歌山県喉摘者団体 和喉会	〒640-0421 き かわしきがわちようきた 紀の川市貴志川町北94	TEL 0736-64-4159 FAX 0736-64-4159
わかやまけんちゅうとしつちよう なんちようしゃきょうかい 和歌山県中途失聴・難聴者協会	〒640-8322 わかやましあきづき 和歌山市秋月139-21 つたお のりお かつ 鳶尾 法夫 方 https://www.eonet.ne.jp/~wakanan/	TEL 073-472-8180 FAX 073-472-8180
ぜんこくせきずいそんしょうしゃれんごうかい 全国脊髄損傷者連合会 わかやまけん し ぶ 和歌山県支部	〒649-1443 ひだかぐんひだかがわちようわさ 日高郡日高川町和佐1030-90 しょうがいしゃ ない 障害者ピアサポートセンター内	TEL 0738-53-8068 FAX 0738-53-8069
NPO法人 わかやまけんじんゆうかい 和歌山県腎友会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://www.wajinkai.com/	TEL 073-427-1220 FAX 073-497-5220
【当事者・家族団体】		
NPO法人 わかやまけんじへいしょうきょうかい 和歌山県自閉症協会	〒646-0013 たなべしみなみしんまん 田辺市南新万13-4 http://asw.yu-yake.com/	TEL 0739-25-1018 FAX 0739-25-3823

だんたいめい 団体名	じむしょしよざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
わかやまもうしやともかい 和歌山盲ろう者友の会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 いっしや わかやまけんちょうかくしやうがいしやきようかい (一社)和歌山県聴覚障害者協会内	TEL 073-488-5243 FAX 073-488-5233
こうえきしやだんほうじんぜんにほんだんしゆれんめい 公益社団法人全日本断酒連盟 ほうじんわかやまけんだんしゆれんごうかい NPO法人和歌山県断酒連合会	〒649-6621 きかわしなてにしの 紀の川市名手西野247 はせば やすひと かつ 長谷場 保仁 方 https://danshukai.com/	TEL 0736-75-3966 FAX 0736-75-4414
にほんにぶんせきつししやきようかいわかやましが 日本二分脊椎症協会和歌山支部	〒640-0422 きかわしきがわちやうきしおの 紀の川市貴志川町岸小野53-1 もりした よしこ かつ 森下 芳子 方 https://sba.jpn.com/	TEL 090-6917-2981 (メールアドレス) kanonchan445@gmail.com
こうえきしやだんほうじん 公益社団法人 にほん きやうかい わかやまけん し ぶ 日本てんかん協会 和歌山県支部	〒640-8461 わかやましなごころ 和歌山市船所28-1	TEL 073-453-1291 FAX 073-453-1293
かぞくだんたい 【家族団体】		
わかやまけん 和歌山県 しやうがいじしやふ かいれんごうかい 障害児者父母の会連合会	〒640-8324 わかやましふきやちやう 和歌山市吹屋町5-49-3 しやかいふくしほうじん かい 社会福祉法人つわぶき会内	TEL 073-431-7000 FAX 073-488-6662
わかやまけんせいしんほけんふくし かぞukaiれんごうかい 和歌山県精神保健福祉 家族会連合会	〒642-0024 かいなんしきかい 海南市阪井521 あすなろ内	TEL 073-487-5560 FAX 073-487-5556
こうじのうきのうしやうがい かぞukai やわ 高次脳機能障害家族会《和らぎ》	〒640-8392 わかやましなかのしま 和歌山市中之島1794 ワークショップフラット内 https://ameblo.jp/yawaragi2007/	TEL 073-423-5838 FAX 073-423-5838 (メールアドレス) yawaragi2007@gmail.com
こうじのうきのうしやうがい かぞukai やわ きなん 高次脳機能障害家族会《和らぎ》 紀南	〒646-0005 たなべしあきづちやう 田辺市秋津町1777-13 やました ゆうこ かつ 山下 裕子 方 https://sites.google.com/view/yawaragi-kinan/	TEL 090-8380-2478 (メールアドレス) yawaragi_kinan@yahoo.co.jp
しやかいふくしほうじん ぜんこくじゅうしやうしんしんしやうがい 社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者)を守る会 和歌山支部	〒649-2201 にしむろぐんしらばまちやうかたた 西牟婁郡白浜町堅田2760-84 せいだ しずこ かつ 清陀 静子 方	TEL 0739-45-2776 FAX 0739-45-2776
いりやうてき ひつやう こ 『医療的ケア』を必要とする子どもたちの きやういふく せいかつ かんが かい かぞくぶかい 教育と生活を考える会 家族部会 き 紀いけあ	https://instagram.com/ki_ikea	TEL 090-6963-3345 (メールアドレス) kiikea0926wakayama@gmail.com

だんたいめい 団体名	じむしょしょざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
【患者当事者団体】		
わかやまけんなんびょうだんたいれんらくきょうぎかい 和歌山県難病団体連絡協議会	〒640-8392 わ か や ま し な か の し ま 和歌山市中之島1794 https://solana.biz/wananren/	TEL 073-423-5838 FAX 073-423-5838
【その他団体】		
わ か や ま け ん し ゃ か い し ゅ う ろ う 和歌山県社会就労センター協議会	〒640-8331 わ か や ま し み そ の ち ょ う ち ょ う め 和歌山市美園町5丁目4-6	TEL 073-499-6142 FAX 073-498-6980
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけん 和歌山県セルフセンター	〒640-8331 わ か や ま し み そ の ち ょ う ち ょ う め 和歌山市美園町5丁目4-6 http://www.w-selp.onamae.jp/philosophy.html	TEL 073-499-6142 FAX 073-498-6980
わかやまけんきょうどうさぎょうしよれんらくかい 和歌山県共同作業所連絡会 (きょうされん和歌山支部)	〒640-8319 わ か や ま し て び ら ち ょ う め 和歌山市手平6丁目112-1 http://www.wasaren.org/	TEL 073-402-1181 FAX 073-424-5504
わ か や ま け ん ち て き し ゅ う が い し ゃ ふ く し き ゅ う か い 和歌山県知的障害者福祉協会	〒640-1162 かいなんしかみだに 海南市上谷777-1 太陽の丘内	TEL 073-487-4352 FAX 073-487-4843
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけんしゃかいふくし し かい 和歌山県社会福祉士会	〒640-8319 わ か や ま し て び ら ち ょ う め ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わ か や ま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://wacsw.com/	TEL 073-499-4529 FAX 073-499-4529
わ か や ま け ん り ゅ う ご し せ つ れ ん ら く き ゅ う ぎ かい 和歌山県療護施設連絡協議会	〒649-2105 にしむろぐんかみとんだちようあつそ 西牟婁郡上富田町朝来2289-5 むろ さくら 園	TEL 0739-47-5651 FAX 0739-47-5652
わ か や ま け ん せ い し ん ほ け ん ふ く し し き ゅ う か い 和歌山県精神保健福祉士協会	〒642-0024 かいなんしきかい 海南市阪井488-1 しゃかいふくしほうじん いちみねかい 社会福祉法人 一峰会あすの実内 http://wakayama-psw.com/	TEL 090-1149-0861 FAX 050-6865-4958
わ か や ま け ん せ い し ん か び ょ う い ん き ゅ う か い 和歌山県精神科病院協会	〒640-8319 わ か や ま し て び ら ち ょ う め ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わ か や ま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階 けんせいしんほけんふくし ない 県精神保健福祉センター内	TEL 073-427-4345 FAX 073-427-4345
わ か や ま け ん せ い し ん ほ け ん ふ く し き ゅ う か い 和歌山県精神保健福祉協会	〒640-8319 わ か や ま し て び ら ち ょ う め ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わ か や ま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階 けんせいしんほけんふくし ない 県精神保健福祉センター内	TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193

このしおりは、障 害 のある人の社会参加の一助とするため

障 害 のある人に関する福祉制度の概要をまとめたものです。

また、この冊子が、関係者の皆様にも広く利用され、障 害 福

祉を知るための手引きとなれば 幸 いです。

なお、それぞれの制度の 詳 細 につきましては関係の各機関

にお問い合わせください。

掲載されている施策の内容、手当額や自己負担額などは、令和7年(2025年)4月1日現在のもです。年の途中で変更されることがありますので、詳しいことは各項目のお問い合わせまでご確認ください。

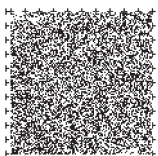
編集・発行 和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課

電 話 073-441-2530(直通)

FAX 073-432-5567

ホームページ [和歌山県 障害児者福祉のしおり](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/index.html) 検索

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/index.html>



地球環境保護のために、植物油インキを使用しています。